昭26.11.15.

官報

主要目次

省令
○漁船法施行規則の一部を改正する省令の一部改正　二四五頁
規則
○地方税法施行規則の一部改正　二四五
告示
○無線局免許　二四五
○保安林解除（福島県）　二五四
○同右（石川県）　二五四
○同右（山形県）　二五四
○同右（宮城県）　二五四
○農林省組織規程により水産研究所の支所の位置指定　二五四
○冷蔵倉庫基準保管料　二五四
○運輸審議会の決定（西南汽船株式会社申請高知、清水間定期航路事業の免許について）　二五五
○同右（自動車運送事業の経営免許について）　二五五
○無効となつた船舶検査証書　二五六
○大阪市外電話局とジャカルタにおける電話局に直通無線電話連絡　二五六
○砂防設備を要する土地指定（奈良県）　二五六
○砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地指定（栃木県）　二五七
○九月分建築物及び住宅動態統計の集計結果　二六〇
国会事項
○公聴会告示（一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案について）　二六二
官庁事項
○関東における私鉄四社争議調停に関する公表　二六三
人事院公告
○第二回海上保安大学校学生・海上保安学校（水路科・燈台科）学生採用試験公告　二六四

省令

◉農林省令第七十六号

漁船法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第九十四号）附則第四項の規定に基き、漁船法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

農林大臣　根本龍太郎

漁船法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

漁船法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十六年農林省令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同年十一月三十日」を「昭和二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

◉地方財政委員会規則第十八号

地方税法施行規則（昭和二十五年地方財政委員会規則第五号）の一部を改正する地方財政委員会規則を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

地方財政委員会委員長　野村　秀雄

地方税法施行規則の一部を改正する地方財政委員会規則

地方税法施行規則（昭和二十五年地方財政委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九條第三号中「又は高等学校」を「、高等学校、中学校又は小学校」に改め、同号の次に次の七号を加える。

四　グルー基金設定のためにグルー基金後援会に対してなす寄附金で、昭和二十六年十二月三十一日までに支出されたものの全額

五　クラーク及び宮部奨学会設立のためにクラーク及び宮部奨学会に対してなす寄附金で、昭和二十六年十二月三十一日までに支出されたものの全額

六　伊勢神宮式年遷宮のために伊勢神宮式年遷宮奉賛会に対してなす寄附金で、昭和二十六年十二月三十一日までに支出されたものの全額

七　広島平和記念聖堂建設のために広島平和記念聖堂建設後援会に対してなす寄附金で、昭和二十六年十二月三十一日までに支出されたものの全額

八　財団法人海外市場調査会設立のために財団法人海外市場調査会に対してなす寄附金で、昭和二十六年十二月三十一日までに支出されたものの全額

九　熱田神宮造営のために熱田神宮造営会に対してなす寄附金で、昭和二十七年三月三十一日までに支出されたものの全額

十　財団法人癩予防協会の事業資金に充てるために貞明皇后記念救癩事業募金委員会に対してなす寄附金で、昭和二十六年十二月三十一日までに支出されたものの全額

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第九條第三号から第八号までの規定は昭和二十六年三月一日の属する事業年度分、同條第九号の規定は昭和二十六年五月一日の属する事業年度分、同條第十号の規定は、昭和二十六年八月三十一日の属する事業年度分において支出した寄附金から適用する。

告示

◉電波監理委員会告示第二千二十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月十四日　第一五三二号
二　免許人の名称　東邦海運株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、東邦海運株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　東龍丸（主たる停泊港　東京）
九　呼出符号　JAVR
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置
- A一　A一、A二
  - 第一、第二装置　水晶発振　A二　リップル変調　五〇〇W（但し、六、六五〇kcは三〇〇W）
  - 第一装置　水晶発振　A二　リップル変調　五〇W
  - 一六、五六〇kc
  - 一二、四二〇kc
  - 八、五〇〇kc
  - 八、四三五kc
  - 八、二八〇kc
  - 六、六五〇kc
  - 五、五七〇kc
  - 五、四二〇kc
  - 五〇〇kc
  - 四六八kc
  - 四六〇kc
  - 四二五kc
  - 四〇〇kc
  - 三七五kc

補助装置　A一、A二　水晶発振　A二　リップル変調　五〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

毎日文書
明治二十三年三月三十一日第三種郵便物認可

◉電波監理委員会告示第二千二十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月二十三日　第一四九一号
二　免許人の氏名　高橋定吉
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、同組合員所属船舶局
六　通信の事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月二十二日
八　設置場所　第三共友丸(主たる停泊港　七浦)
九　呼出名称　さんどうきようゆうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　二、六二〇kc　二、九五五kc　水晶発振　終段陽極変調　一〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年七月十四日　第一四九八号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年七月十三日
八　設置場所　きよづき(主たる停泊港　横浜)
九　呼出符号及び呼出名称　JDKM　きよづき
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　二、五七〇kc　二、五八〇kc　二、九五五kc　二、六八〇kc　三、七八五kc　四、二八五kc　水晶発振　A二、A三　終段抑制格子変調　A一、A二　五〇WW　A一　A三
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年三月一日　第三〇七六号
二　免許人の名称　三光汽船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、三光汽船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年二月二十九日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　月光丸(主たる停泊港　相生)
九　呼出符号　JIKV
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置　A一、A二　三、七五kc　四、〇〇kc　四、二五kc　四、六〇kc　五、四二〇kc　五、五七〇kc　六、六五〇kc　八、二〇〇kc　八、四三五kc　八、五〇〇kc　一二、四二〇kc　一六、五六〇kc　水晶発振　終段抑制格子変調　五〇〇W　但し、六、六五〇kcは三〇〇W
補助装置　A一、A二　三、七五kc　四、〇〇kc　四、二五kc　四、六〇kc　五、〇〇kc　水晶発振　リツプル変調　五〇W
特殊装置　レーダー　P〇　九、三九二Mc　マグネトロン発振　特殊　三〇KW
但し、帯域幅は九、三二〇Mcから九五〇〇Mcまで
十一　空中線の型式及び構成　傾斜型、逆L型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月十八日　第一四六九号
二　免許人の氏名　才賀松次郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、同組合員所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月十七日
八　設置場所　第五成田不動丸(主たる停泊港　波崎)
九　呼出名称　ごごうなりたふどうまる

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、六五〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　二〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月二十五日　第一五〇六号
二　免許人の名称　日本サルヴェージ株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海難救助事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、日本サルヴェージ株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び船舶の救難に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月二十四日
八　設置場所　万谷丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JNQN
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三、七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　五〇〇kc　主発振　A二　リツプル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三十三号

第八豊洋丸無線局の免許人は、昭和二十六年七月二十五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六三一〇号
二　免許人の名称　徳島水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　長崎漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第八豊洋丸(主たる停泊港　福岡)
九　呼出符号及び呼出名称　JQOJ　だいはちほうようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三、七五kc　四、〇〇kc　四二五kc　五、〇〇kc　五、二〇〇kc　五、五八〇kc　一一、〇〇kc　一一、五七〇kc　一二、〇〇kc　一六、〇〇kc　一八、〇〇kc　二一、〇〇kc　二五、〇〇kc　主発振　A二　リツプル変調
A一、A二、A三　一一、〇〇kc　一一、五七〇kc　一二、〇〇kc　一六、〇〇kc　一八、〇〇kc　二一、〇〇kc　二五、〇〇kc　水晶発振　A三　終段抑制格子変調
A一　A一、A二　三、七五kc　四、〇〇kc　四二五kc　五、〇〇kc　五、二〇〇kc　水晶発振　A二　リツプル変調
A一、A二　一一、五七〇kc　一二、〇〇kc　一六、〇〇kc　一八、〇〇kc　二一、〇〇kc　二五、〇〇kc　水晶発振　A二　終段抑制格子変調
A三　A一、A二　但し、八、三二五kcは一〇〇W　四〇W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三十四号

第十三新生丸無線局の免許人は、昭和二十六年六月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六三一五号
二　免許人の名称　広田漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　福岡漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第十三新生丸(主たる停泊港　福岡)
九　呼出符号及び呼出名称　JBUP　だいじゅうさんしんせいまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
第一装置　A二　三、七五kc　四、〇〇kc　四二五kc　五、〇〇kc　五、五七〇kc　一一、〇〇kc　一一、五七〇kc　一六、〇〇kc　一六、一〇〇kc　一八、〇〇kc　一九、五五〇kc　第一、第二装置　水晶発振　リツプル変調
A二、A三　一一、〇〇kc　一一、五七〇kc　一六、〇〇kc　一六、一〇〇kc　一八、〇〇kc　一九、五五〇kc　第二装置　終段抑制格子変調
A二、A三　五、五二〇kc　五、七〇〇kc　第二装置　終段陽極変調
A二　一二、五七〇kc　一二、〇〇kc　一六、〇〇kc　一八、〇〇kc　一二五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千三十五号

第三大黒丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年三月二十二日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一四八八号
二　免許人の氏名　山村利久
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　神奈川県漁業無線協会所属海岸局、同組合員所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第三大黒丸(主たる停泊港　三崎)
九　呼出符号　JBTG
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五七〇kc　一、六二〇kc　一、九五五kc　水晶発振　A二　終段遮蔽格子変調　一五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第二千三十六号

第六福住丸無線局の空中線電力は、昭和二十六年八月七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第二二六八号
二　免許人の氏名　八木武雄
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　焼津漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第六福住丸(主たる停泊港　焼津)
九　呼出符号及び呼出名称　JGLS　やぎだいろくふくすみまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一　A一、A二　一、五七〇kc　一、九〇五kc　一、七〇〇kc　一、五二〇kc　一、九五五kc　水晶発振　終段制御格子変調　A一　一四〇W　A二　一〇〇W　A三　一五〇W
A三
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第二千三十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年七月六日　第一一四七号
二　承認を受けた者　電波監理委員会
三　無線局の種別　固定局
四　無線局の目的　電波観測業務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方　電波監理委員会所属国分寺、平磯、山川、稚内の各固定局
六　通信事項　電波の観測及び研究に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所　銚子市高神町天王台　東経一四〇度五一分　北緯三五度四二分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JGA—2120　A一、A三　三、五五〇kc　水晶制御発振　終段抑制格子変調　A一　三〇〇W
JGA—2120　A一、A三　九、一七五kc　A三　一五〇W
十　空中線の型式及び構成　ツェッペリン
十一　運用許容時間　常時
十二　その他　A一、A三　九、一七五kcの使用は、晝間に限る。

◎電波監理委員会告示第二千三十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十月二十九日　第一二三九号
二　免許人の名称　横浜市
三　無線局の種別　実用化試験局(基地局)
四　無線局の目的　消防事務に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　横浜市所属の実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.消防組織法第一條に規定する消防の任務を遂行するため必要な事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年十月二十八日
八　設置場所　横浜市西区杉山町二丁目五四番地　東経一三九度三七分　北緯三五度二七分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
しようぼうほんぶ　F三　一四八・二一Mc　水晶発振　ベクトル合成　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第二千三十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月二十九日　第一二四〇号
二　免許人の名称　横浜市
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　消防事務に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　横浜市西区杉山町二丁目五四番地　東経一三九度三七分　北緯三五度二七分
六　通信事項　1.消防組織法第一條に規定する消防の任務を遂行するため必要な事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年十月二十八日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　横浜市内一円及びその周辺
常置場所　横浜市西区杉山町二丁目五四番地
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
しようぼういちごう　F三　一四八・二一Mc　水晶発振　ベクトル合成　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◎電波監理委員会告示第二千四十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第六百二十号の長崎県無線漁業協同組合所属の奈良尾海岸局の周波数は、昭和二十六年十月十日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第九項中「二、四五〇kc」の次に「二、六五〇kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第二千四十一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千四号の長崎県無線漁業協同組合所属の館浦海岸局の周波数は、昭和二十六年九月四日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第九項中「二、四五〇kc」の次に「二、六五〇kc」を加える。

◎電波監理委員会告示第二千四十二号

楠栄丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年三月十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一四八四号
二　免許人の名称　日東商船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、日東商船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び物資の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　楠栄丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JHGD
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四五〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五七〇kc　五八〇kc　六五〇kc　六三〇kc　八〇〇kc　八四〇kc　主発振　A一　水晶発振　A二　リップル変調　二五〇W
補助装置　A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　五〇〇kc　主発振　A二　リップル変調　五〇W
十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用義務時間　十六時間

◎電波監理委員会告示第二千四十三号

へくら無線局にレーダーの設備を昭和二十六年七月八日設置した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年六月二十一日　第一四〇〇号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海上保安業務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年六月二十日
八　設置場所　へくら(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号及び呼出名称　JBGI　へくら
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四〇〇kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　四五〇kc　五〇〇kc　五二〇kc　五七〇kc　五八〇kc　六五〇kc　六三〇kc　八〇〇kc　八四〇kc　第一、第二装置　水晶発振　A一
A三　三七五kc　四〇〇kc　四二五kc　四六〇kc　五〇〇kc　第一、第二装置　終段抑制格子変調　A三
特殊設備　レーダー　P0　九、三九四Mc　マグネトロン発振　三〇KW
十一　空中線の型式及び構成　T型、回転反射鏡付電磁ホーン
十二　運用許容時間　常時
十三　その他　レーダーの周波数帯域幅は、九、三二〇Mcから九、五〇〇Mcまで

◎電波監理委員会告示第二千四十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一四八九号
二　免許人の氏名　高橋　亘
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　神奈川県漁業無線協会所属海岸局及び同組合員所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第十三号高丸(主たる停泊港　三崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JBCF　じゅうさんごうまるたかまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　三七五kc　四二五kc　五〇〇kc　五七〇kc　五八〇kc　六五〇kc　六二〇kc　九〇〇kc　九五〇kc　一一〇〇kc　一一五〇kc　第一、第二装置　水晶発振　A一
A一、A二、A三　三七五kc　四二五kc　五〇〇kc　五七〇kc　五八〇kc　六五〇kc　六二〇kc　九〇〇kc　九五〇kc　一一〇〇kc　一一五〇kc　第一装置　A二　終段抑制　A三　第二装置　格子変調　A一
A一　三七五kc　四二五kc　五〇〇kc　五七〇kc　五八〇kc　第一装置　A一、A二、A三　但し、三七五kcは一〇W　終段陽極変調　A一　終段抑制格子変調　A三　一五〇W　二五W
十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一四六七号
二　免許人の氏名　西幸太郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　三崎漁業用海岸局、同所属通信系漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第十一西丸(主たる停泊港　三崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JNVG　じゅういちごうにしまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	第一装置 水晶発振	三七五kc
		四二五kc
		五〇〇kc
		五七〇kc
		五八〇kc
		九〇五kc
		一二〇〇kc
		一三〇〇kc
		一六二〇kc
		一九五五kc
A一	中波主発振	三七五kc
		四二五kc
		五〇〇kc
		五七〇kc
		五八〇kc
		九〇五kc
		一二〇〇kc
		一三〇〇kc
		一六二〇kc
		一九五五kc
A一、A二、A三	第二装置 水晶発振	五五〇〇kc
		五七〇〇kc
		八〇〇〇kc
		八三〇〇kc
		一一五〇〇kc
		一六二〇〇kc
		一九五五〇kc

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年八月十四日　第一五二七号
二　免許人の氏名　厚海熊太郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、同組合員所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年八月十三日
八　設置場所　第二喜久丸(主たる停泊港　勝山)
九　呼出名称　あつみにごうきくまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一	第一装置 水晶発振	一、六二〇kc
		一、九五五kc
A二	第一、第二装置 リップル変調	一二五W
		但し、三、七〇〇kcは二五W、八、三、二五kcは一〇〇W
A三	水晶発振 終段陽極変調	三〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一四六九号
二　免許人の氏名　三好勇蔵
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、同組合員所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月十七日
八　設置場所　第三成田不動丸(主たる停泊港　波崎)
九　呼出名称　さんごうなりたふどうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	水晶発振 終段抑制格子変調	二、四四〇kc
		二、五四五kc
		二、六五〇kc
		二、七八五kc

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一〇五四号
二　免許人の氏名　尾形六郎兵衛
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、三崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　海幸丸(主たる停泊港　三崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JDAT　おがたかいこうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	第一装置	三七五kc
		四二五kc
		五〇〇kc
		五七〇kc
		五八〇kc
		九〇五kc
		一二〇〇kc
		一三〇〇kc
		一六二〇kc
		一九五五kc
A一	第一、第二装置 水晶発振 終段陽極変調	三七五kc
		四二五kc
		五〇〇kc
		五七〇kc
		五八〇kc
		九〇五kc
		一二〇〇kc
		一三〇〇kc
		一六二〇kc
		一九五五kc
A一、A二、A三	第一装置 終段陽極(リップル)変調	A一、A二 一二五W
	第二装置 終段陽極変調	A一、A二 但し、短波は一〇〇W
	第一、第二装置 終段陽極変調	A三 三五W

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千四十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　承認を受けた者　水産庁
二　承認の年月日及び番号　昭和二十六年四月十一日　第一四七七号
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業の監督取締を行うため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び漁業の指導監督に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年四月十日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第三黒潮丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号及び呼出名称　JCCA　だいさんくろしおまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	第一、第二装置 水晶発振	三七五kc
		四二五kc
		五〇〇kc
		五七〇kc
		五八〇kc
		九〇五kc
		一二〇〇kc
		一三〇〇kc
		一六二〇kc
		一九五五kc
A一、A二、A三	第一、第二装置 リップル変調、終段抑制格子変調	A一、A二 一二五W、八、三、七〇〇kc、八、三、二五kcは一〇〇W
		A三 但し、二、七八五kcは一〇W
A三	水晶発振 終段陽極変調	二、四四〇kc
		二、五四五kc
		二、六五〇kc
		二、七八五kc

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千五十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年六月二十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月二十五日　第一四九四号
二　免許人の名称　茨城県
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　茨城県那珂湊漁業指導用海岸局、漁船の船舶局、茨城県漁業協同組合連合会所属海岸局
六　通信事項　船舶の航行及び漁業の指導監督に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月二十四日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　茨城丸(主たる停泊港　那珂湊)
九　呼出符号及び呼出名称　JKSI　いばらぎまる

A一、A二	第一、第二装置 リップル変調、終段抑制格子変調	A一、A二 一二五W、八、三、七〇〇kc、八、三、二五kcは一〇〇W
		A三 但し、二、七八五kcは一〇W
A三	水晶発振 終段陽極変調	三〇W

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千五十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十一月十五日　第一四九四号
二　免許人の氏名　北郡龍平
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　和歌山県勝浦漁業用海岸局、勝浦漁業協同組合所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月十八日
八　設置場所　第五新興丸(主たる停泊港　勝浦)
九　呼出名称　きたごうりだいごしんこうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	第一、第二装置 水晶発振	三七五kc
		四二五kc
		五〇〇kc
		五七〇kc
		五八〇kc
		九〇五kc
		一二〇〇kc
		一三〇〇kc
		一六二〇kc
		一九五五kc
A一	第一装置 リップル変調、終段抑制格子変調	A二 一二五W
	第二装置 終段陽極変調	A三 四〇〇W、二、五四五kcは二五W
A三	水晶発振 終段陽極変調	三五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千五十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年六月二十二日　第一四九三号
二　免許人の氏名　志村仙之助
三　無線局の種別　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
四　無線局の目的　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、同組合員所属船舶局
五　通信の相手方　船舶の航行に関する事項、漁業通信
六　通信事項　昭和三十一年六月二十一日
七　免許の有効期限　第三信護丸(主たる停泊港　小湊)
八　設置場所　さんごうしんごまる
九　呼出名称

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 (一、九五五 kc / 二、四四〇 kc / 二、五四五 kc / 二、六五〇 kc / 二、七八五 kc) 水晶発振 終段抑制格子変調 二〇W
十一 空中線の型式及び構成 T型
十二 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第二千五十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十五日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年八月十六日 第二三三二〇号
二 免許人の氏名 松田大五郎
三 無線局の種別 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 豊浜漁業協同組合所属漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和三十一年八月十五日
八 設置場所 第十七豊漁丸(主たる停泊港 豊浜)
九 呼出名称 だいじゆうななほうりようまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三 (一、六二〇 kc / 二、七八五 kc / 二、四四〇 kc) 水晶発振 終段抑制格子変調 二五W
十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時

◉大蔵省告示第千六百九十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、本荘町信用組合第四回割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 本荘町信用組合第四回割増金附定期貯金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十六日から同二十七年一月十四日まで。
四 割増金

等級	割増金当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円 一本
一等	一、〇〇〇 二
二等	五〇〇 五
三等	一〇〇 五〇
四等	三〇 五〇〇
五等	二〇 四、四四二
計	五、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月二十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月二十日
七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百九十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、京都府農協講和記念割増定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 京都府農協講和記念割増定期貯金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十六日から同二十七年一月十四日まで。
四 割増金

等級	割増金当せんの数
講和記念賞	一〇、〇〇〇円 一本
一等	一、〇〇〇 九
二等	五〇〇 二〇
三等	一〇〇 一〇〇
四等	五〇 一、〇〇〇
五等	一七 八、八七〇
計	一〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月三十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月八日
七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百九十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、滋賀県農協第六回割増金附共栄定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 滋賀県農協第六回割増金附共栄定期貯金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十六日から同二十七年一月十五日まで。
四 割増金

等級	割増金当せんの数
特賞	五〇、〇〇〇円 一本
一等	一、〇〇〇 四九
二等	一〇〇 一〇〇
三等	三〇 一、五〇〇
四等	二〇 一三、三五〇
五等	一五〇、〇〇〇
計	

五 抽せん期日 昭和二十七年一月三十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月九日
七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百九十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、多治見市農協第五回ことぶき定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 多治見市農協第五回ことぶき定期貯金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十七日から同年十二月三十一日まで。
四 割増金

等級	割増金当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円 一本
一等	一、〇〇〇 五
二等	四〇〇 一〇〇
三等	二〇〇 三〇
四等	一〇〇 一、〇〇〇
五等	三〇 八、八五四
六等	二〇 一〇、〇〇〇
計	

五 抽せん期日 昭和二十七年一月二十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月二十一日
七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百九十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第四回日南信用組合割増金附平和定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第四回日南信用組合割増金附平和定期貯金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十七日から同年十二月三十一日まで。
四 割増金

等級	割増金当せんの数
特等	三〇、〇〇〇円 一本
一等	五、〇〇〇 一
二等	一、〇〇〇 一〇
三等	一〇〇 五〇
四等	四〇 一八
五等	一八 一、九三八
計	二、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月十日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月二十日
七 貯金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百九十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、土崎信用金庫第三回幸運定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 土崎信用金庫第三回幸運定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十七日から同二十七年一月十日まで。
四 割増金

等級	割増金当せんの数
一等	二〇、〇〇〇円 一本
二等	三、〇〇〇 二
三等	一〇〇〇 三
四等	七〇〇 二五
五等	一〇〇 二五〇
六等	四〇・五〇 二、五〇〇
七等	二〇・二〇 三、二二九
計	二五、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月十九日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月十四日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百九十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、富士宮信用金庫第一回平和定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 富士宮信用金庫第一回平和定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十七日から同年十二月三十一日まで。
四 割増金

等級	割増金当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円 一本
一等	一、〇〇〇 五
二等	五〇〇 一二
三等	一〇〇 二四
四等	三〇 六〇〇
五等	二〇 五、三五八
計	六、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月七日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月十四日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百九十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、第一回殖産相互福得定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 第一回殖産相互福得定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十七日から同二十七年一月十四日まで。
四 割増金

等級	割増金当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円 一本
一等	一〇、〇〇〇 一
二等	五、〇〇〇 三
三等	三〇〇〇 五
四等	一〇〇 一、〇〇〇
五等	四七 一〇、〇〇〇
六等	二〇 八八、九四五
計	一〇〇、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年一月二十一日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年一月二十七日
七 預金証書の印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千六百九十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第百四十三号)第三條及び第五條の規定により、山口相互銀行第四回蓄割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 山口相互銀行第四回蓄割増金附定期預金
二 條件
(イ)契約期間 六月
(ロ)預入金額 一口千円
(ハ)利息 付けない。
三 取扱の時期 昭和二十六年十一月十七日から同二十七年一月十日まで。
四 割増金

等級	割増金当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円 一本
一等	一〇、〇〇〇 一
二等	一、五〇〇 四五
三等	三五 五三、八六二
四等	二〇 六〇、〇〇〇
五等	計 一二
計	五

五 抽せん期日 昭和二十七年一月二十三日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年二月一日

昭26.11.15.　第7457号

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎農林省告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十六年十一月十五日

農林大臣　根本龍太郎

福島県　田村郡中妻村大字斎藤字愈角地七九（但し、台帳三反二畝一二歩の内見込六畝）、八二（但し、台帳二反の内見込四畝）、八三ノ二

以上田村郡中妻村長の申請に係るものであつて土砂流出防備のため指定されたものを林道開設のため必要と認めるもの

安達郡　旭村大字田沢字和田山六（但し、台帳一反六畝二四歩の内見込三歩）、七ノ二（但し、台帳一反二畝の内見込二歩）

以上安達郡旭村長の申請に係るものであつて、土砂流出防備のため指定されたものを林道開設のため必要と認めるもの

耶麻郡　猪苗代町字グミ沢七〇八〇ノ一から七〇八〇ノ一〇まで、字グミ沢原七〇九二ノ一、七〇九二ノ三から七〇九二ノ九まで、七〇九三ノ四から七〇九三ノ一〇まで、字グミ沢山七〇九一ノ四から七〇九一ノ七まで

以上猪苗代町長の申請に係るものであつて、土砂流出防備の必要が消滅したと認めるもの

◎農林省告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により次の保安林を解除する。

昭和二十六年十一月十五日

農林大臣　根本龍太郎

石川県　羽咋郡一ノ宮村字一の宮寺家滝入会地赤山一ノ一（但し、台帳一八町二畝一八歩の内実測三町三反六畝一一歩）、赤山一ノ一〇七、一ノ一〇八

以上土砂流出防備の必要が消滅したものと認めるもの

◎農林省告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十六年十一月十五日

農林大臣　根本龍太郎

山形県　飽海郡　西荒瀬村大字宮海字新林一（但し、実測一五六町七反五畝二九歩の内実測二二町五反六畝二〇歩）、酒田市大字北千日堂前字松境五（但し、台帳五町四畝一五歩の内実測二町八畝二八歩）、八（但し、台帳八町六反六畝二八歩の内実測一町一畝一〇歩）、大字酒井新田字水口九八（但し、台帳八町一畝一五歩の内実測二町二八歩）、大字高砂字能登山一（但し、二一町七反九畝四歩の内実測三町七反九畝一四歩）、六（但し、台帳四反六畝六歩の内実測四畝二三歩）

以上潮害防備の必要が消滅したと認めるもの

南村山郡東沢村大字新山字中水無沢二（但し、台帳一三町一反二四歩の内実測一〇町五反七畝三歩）

以上土砂流出防備及び水源かん養の必要が消滅したと認めるもの

◎農林省告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。

昭和二十六年十一月十五日

農林大臣　根本龍太郎

宮城県　牡鹿郡　渡波町大字根岸字浜曾根山一（但し、台帳一三町六反四畝一一歩の内実測五畝二八歩）

以上潮害防備のため指定されたものを道路建設のため必要と認めるもの

仙台市　大字荒浜字神明林一、四、六字南官林三、四六（但し、以上五筆合計台帳二六町二反一畝二七歩の内実測一反一畝二歩）

以上潮害防備のため指定されたものを送電線敷地のため必要と認めるもの

大字蒲生字鍛冶谷地一（但し、台帳九町九反四畝の内実測一畝一歩）、大字岡田字砂原一ノ一（但し、台帳三八町七反九畝一二歩の内実測二反二畝四歩）、大字荒浜字北山一一ノ一、一一ノ二（但し、以上二筆合計台帳二四町二反八畝二四歩の内実測三反二八歩）

以上潮害防備の必要が消滅したと認めるもの

柴田郡　村田町大字足立字南谷山一（但し、台帳三三六町五反二畝二八歩の内実測一町一反五畝二九歩）

以上水源かん養の必要が消滅したと認めるもの

牡鹿郡　鮎川町大字鮎川浜字鬼形山一（但し、台帳五六町三反七畝一歩の内実測六反七畝一二歩）

以上魚つきの必要が消滅したと認めるもの

登米郡　米川村大字鱒淵字小山下三（但し、台帳一五町八反七畝九歩の内実測一畝六歩）

以上風致のため指定されたものを送電線敷地のため必要と認めるもの

◎農林省組織規程（昭和二十四年農林省令第四十七号）第三百三十四條第一項、第三百四十條第一項、第三百五十四條第一項及び第三百七十九條第一項の規定に基き、水産研究所の支所の位置を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

農林大臣　根本龍太郎

名称	位置
北海道区水産研究所函館支所	北海道函館市東川町二三
北海道区水産研究所稚内支所	北海道宗谷郡稚内町稚内二八八
北海道区水産研究所釧路支所	北海道釧路市大川町
北海道区水産研究所網走支所	北海道網走市北十一條東一丁目
東北区水産研究所八戸支所	青森県八戸市大字鮫町字下盲久保
南海区水産研究所串本支所	和歌山県西牟婁郡串本町
淡水区水産研究所相模湖支所	神奈川県津久井郡小淵村

◎運輸省告示第二百七十八号

冷蔵倉庫の保管料につき倉庫業法（昭和十年法律第四十一号）第九條第一項の基準を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

運輸大臣　山崎　猛

冷蔵倉庫基準保管料

一、適用規定

(一) 一般保管料は暦日によつて月始めから十五日までと、十六日から月末までとをそれぞれ一期として計算する。

(二) 一般保管料は、寄託物の才積又は重量による各算出額のうち、いずれか大なる方による。但し、商慣習のあるものはこれによる。

寄託物の才数は、荷造包装の外部からはかつた才積とする。寄託物の貫数は、風袋込皆掛重量とする。

一個一才又は三貫未満のものは、それぞれ一才又は三貫として計算する。但し、ばら物はこの限りでない。

(三) 坪貨の場合の立坪数は、相対する両壁面間の距離と、床上からパイプ下端までの高さとの相乗積をもつて計算する。但し、柱の占める容積を除く。

(四) 庫入及び庫出の日を含め三日以内保管の場合は、日割をもつて保管料を計算することができる。この場合の料率は、一日につき一般保管料率の四分の一とする。

(五) 寄託物の内出し及び見本摘出の場合の手数料は、一口につき二十円とする。

(六) 予備冷却をする場合は、別に一般保管料一期分の半額を加算する。

(七) 請求金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。

(八) 一口の保管料が一期につき三十円に満たない場合は三十円とする。

二、料率表

(一) 一般保管料率（一期料率）

級別	料率	
	一才に付	十貫に付
A級室（攝氏零下十度以下）	円銭 二・一〇	円銭 三・三〇
A級室（A級とC級との中間温度）	八・〇〇	二四・〇〇
B級室	五・五〇	一六・五〇
C級室（攝氏零下二度以上）	三・三〇	一〇・三〇

(二) 坪貨料率（一箇月一立坪料率）

級別	料率
A級室	二、二九〇円
B級室	一、六二〇
C級室	一、一六〇

備考

級別は(一)に同じ

三、割増

(一) 一口九〇才又は二七〇貫未満の小口貨物に対しては、一般保管料率の十割増とする。

(二) 獣鳥肉類であつて懸垂保管をなすものに対しては、一般保管料率の二十割増とする。

(三) 一室の一部を坪貨する場合は、坪貨料率の一割増とする。

(四) 左記貨物には次の割増を附加するものとする。

(イ) かさ高貨物（一個十五才以上）、ばら貨物、積載不適貨物、荷造不完全貨物及び汚損性貨物　十割以内

右の各割増率は、同一の寄託物について併用することができない。

(ロ) 高価品及び薬品　十割以内

(ハ) 割増が重複する場合は、各割増率を合算して、一般保管料に乗ずるものとする。

◎運輸省告示第二百七十九号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十六年十一月十五日

運輸大臣　山崎　猛

西南汽船株式会社申請高知、清水間定期航路事業の免許について

昭和二十六年八月十七日付海定第六九号をもつて諮問にかかる西南汽船株式会社申請の高知、清水間旅客定期航路事業免許については、九月十四日高知市において公聴会を開催した上、慎重審議の結果次のように答申する。

主　文

この申請は、海上運送法第四條各号に掲げる基準に適合するものと認める。

理　由

この申請は高知市と清水町間の旅客定期航路事業を旅客船天長丸をよう船して毎日片航海を行い経営しようとするものである。

この申請航路と一部併行となる高知、宿毛間旅客定期航路は、三十余年前から土佐商船株式会社が経営し、昭和十七年に関西汽船株式会社に一時吸収されたが、終戦後同社から再び土佐商船に譲渡され現在に至つている。同航路の最盛期であつた昭和五、六年ごろは五、六百総屯の鋼船二隻を使用し日航をしていたが、陸上交通機関の発展に伴い次第に縮少した。現在は二六〇総屯の木船一隻で月十航海を行うことになつているが、天候等の関係で最近の実績は月平均七航海であるので利用者にとりきわめて不便で信頼性に乏しくかつ、当地方高知県幡多郡の交通の中心である中村町に近い下田港にはきつ水の関係で寄港できないため、供給輸送力に対し旅客は三四%、貨物は一六%に過ぎない状態にある。土佐商船は使用船の主機を換装する等経営の合理化に努めているが、毎月相当多額の欠損となつており、又地方住民の応援もあつたが種種の事情により現在以上に航路施設の増強をなしえない状況にある。しかるに当地方住民は、現在の陸上交通機関のみでは貨客の輸送に甚だしく不便であるので、右航路の増強を熱望している。このため右に答えて当地方の有力者により西南汽船株式会社を創立して、土佐商船株式会社との了解もえてこの申請航路を経営しようとするものである。

公聴会においても、この航路の増強については多年当地方住民の熱望しているところであり、一日も早くこの申請航路の開設を要望する賛成意見の陳述のみであつた。ただ土佐商船株式会社からは、同社の航路経営は種種の事情により経費を多く要するので、競争となれば経営不能となるから、この申請者においても協定を守り経営されたいとの陳述があつた。申請者からは交互配船、運賃協定等を守り、両社協力してこの航路を経営し当地方の海上交通増強の要望に沿いたい旨の陳述があつた。

一、この申請航路と一部併行航路である土佐商船経営の高知、宿毛間旅客定期航路があるが、月間十航海の計画に対し、最近の実績は月間平均七航海で利用に不便であるため利用者も少いが、この申請航路の開設により、実績月間平均二十航海は見込まれるので利便となり、海上交通に対する信頼性を増し、従つて利用者も増加するので、全供給輸送力が全輸送需要に対し著しく供給過剰にならないものと認める。

二、旅客の一航海平均輸送需要は土佐商船の最近の実績によれば一〇六人であるが、航路が増強されれば利便となるため及び下田港寄港による増加を見込めば、航海数が増加してもかえつて一航海当り輸送需要は増加し、供給輸送力に対し五〇%以上と見込まれるので、著しく均衡を失しないものと認める。

三、使用船舶天長丸は昭和二十五年五月土佐商船でよう船してこの航路に使用したこともあり、船型も沿岸寄港に適し、貨客の積載能力も適当と認められる。予備船さつき丸も当地方沿岸航路に就航したことあり、現在は盛運汽船株式会社によう船しているが、同社とは天長丸事故の場合はいつにてもこの航路に使用すること又は同社所有の他の船舶の提供を受けることについて了解ずみである。

高知、須崎、下田及び清水は着岸可能であり、他の寄港地ではしけを使用して貨客の乗降をなし、高知及び下田には直営店舗を置き、他の寄港地では、土佐商船の了解をえており同社の代理店を利用して貨客の取扱をする。

四、この申請計画は土佐商船と協定、交互配船をして月間十五航海を行わんとするもので、両社合せて月間二十五航海となり、かつ、夜間航海をするので利用者にとり時間的並びに金銭的にも経済となる。又清水、下田地方の漁獲物を鮮魚として翌日の高知市場に出荷することもできるので利用者にとりきわめて利便となるものと認められる。

五、申請者はこの申請書提出後予備船さつき丸を盛運汽船株式会社から一三〇万円で購入したので、資金計画に変更を生じたが、使用船天長丸は同社からよう船し、直営店舗は借り受け、代理店は土佐商船の代理店を利用する等固定設備資金を節減し、運転資金の不足については金融機関から借入方につき約束ずみである。又増資計画は差当りないが、必要あれば株主には当地方の有力者が多いので可能と認められる。

航路損益見込計算中収益については土佐商船の実績に基いており、旅客運賃収入はやや過大であるが、下田寄港による鮮魚及び雑貨の輸送その他海上交通の増強に伴う産業の発達等による貨物の移出入等、むしろ貨物運賃収入の増加が見込まれる。

費用中特に給費については、土佐商船の約半額で足りるので、収支の均衡はとれるものと認められる。

六、申請者の役員は当地方の有力者であり、海運事業経営の経験者も多いので会社の基礎は確実と認められ又株式会社組織であるので責任の範囲は明確である。

番号	事業の種類	申請者	事業の区域又は区間	摘要
1228	一般乗合旅客	田口鉄道株式会社	鳳来寺村—田口町	却下
1323	〃	富山地方鉄道株式会社	魚津町—北加積村	免許
1098	一般貨物	三重陸運株式会社	四日市市—大阪市	〃
1299	〃	三重県貨物自動車運送株式会社	久居町—宇治山田市	〃
1305	〃	松阪陸運株式会社	松阪市—宇治山田市	〃
1345	〃	湖西トラック株式会社	(1)新居町—浜松市 (2)新居町—豊橋市 (3)新川町—二川町 (4)白須賀町—鷲津町	〃
1349	〃	南勢運送株式会社		〃
1850	〃	三重県貨物自動車運送株式会社	(1)津市—大阪市 (2)四日市市—関町	〃
1354	一般区域貨物	福井運輸倉庫株式会社	津市—大阪市 福井県一円	〃

以上によりこの申請は、海上運送法第四條第一号から第六号までの基準に適合し、かつ、申請者及びその役員は同條第七号に掲げる事由に該当しない。

よつて主文のとおり答申する。

◎運輸省告示第二百八十号

運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十六年十一月十五日

運輸大臣　山崎　猛

自動車運送事業の経営免許について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第百四十二号

昭和二十六年九月二十七日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答　申　書

自動車運送事業の経営免許について

諮問にかかる自動車運送事業経営免許申請については、慎重に審議した結果次のように処置されることが適当であると認める。

事業の区域又は区間	摘要
鳳来寺村—田口町	却下
魚津町—北加積村	免許
四日市市—大阪市	〃
久居町—宇治山田市	〃
松阪市—宇治山田市	〃
(1)新居町—浜松市 (2)新居町—豊橋市 (3)新川町—二川町 (4)白須賀町—鷲津町	〃
(1)津市—大阪市 (2)四日市市—関町	〃
津市—大阪市	〃
福井県一円	〃

昭26.11.15. 第7457号

よりの字雪村大字今井字ヒロノ一番地二
群千流崖塙を結ん だ線以北の区間中
心より左方十五米の区域。但し、道
路敷、宅地の区域は除外する。

◉建設省告示第九百ヒ十七号

砂防法第二條に依り砂防区域を定める件

昭和二十六年十一月十五日

建設大臣　野田　卯一

塙谷郡塙町大字中塙原字ヤマ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロノ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
九八八番地の一の区域、字西山国有林
の一、九八八番地の一の区域、字西山
国有林字ヒロノ山一三五番地の一の
区域、字西山国有林字ヒロノ山一三
五番地の二の区域、字西山国有林字
ヒロノ山一三五番地の三の区域、字
西山国有林字ヒロノ山一三五番地の
四の区域、字西山国有林字ヒロノ山
一三五番地の五の区域、字西山国有
林字ヒロノ山一三五番地の六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヤマ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の七の区域、
字西山国有林字ヒロノ山一三五番地
の八の区域、字西山国有林字ヒロノ
山一三五番地の九の区域、字西山国
有林字ヒロノ山一三五番地の一〇の
区域、字西山国有林字ヒロノ山一三
五番地の一一の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の二〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の二一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の二二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の二三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の二四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の二五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の二六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の二七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の二八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の二九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の三〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の三一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の三二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の三三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の三四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の三五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の三六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の三七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の三八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の三九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の四〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の四一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の四二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の四三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の四四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の四五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の四六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の四七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の四八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の四九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の五〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の五一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の五二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の五三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の五四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の五五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の五六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の五七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の五八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の五九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の六〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の六一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の六二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の六三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の六四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の六五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の六六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の六七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の六八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の六九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の七〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の七一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の七二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の七三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の七四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の七五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の七六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の七七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の七八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の七九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の八〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の八一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の八二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の八三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の八四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の八五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の八六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の八七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の八八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の八九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の九〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の九一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の九二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の九三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の九四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の九五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の九六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の九七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の九八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の九九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一〇〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一〇一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一〇二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一〇三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一〇四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一〇五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一〇六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一〇七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一〇八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一〇九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一一〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一一一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一一二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一一三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一一四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一一五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一一六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一一七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一一八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一一九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一二〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一二一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一二二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一二三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一二四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一二五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一二六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一二七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一二八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一二九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一三〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一三一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一三二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一三三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一三四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一三五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一三六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一三七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一三八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一三九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一四〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一四一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一四二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一四三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一四四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一四五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一四六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一四七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一四八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一四九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一五〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一五一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一五二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一五三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一五四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一五五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一五六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一五七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一五八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一五九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一六〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一六一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一六二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一六三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一六四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一六五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一六六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一六七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一六八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一六九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一七〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一七一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一七二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一七三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一七四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一七五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一七六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一七七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一七八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一七九の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一八〇の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一八一の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一八二の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一八三の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一八四の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一八五の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一八六の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一八七の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林
字ヒロノ山一三五番地の一八八の区域
塙谷郡塙町大字上塙原字ヒロノ山一
三六一番地塙原町大字上塙原字ヒロ
流崖塙原地内の区域、字西山国有林

昭26.11.15. 第7457号

川沿の区域、字兒津子二二七番地の二下流筆境を対岸に延長した線より二六番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

松井川

那賀郡長田村大字北志野字笠松六四〇番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、大字北長田字宮前四七三番地の一一八番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、大字北志野字笠松六三五番地下流筆境を対岸に延長した線より六五二番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

釈迦谷川

那賀郡麻生津村大字北浦字的場一六二、一六五、三六五番地内標柱A、B、C、D、E、F、Gを結んだ線より川沿の区域、大字麻生中字山際一〇二、九八〇の一、九八〇の二、一一四番地内標柱H、I、J、K、L、M、Nを結んだ線より川沿の区域、大字麻生津中字山際一一四番地上流筆境を対岸に延長した線より大字北浦字的場三六五番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

剣谷川

有田郡糸我村大字西字長岩谷九一四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、九一一番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、九一一番地上流筆境を対岸に延長した線より九一四番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

田口川

有田郡田殿村大字田口字別当八八八番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字滝ノ東一一六四番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字別当六五八番地下流筆境を対岸に延長した線より六九六番地の二上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

玉川

有田郡生石村大字上六川字下ノ段一〇二二番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字東松四三三、四三五番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字東松四三三、四三八番地下流筆境を対岸に延長した線より四三八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間及び字下ノ段一〇一八、一〇一九、九五一、九五三、九五四、九五六、九五五、九五〇番地内標柱I、J、K、L、M、Nを結んだ線内の区間の国有河川敷全部

五明谷川

有田郡五西月村大字西ヶ峰字新年道三四五、三四六、三五〇、三五一、三五四、三五二、三五六、三三三、三五五番地字黒田三七二、三七七番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、Hを結んだ線内の区域

早月谷川

有田郡五西月村大字延坂字西山一九三番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字横谷一五四番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字横谷一五四番地上流筆境を対岸に延長した線より字西山一九三番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

切目川

日高郡真妻村大字上洞字椎平五六六番地の一内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字道淵五一三番地の二内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字椎平五六六番地の一上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

切目川

日高郡切目川村大字古井字芝浦四〇九番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字向垣内三一一番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字向垣内三一一番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

高瀬川

西牟婁郡東富田村大字人頃字田ノ口一一一番地の二内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字谷奥一一七番地の一内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字谷奥一一七番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

高瀬川

日高郡清川村大字名ノ内字有ノ木三四二九番地四内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字小屋垣内三三八九番地の一内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字小屋垣内三三六二番地下流筆境を対岸に延長した線より三三九五番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

手谷川

日高郡下山路村大字福井字露谷二三一〇番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字井ノ山二三五三番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字井ノ山二三五三番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

支丹生ノ川

日高郡上山路村大字殿原字横手一〇五二番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字猪ノ木一〇五四番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字一〇五四番地上流筆境を対岸に延長した線より字横手一〇五二番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

寒川

日高郡寒川村大字寒川字滝山東原二八九四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字高野西原二八六五番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字高野西原二八六五番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

高瀬川

西牟婁郡東富田村大字人頃字田ノ口一一一番地の二内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字谷奥一一七番地の一内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字谷奥一一七番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

南部川

日高郡清川村大字名ノ内字有ノ木三四二九番地四内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字小屋垣内三三八九番地の一内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字小屋垣内三三六二番地下流筆境を対岸に延長した線より三三九五番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

〃

手谷川

日高郡下山路村大字福井字露谷二三一〇番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字井ノ山二三五三番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字井ノ山二三五三番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

〃

支丹生ノ川

日高郡上山路村大字殿原字横手一〇五二番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字猪ノ木一〇五四番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字一〇五四番地上流筆境を対岸に延長した線より字横手一〇五二番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

〃

寒川

日高郡寒川村大字寒川字滝山東原二八九四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字高野西原二八六五番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字高野西原二八六五番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

〃

高瀬川

西牟婁郡東富田村大字人頃字田ノ口一一一番地の二内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字谷奥一一七番地の一内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字谷奥一一七番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

〃

釈迦谷川

那賀郡麻生津村大字北浦字的場一六二、一六五、三六五番地内標柱A、B、C、D、E、F、Gを結んだ線より川沿の区域、大字麻生中字山際一〇二、九八〇の一、九八〇の二、一一四番地内標柱H、I、J、K、L、M、Nを結んだ線より川沿の区域、大字麻生津中字山際一一四番地上流筆境を対岸に延長した線より大字北浦字的場三六五番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

剣谷川

有田郡糸我村大字西字長岩谷九一四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、九一一番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、九一一番地上流筆境を対岸に延長した線より九一四番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

田口川

有田郡田殿村大字田口字別当八八八番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字滝ノ東一一六四番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字別当六五八番地下流筆境を対岸に延長した線より六九六番地の二上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

玉川

有田郡生石村大字上六川字下ノ段一〇二二番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字東松四三三、四三五番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字東松四三三、四三八番地下流筆境を対岸に延長した線より四三八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間及び字下ノ段一〇一八、一〇一九、九五一、九五三、九五四、九五六、九五五、九五〇番地内標柱I、J、K、L、M、Nを結んだ線内の区間の国有河川敷全部

五明谷川

有田郡五西月村大字西ヶ峰字新年道三四五、三四六、三五〇、三五一、三五四、三五二、三五六、三三三、三五五番地字黒田三七二、三七七番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、Hを結んだ線内の区域

早月谷川

有田郡五西月村大字延坂字西山一九三番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字横谷一五四番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字横谷一五四番地上流筆境を対岸に延長した線より字西山一九三番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

切目川

日高郡真妻村大字上洞字椎平五六六番地の一内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字道淵五一三番地の二内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字椎平五六六番地の一上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

切目川

日高郡切目川村大字古井字芝浦四〇九番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字向垣内三一一番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字向垣内三一一番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

寒川

日高郡寒川村大字寒川字滝山東原二八九四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字高野西原二八六五番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字高野西原二八六五番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

高瀬川

西牟婁郡東富田村大字人頃字田ノ口一一一番地の二内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字谷奥一一七番地の一内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字谷奥一一七番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

南部川

日高郡清川村大字名ノ内字有ノ木三四二九番地四内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字小屋垣内三三八九番地の一内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字小屋垣内三三六二番地下流筆境を対岸に延長した線より三三九五番地上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

〃

手谷川

日高郡下山路村大字福井字露谷二三一〇番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字井ノ山二三五三番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字井ノ山二三五三番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

〃

支丹生ノ川

日高郡上山路村大字殿原字横手一〇五二番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字猪ノ木一〇五四番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字一〇五四番地上流筆境を対岸に延長した線より字横手一〇五二番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

〃

寒川

日高郡寒川村大字寒川字滝山東原二八九四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字高野西原二八六五番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字高野西原二八六五番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

〃

高瀬川

西牟婁郡東富田村大字人頃字田ノ口一一一番地の二内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字谷奥一一七番地の一内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字谷奥一一七番地上流筆境を対岸に延長した線より下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

〃

釈迦谷川

那賀郡麻生津村大字北浦字的場一六二、一六五、三六五番地内標柱A、B、C、D、E、F、Gを結んだ線より川沿の区域、大字麻生中字山際一〇二、九八〇の一、九八〇の二、一一四番地内標柱H、I、J、K、L、M、Nを結んだ線より川沿の区域、大字麻生津中字山際一一四番地上流筆境を対岸に延長した線より大字北浦字的場三六五番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

剣谷川

有田郡糸我村大字西字長岩谷九一四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、九一一番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、九一一番地上流筆境を対岸に延長した線より九一四番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

田口川

有田郡田殿村大字田口字別当八八八番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字滝ノ東一一六四番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字別当六五八番地下流筆境を対岸に延長した線より六九六番地の二上流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

◎建設省告示第九百六十九号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十一月十五日

建設大臣 野田 卯一

茨城県

前川

多賀郡松岡町大字上手綱字桃木平四二七一番地字伊勢沢四五三番地の一各番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域、字桃木平一四一四番地字敦良一三六八番地の一E、F、G、Hを結んだ線内の区域、字桃木平四二六九、四四五一番地内標柱O、Pを結んだ線より一四一四番地内標柱G字敦良一三六八番地の一内標柱Fを結んだ線に至る区間国有河川敷全部

堀田沢

多賀郡関本村大字八反字早坂六〇三番地の一、字出出口四四〇、四四三、四四四、四七二、四三一の三、四三九番地各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jを結んだ線内の区域

草荒沢

久慈郡黒沢村大字上野宮字草荒沢二一四のイ、二一四三のロ、二一四二のイ、二一四一、二一二三の二、二一一四のハの一、二一二二のイ、二一一五のロ、二一一五のイ、二一一四のハ、二一一四番地のホ各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、Hを結んだ線内の区域

弁天沢

久慈郡世矢村大字寛弓二八六四、二八四五、二八四七、二八四八、二八五七の一、二八四六、二八四六の一、二八五七の一、二八八番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、Mを結んだ線内の区域

鹿島沢

久慈郡佐都村大字春友字向田一〇三一の一、一〇三三の一、一〇三三の二、一〇三三の三、八五二の二、八五一番地の二、字向山九九七の四、九九七の三、九九七の一、九九七番地以上全筆。字向山九九八番地の一内標柱D、E、F、Gを結んだ線より川沿の区域、九九八番地内標柱H、Iを結んだ線より川沿の区域、字向田一〇三一番地の二の内標柱A、B、Cを結んだ線より川沿の区域、字向田一〇三一番地の一上流筆境を対岸に延長した線より字向山九九七番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間国有河川敷全部

笹沢

久慈郡上小川村大字頃藤字横石六二九六のイ、六二九六番地の口各番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、I、Jを結んだ線内の区域

大沢

西茨城郡北那珂村大字池亀五六七のイ五、五六七のイ四、五七四、五七二、五七二の一、五七一、五七五、五七五の一、五四三番地の一内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

谷部沢

真壁郡雨引村大字本山字東山四一の一、四三二の一、四四番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線内の区域

稲田沢

西茨城郡西山内村大字稲田字稲田沢一二三二一の八、二二三二一の、一二三三番地内標柱A、B、C、D、Eを結んだ線内の区域、一二三〇の二、二四六番地の六内標柱F、G、H、Iを結んだ線内の区域

◎建設省告示第九百七十号

砂防法第二條により砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を左の通り指定する。

昭和二十六年十一月十五日

建設大臣 野田 卯一

埼玉県

「要設備地」

長久保川

秩父郡倉尾村大字藤倉字腰越二二二一〇番地以上全筆。大字日尾字蕨谷二六三、二六三三七番地各番地内標柱A、B、C、D、E、Fを結んだ線より川沿の区域、字蕨谷二六三七番地上流筆境を対岸に延長した線より字藤倉字腰越二二一〇番地大字日尾字蕨谷二六三六番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

藤倉川

秩父郡倉尾村大字日尾字川入九五七、九五八、九六二、九九五番地以上全筆。大字日尾字川入九五六番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、大字ワチバ一一三二番地字下平向一三七六番地上流筆境を結んだ線より字ワチバ一〇二四番地上流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部。但し、道路敷を除く。

小森川

秩父郡両神村大字小森字麦双里二四一二三八一、二三二一七番地以上全筆。字ロ、二四二七、二四二八、二四二五番地の一字栃本二三七四、二三七五、二三七六のイ、二三七六のロ、二三八〇、二三八一、二三二一七番地以上全筆。字堀田二八五四番地以上全筆。字大堀向二八五四番地字堀田二八六七番地上流筆境を結んだ線より字原三二四番地字間庭二二三〇番地下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

小森川

秩父郡両神村大字薄字鳥井二六五六、二六五七、二六五八番地字大平戸二二一〇、二二一一、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六番地以上全筆。大字小森字殿谷戸七二九番地大字薄字桐ノ木二一八二番地上流筆境を結んだ線より字鳥井二六七六番地字大平戸二二三一番地下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

日野沢川

秩父郡日野沢村大字上日野沢字東下一八三二一、一八三三番地字大崩一八五七三のイ、一八七四、一八七五番地以上全筆。字東下一八三五番地字大崩一八五七番地上流筆境を結んだ線より字東下一八三一番地のイ字大崩一八七七、一八七八、一八七九、一八七一番地字山口二三二一、二三三二番地以上全筆。字八重蔵七二六番地の一内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、七一五番地字山口二三四番地の一上流筆境を結んだ線より二一八七五番地下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

日野沢川

秩父郡日野沢村大字下日野沢字平四〇七九番地のイ国神村大字金崎字神田九一、九二、九三二、九四番地以上全筆。日野沢村大字下日野沢字中平四九三番地のイ上流筆境を対岸に延長した線より国神村大字金崎字柴岡五六〇番地のイ、日野沢大字下日野沢字和田四一一〇番地下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

横瀬川

秩父郡横瀬村字三番七一八、七一九、七二〇番地以上全筆。字上刈米七八二三番地内標柱A、Bを結んだ線より川沿の区域、字ヶ久保村字大久保七番地のイ上流筆境を対岸に延長した線より横瀬村字三番七一九番地字上刈米七八二三番地下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

大羽根川

秩父郡大椚村大字大野字大羽根九六三、九六四、九六五番地以上全筆。字大羽根九六八番地内標柱A、Bを結んだ線より川沿の区域、字大羽根九六三番地上流筆境を対岸に延長した線より都幾川合流点に至る区間の国有河川敷全部

麦原川

秩父郡梅園村大字麦原字柿木平九九〇番地のロ字ヲ子入一〇一二番地字石子九五五番地の八字鳶巣一〇六六、一〇六七番地以上全筆。字ヲ子入一〇一一番地内標柱A、Bを結んだ線より川沿の区域、一〇一二番地上流筆境を対岸に延長した線より字柿木平九九〇番地のロ下流筆境を対岸に延長した線に至る国有河川敷全部

槻川

秩父郡槻川村大字皆谷字八重蔵七二九、七三一番地字山口二三二一、二三三二番地以上全筆。字八重蔵七二六番地の一内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、七一五番地字山口二三四番地の一上流筆境を結んだ線より二二〇番地の一下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

日野沢川

秩父郡日野沢村大字下日野沢字平四〇七九番地のイ国神村大字金崎字神田九一、九二、九三二、九四番地以上全筆。日野沢村大字下日野沢字中平四九三番地のイ上流筆境を対岸に延長した線より国神村大字金崎字柴岡五六〇番地のイ、日野沢大字下日野沢字和田四一一〇番地下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

横瀬川

秩父郡横瀬村字三番七一八、七一九、七二〇番地以上全筆。字上刈米七八二三番地内標柱A、Bを結んだ線より川沿の区域、字ヶ久保村字大久保七番地のイ上流筆境を対岸に延長した線より横瀬村字三番七一九番地字上刈米七八二三番地下流筆境を結んだ線に至る区間の国有河川敷全部

大羽根川

秩父郡大椚村大字大野字大羽根九六三、九六四、九六五番地以上全筆。字大羽根九六八番地内標柱A、Bを結んだ線より川沿の区域、字大羽根九六三番地上流筆境を対岸に延長した線より都幾川合流点に至る区間の国有河川敷全部

麦原川

秩父郡梅園村大字麦原字柿木平九九〇番地のロ字ヲ子入一〇一二番地字石子九五五番地の八字鳶巣一〇六六、一〇六七番地以上全筆。字ヲ子入一〇一一番地内標柱A、Bを結んだ線より川沿の区域、一〇一二番地上流筆境を対岸に延長した線より字柿木平九九〇番地のロ下流筆境を対岸に延長した線に至る国有河川敷全部

槻川

秩父郡槻川村大字皆谷字八重蔵七二九、七三一番地字山口二三二一、二三三二番地以上全筆。字八重蔵七二六番地の一内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、七一五番地字山口二三四番地の一上流筆境を結んだ線より二二〇番地の一下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

栗和田川

秩父郡槻川村大字坂本字皆仁田三一一三の一、三一一三の二、三一一三の三、三一一三の四、三一一三の五、三一一四の二、三一一四二番地の〃大字皆谷字上坊一六四九、一六五〇、一六六一番地以上全筆。大字坂本字皆仁田三一一三番地の二上流筆境を対岸に延長した線より三一一四二番地の〃下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

間瀬川

兒玉郡秋平村大字小平字下間瀬二〇八八の一、二〇八八の二、二〇八九の一、二〇八九の二、二〇八五の一、二〇八一の三、二〇八一の一、二〇八二の三、二〇八七、二〇八六の一、二〇八六の二、二〇八六の一、二〇八四の一、二〇八三、二〇七八の一、二〇八一の一、二〇八一の四、二〇八〇の五、二〇八〇の二、二〇八一の五、二〇八〇の四、二〇八〇番地の一字上間瀬二〇三九の一、二〇三八の三、二〇三八の一、二〇三七の一、二〇三四の四、二〇三四の六、二〇三四の一、二〇三五の三、二〇三五の一、二〇三六、二〇二八の一、二〇二七の一、二〇二六の一、二〇二四の一、二〇二五の一、二〇二五の三、二〇二三番地の一、本泉村大字河内字黒樫一〇二一の三、一〇二一の二、一〇二一番地の一字金仏一〇二一字下間瀬二〇八九、二〇七八、二〇七九番地の二内標柱A、B、C、D、Eを結んだ線より川沿の区域、本泉村大字黒樫一〇二一五番地字金仏一〇一四の二、一〇一二番地の一各番地内標柱F、G、H、Iを結んだ線より川沿の区域、字七ヶ谷四九五九番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字七ヶ谷四九五八番地上流筆境を対岸に延長した線より四九五九番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

補堂川

西牟婁郡大都河村大字大鐘字松平七七番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、八一番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、八一番地上流筆境を対岸に延長した線より七七番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

高富川

西牟婁郡串本町大字高富字白旗三四二番地内標柱三四二番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字上山八六一番地の一内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字白旗三四二番地上流筆境を対岸に延長した線より字上山八六一番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

那智川

東牟婁郡那智町大字市野々字閼屋三九七〇番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字中増三四五七番地上流筆境を対岸に延長した線より字閼屋三九七三番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

音無川

東牟婁郡三里村大字三越字玉ヶ滝二六九六番地内標柱A、B、C、Dを結んだ線より川沿の区域、字地蔵谷二四六九番地内標柱E、F、G、Hを結んだ線より川沿の区域、字槇山一八二九番地内標柱I、J、K、L及びM、N、O、Pを結んだ線より川沿の区域、字五郎三郎二四六八番地内標柱Q、R、S、T及びU、V、W、Xを結んだ線より川沿の区域、字地蔵谷二四六九番地上流筆境を対岸に延長した線より字五郎三郎二四六八番地下流筆境を対岸に延長した線に至る区間の国有河川敷全部

H、I、J、K、L、Mを結んだ線より小平字上間瀬二〇一内標柱V線より字河内字大手子岩に至る区間の国有河川敷全部

「要行方禁止側区地」

秩父郡両神村大字小森字大堤向二八五番地字狐田二八六七番地上流雑葦を結んだ線より字原三三四番地字間庭二九の六号、三九番地のロ号字宮地三五三、三五〇のイ号、三五〇のロ号、三四四、三四三のロ号、三四三、三四一、一九四一番地、字神田一〇五、一〇四、一〇二、九五、九六の二、八七、六〇、七九番地字柴岡五九、野沢村大字下日野沢字院内四七番地、日野沢村大字下日野沢字金崎字苦四〇四五のロ、四〇四六、四〇五〇の一、四〇五〇の二、四〇五〇の三、四〇五七、四〇五六、四〇九、字中四四〇九、四〇九八、四〇九九、四〇九一〇の二号、四〇九二番地の三、四〇九三番地の一全筆。字二ッ石四〇三二〇の一、番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、Iを結んだ線より川沿の区域、字院内四〇四一番地内標柱D、E、F、G、H、Iを結んだ線より川沿の区域

二三〇一、二三〇四のイ、二三〇九、二三三七、二三三八、二三五以上全筆。但し、道路敷を除く。

日野沢川

秩父郡日野沢村大字上日野沢字東下一筆八三一のイ、一八三一番地のロ以上全筆

日野沢川

秩父郡日野沢村大字下日野沢字中平四八五番地の一、四九四、四八七、四八六の九、平三七一、三七〇、三六五の一、三六六の九、三五三、三五〇のイ号、三五〇のロ号、三四四、三四三のロ号、三四二、三四一、一九四一番地、字神田一〇五、一〇四、一〇二、九五、九六の二、八七、六〇、七九番地字柴岡五九、野沢村大字下日野沢字院内四七番地、日野沢村大字下日野沢字金崎字苦四〇四五のロ、四〇四六、四〇五〇の一、四〇五〇の二、四〇五〇の三、四〇五七、四〇五六、四〇九、字中四四〇九、四〇九八、四〇九九、四〇九一〇の二号、四〇九二番地の三、四〇九三番地の一全筆。字二ッ石四〇三二〇の一、番地内標柱A、B、C、D、E、F、G、H、Iを結んだ線より川沿の区域、字院内四〇四一番地内標柱D、E、F、G、H、Iを結んだ線より川沿の区域

横瀬川

秩父郡横瀬村字三番七一七、七〇八番地の二字滝の枕七八二四の一、八二七の一、七八二三三の一、七八二三四の一、八二七の一、七八二三六の一、一八二三六の二、七八二七の一、七八二七番地の二以上全筆。但し、道路敷を除く。

荒川

秩父郡両神村大字久保村字大久保七番地のイ号上流雑葦を対岸に延長した線より川沿の区域、字大久保七番地のロ号下流雑葦を対岸に延長した線より川沿の区域、字大久保七番地のハ号、字大久保七番地のニ号、字大久保七番地のホ号、字大久保七番地のヘ号、字大久保七番地のト号、字大久保七番地のチ号、字大久保七番地のリ号、字大久保七番地のヌ号、字大久保七番地のル号、字大久保七番地のヲ号、字大久保七番地のワ号、字大久保七番地のカ号、字大久保七番地のヨ号、字大久保七番地のタ号、字大久保七番地のレ号、字大久保七番地のソ号、字大久保七番地のツ号、字大久保七番地のネ号、字大久保七番地のナ号、字大久保七番地のラ号、字大久保七番地のム号、字大久保七番地のウ号、字大久保七番地のヰ号、字大久保七番地のノ号、字大久保七番地のオ号、字大久保七番地のク号、字大久保七番地のヤ号、字大久保七番地のマ号、字大久保七番地のケ号、字大久保七番地のフ号、字大久保七番地のコ号、字大久保七番地のエ号、字大久保七番地のテ号、字大久保七番地のア号、字大久保七番地のサ号、字大久保七番地のキ号、字大久保七番地のユ号、字大久保七番地のメ号、字大久保七番地のミ号、字大久保七番地のシ号、字大久保七番地のヱ号、字大久保七番地のヒ号、字大久保七番地のモ号、字大久保七番地のセ号、字大久保七番地のス号、字大久保七番地のン号、字大久保七番地の一号、字大久保七番地の二号、字大久保七番地の三号、字大久保七番地の四号、字大久保七番地の五号、字大久保七番地の六号、字大久保七番地の七号、字大久保七番地の八号、字大久保七番地の九号、字大久保七番地の十号、字大久保七番地の十一号、字大久保七番地の十二号、字大久保七番地の十三号、字大久保七番地の十四号、字大久保七番地の十五号、字大久保七番地の十六号、字大久保七番地の十七号、字大久保七番地の十八号、字大久保七番地の十九号、字大久保七番地の二十号、字大久保七番地の二十一号、字大久保七番地の二十二号、字大久保七番地の二十三号、字大久保七番地の二十四号、字大久保七番地の二十五号、字大久保七番地の二十六号、字大久保七番地の二十七号、字大久保七番地の二十八号、字大久保七番地の二十九号、字大久保七番地の三十号、字大久保七番地の三十一号、字大久保七番地の三十二号、字大久保七番地の三十三号、字大久保七番地の三十四号、字大久保七番地の三十五号、字大久保七番地の三十六号、字大久保七番地の三十七号、字大久保七番地の三十八号、字大久保七番地の三十九号、字大久保七番地の四十号、字大久保七番地の四十一号、字大久保七番地の四十二号、字大久保七番地の四十三号、字大久保七番地の四十四号、字大久保七番地の四十五号、字大久保七番地の四十六号、字大久保七番地の四十七号、字大久保七番地の四十八号、字大久保七番地の四十九号、字大久保七番地の五十号、字大久保七番地の五十一号、字大久保七番地の五十二号、字大久保七番地の五十三号、字大久保七番地の五十四号、字大久保七番地の五十五号、字大久保七番地の五十六号、字大久保七番地の五十七号、字大久保七番地の五十八号、字大久保七番地の五十九号、字大久保七番地の六十号、字大久保七番地の六十一号、字大久保七番地の六十二号、字大久保七番地の六十三号、字大久保七番地の六十四号、字大久保七番地の六十五号、字大久保七番地の六十六号、字大久保七番地の六十七号、字大久保七番地の六十八号、字大久保七番地の六十九号、字大久保七番地の七十号、字大久保七番地の七十一号、字大久保七番地の七十二号、字大久保七番地の七十三号、字大久保七番地の七十四号、字大久保七番地の七十五号、字大久保七番地の七十六号、字大久保七番地の七十七号、字大久保七番地の七十八号、字大久保七番地の七十九号、字大久保七番地の八十号、字大久保七番地の八十一号、字大久保七番地の八十二号、字大久保七番地の八十三号、字大久保七番地の八十四号、字大久保七番地の八十五号、字大久保七番地の八十六号、字大久保七番地の八十七号、字大久保七番地の八十八号、字大久保七番地の八十九号、字大久保七番地の九十号、字大久保七番地の九十一号、字大久保七番地の九十二号、字大久保七番地の九十三号、字大久保七番地の九十四号、字大久保七番地の九十五号、字大久保七番地の九十六号、字大久保七番地の九十七号、字大久保七番地の九十八号、字大久保七番地の九十九号、字大久保七番地の一〇〇号、字大久保七番地の一〇一号、字大久保七番地の一〇二号、字大久保七番地の一〇三号、字大久保七番地の一〇四号、字大久保七番地の一〇五号、字大久保七番地の一〇六号、字大久保七番地の一〇七号、字大久保七番地の一〇八号、字大久保七番地の一〇九号、字大久保七番地の一一〇号、字大久保七番地の一一一号、字大久保七番地の一一二号、字大久保七番地の一一三号、字大久保七番地の一一四号、字大久保七番地の一一五号、字大久保七番地の一一六号、字大久保七番地の一一七号、字大久保七番地の一一八号、字大久保七番地の一一九号、字大久保七番地の一二〇号、字大久保七番地の一二一号、字大久保七番地の一二二号、字大久保七番地の一二三号、字大久保七番地の一二四号、字大久保七番地の一二五号、字大久保七番地の一二六号、字大久保七番地の一二七号、字大久保七番地の一二八号、字大久保七番地の一二九号、字大久保七番地の一三〇号、字大久保七番地の一三一号、字大久保七番地の一三二号、字大久保七番地の一三三号、字大久保七番地の一三四号、字大久保七番地の一三五号、字大久保七番地の一三六号、字大久保七番地の一三七号、字大久保七番地の一三八号、字大久保七番地の一三九号、字大久保七番地の一四〇号、字大久保七番地の一四一号、字大久保七番地の一四二号、字大久保七番地の一四三号、字大久保七番地の一四四号、字大久保七番地の一四五号、字大久保七番地の一四六号、字大久保七番地の一四七号、字大久保七番地の一四八号、字大久保七番地の一四九号、字大久保七番地の一五〇号、字大久保七番地の一五一号、字大久保七番地の一五二号、字大久保七番地の一五三号、字大久保七番地の一五四号、字大久保七番地の一五五号、字大久保七番地の一五六号、字大久保七番地の一五七号、字大久保七番地の一五八号、字大久保七番地の一五九号、字大久保七番地の一六〇号、字大久保七番地の一六一号、字大久保七番地の一六二号、字大久保七番地の一六三号、字大久保七番地の一六四号、字大久保七番地の一六五号、字大久保七番地の一六六号、字大久保七番地の一六七号、字大久保七番地の一六八号、字大久保七番地の一六九号、字大久保七番地の一七〇号、字大久保七番地の一七一号、字大久保七番地の一七二号、字大久保七番地の一七三号、字大久保七番地の一七四号、字大久保七番地の一七五号、字大久保七番地の一七六号、字大久保七番地の一七七号、字大久保七番地の一七八号、字大久保七番地の一七九号、字大久保七番地の一八〇号、字大久保七番地の一八一号、字大久保七番地の一八二号、字大久保七番地の一八三号、字大久保七番地の一八四号、字大久保七番地の一八五号、字大久保七番地の一八六号、字大久保七番地の一八七号、字大久保七番地の一八八号、字大久保七番地の一八九号、字大久保七番地の一九〇号、字大久保七番地の一九一号、字大久保七番地の一九二号、字大久保七番地の一九三号、字大久保七番地の一九四号、字大久保七番地の一九五号、字大久保七番地の一九六号、字大久保七番地の一九七号、字大久保七番地の一九八号、字大久保七番地の一九九号、字大久保七番地の二〇〇号、字大久保七番地の二〇一号、字大久保七番地の二〇二号、字大久保七番地の二〇三号、字大久保七番地の二〇四号、字大久保七番地の二〇五号、字大久保七番地の二〇六号、字大久保七番地の二〇七号、字大久保七番地の二〇八号、字大久保七番地の二〇九号、字大久保七番地の二一〇号、字大久保七番地の二一一号、字大久保七番地の二一二号、字大久保七番地の二一三号、字大久保七番地の二一四号、字大久保七番地の二一五号、字大久保七番地の二一六号、字大久保七番地の二一七号、字大久保七番地の二一八号、字大久保七番地の二一九号、字大久保七番地の二二〇号、字大久保七番地の二二一号、字大久保七番地の二二二号、字大久保七番地の二二三号、字大久保七番地の二二四号、字大久保七番地の二二五号、字大久保七番地の二二六号、字大久保七番地の二二七号、字大久保七番地の二二八号、字大久保七番地の二二九号、字大久保七番地の二三〇号、字大久保七番地の二三一号、字大久保七番地の二三二号、字大久保七番地の二三三号、字大久保七番地の二三四号、字大久保七番地の二三五号、字大久保七番地の二三六号、字大久保七番地の二三七号、字大久保七番地の二三八号、字大久保七番地の二三九号、字大久保七番地の二四〇号、字大久保七番地の二四一号、字大久保七番地の二四二号、字大久保七番地の二四三号、字大久保七番地の二四四号、字大久保七番地の二四五号、字大久保七番地の二四六号、字大久保七番地の二四七号、字大久保七番地の二四八号、字大久保七番地の二四九号、字大久保七番地の二五〇号、字大久保七番地の二五一号、字大久保七番地の二五二号、字大久保七番地の二五三号、字大久保七番地の二五四号、字大久保七番地の二五五号、字大久保七番地の二五六号、字大久保七番地の二五七号、字大久保七番地の二五八号、字大久保七番地の二五九号、字大久保七番地の二六〇号、字大久保七番地の二六一号、字大久保七番地の二六二号、字大久保七番地の二六三号、字大久保七番地の二六四号、字大久保七番地の二六五号、字大久保七番地の二六六号、字大久保七番地の二六七号、字大久保七番地の二六八号、字大久保七番地の二六九号、字大久保七番地の二七〇号、字大久保七番地の二七一号、字大久保七番地の二七二号、字大久保七番地の二七三号、字大久保七番地の二七四号、字大久保七番地の二七五号、字大久保七番地の二七六号、字大久保七番地の二七七号、字大久保七番地の二七八号、字大久保七番地の二七九号、字大久保七番地の二八〇号、字大久保七番地の二八一号、字大久保七番地の二八二号、字大久保七番地の二八三号、字大久保七番地の二八四号、字大久保七番地の二八五号、字大久保七番地の二八六号、字大久保七番地の二八七号、字大久保七番地の二八八号、字大久保七番地の二八九号、字大久保七番地の二九〇号、字大久保七番地の二九一号、字大久保七番地の二九二号、字大久保七番地の二九三号、字大久保七番地の二九四号、字大久保七番地の二九五号、字大久保七番地の二九六号、字大久保七番地の二九七号、字大久保七番地の二九八号、字大久保七番地の二九九号、字大久保七番地の三〇〇号、字大久保七番地の三〇一号、字大久保七番地の三〇二号、字大久保七番地の三〇三号、字大久保七番地の三〇四号、字大久保七番地の三〇五号、字大久保七番地の三〇六号、字大久保七番地の三〇七号、字大久保七番地の三〇八号、字大久保七番地の三〇九号、字大久保七番地の三一〇号、字大久保七番地の三一一号、字大久保七番地の三一二号、字大久保七番地の三一三号、字大久保七番地の三一四号、字大久保七番地の三一五号、字大久保七番地の三一六号、字大久保七番地の三一七号、字大久保七番地の三一八号、字大久保七番地の三一九号、字大久保七番地の三二〇号、字大久保七番地の三二一号、字大久保七番地の三二二号、字大久保七番地の三二三号、字大久保七番地の三二四号、字大久保七番地の三二五号、字大久保七番地の三二六号、字大久保七番地の三二七号、字大久保七番地の三二八号、字大久保七番地の三二九号、字大久保七番地の三三〇号、字大久保七番地の三三一号、字大久保七番地の三三二号、字大久保七番地の三三三号、字大久保七番地の三三四号、字大久保七番地の三三五号、字大久保七番地の三三六号、字大久保七番地の三三七号、字大久保七番地の三三八号、字大久保七番地の三三九号、字大久保七番地の三四〇号、字大久保七番地の三四一号、字大久保七番地の三四二号、字大久保七番地の三四三号、字大久保七番地の三四四号、字大久保七番地の三四五号、字大久保七番地の三四六号、字大久保七番地の三四七号、字大久保七番地の三四八号、字大久保七番地の三四九号、字大久保七番地の三五〇号、字大久保七番地の三五一号、字大久保七番地の三五二号、字大久保七番地の三五三号、字大久保七番地の三五四号、字大久保七番地の三五五号、字大久保七番地の三五六号、字大久保七番地の三五七号、字大久保七番地の三五八号、字大久保七番地の三五九号、字大久保七番地の三六〇号、字大久保七番地の三六一号、字大久保七番地の三六二号、字大久保七番地の三六三号、字大久保七番地の三六四号、字大久保七番地の三六五号、字大久保七番地の三六六号、字大久保七番地の三六七号、字大久保七番地の三六八号、字大久保七番地の三六九号、字大久保七番地の三七〇号、字大久保七番地の三七一号、字大久保七番地の三七二号、字大久保七番地の三七三号、字大久保七番地の三七四号、字大久保七番地の三七五号、字大久保七番地の三七六号、字大久保七番地の三七七号、字大久保七番地の三七八号、字大久保七番地の三七九号、字大久保七番地の三八〇号、字大久保七番地の三八一号、字大久保七番地の三八二号、字大久保七番地の三八三号、字大久保七番地の三八四号、字大久保七番地の三八五号、字大久保七番地の三八六号、字大久保七番地の三八七号、字大久保七番地の三八八号、字大久保七番地の三八九号、字大久保七番地の三九〇号、字大久保七番地の三九一号、字大久保七番地の三九二号、字大久保七番地の三九三号、字大久保七番地の三九四号、字大久保七番地の三九五号、字大久保七番地の三九六号、字大久保七番地の三九七号、字大久保七番地の三九八号、字大久保七番地の三九九号、字大久保七番地の四〇〇号、字大久保七番地の四〇一号、字大久保七番地の四〇二号、字大久保七番地の四〇三号、字大久保七番地の四〇四号、字大久保七番地の四〇五号、字大久保七番地の四〇六号、字大久保七番地の四〇七号、字大久保七番地の四〇八号、字大久保七番地の四〇九号、字大久保七番地の四一〇号、字大久保七番地の四一一号、字大久保七番地の四一二号、字大久保七番地の四一三号、字大久保七番地の四一四号、字大久保七番地の四一五号、字大久保七番地の四一六号、字大久保七番地の四一七号、字大久保七番地の四一八号、字大久保七番地の四一九号、字大久保七番地の四二〇号、字大久保七番地の四二一号、字大久保七番地の四二二号、字大久保七番地の四二三号、字大久保七番地の四二四号、字大久保七番地の四二五号、字大久保七番地の四二六号、字大久保七番地の四二七号、字大久保七番地の四二八号、字大久保七番地の四二九号、字大久保七番地の四三〇号、字大久保七番地の四三一号、字大久保七番地の四三二号、字大久保七番地の四三三号、字大久保七番地の四三四号、字大久保七番地の四三五号、字大久保七番地の四三六号、字大久保七番地の四三七号、字大久保七番地の四三八号、字大久保七番地の四三九号、字大久保七番地の四四〇号、字大久保七番地の四四一号、字大久保七番地の四四二号、字大久保七番地の四四三号、字大久保七番地の四四四号、字大久保七番地の四四五号、字大久保七番地の四四六号、字大久保七番地の四四七号、字大久保七番地の四四八号、字大久保七番地の四四九号、字大久保七番地の四五〇号、字大久保七番地の四五一号、字大久保七番地の四五二号、字大久保七番地の四五三号、字大久保七番地の四五四号、字大久保七番地の四五五号、字大久保七番地の四五六号、字大久保七番地の四五七号、字大久保七番地の四五八号、字大久保七番地の四五九号、字大久保七番地の四六〇号、字大久保七番地の四六一号、字大久保七番地の四六二号、字大久保七番地の四六三号、字大久保七番地の四六四号、字大久保七番地の四六五号、字大久保七番地の四六六号、字大久保七番地の四六七号、字大久保七番地の四六八号、字大久保七番地の四六九号、字大久保七番地の四七〇号、字大久保七番地の四七一号、字大久保七番地の四七二号、字大久保七番地の四七三号、字大久保七番地の四七四号、字大久保七番地の四七五号、字大久保七番地の四七六号、字大久保七番地の四七七号、字大久保七番地の四七八号、字大久保七番地の四七九号、字大久保七番地の四八〇号、字大久保七番地の四八一号、字大久保七番地の四八二号、字大久保七番地の四八三号、字大久保七番地の四八四号、字大久保七番地の四八五号、字大久保七番地の四八六号、字大久保七番地の四八七号、字大久保七番地の四八八号、字大久保七番地の四八九号、字大久保七番地の四九〇号、字大久保七番地の四九一号、字大久保七番地の四九二号、字大久保七番地の四九三号、字大久保七番地の四九四号、字大久保七番地の四九五号、字大久保七番地の四九六号、字大久保七番地の四九七号、字大久保七番地の四九八号、字大久保七番地の四九九号、字大久保七番地の五〇〇号、字大久保七番地の五〇一号、字大久保七番地の五〇二号、字大久保七番地の五〇三号、字大久保七番地の五〇四号、字大久保七番地の五〇五号、字大久保七番地の五〇六号、字大久保七番地の五〇七号、字大久保七番地の五〇八号、字大久保七番地の五〇九号、字大久保七番地の五一〇号、字大久保七番地の五一一号、字大久保七番地の五一二号、字大久保七番地の五一三号、字大久保七番地の五一四号、字大久保七番地の五一五号、字大久保七番地の五一六号、字大久保七番地の五一七号、字大久保七番地の五一八号、字大久保七番地の五一九号、字大久保七番地の五二〇号、字大久保七番地の五二一号、字大久保七番地の五二二号、字大久保七番地の五二三号、字大久保七番地の五二四号、字大久保七番地の五二五号、字大久保七番地の五二六号、字大久保七番地の五二七号、字大久保七番地の五二八号、字大久保七番地の五二九号、字大久保七番地の五三〇号、字大久保七番地の五三一号、字大久保七番地の五三二号、字大久保七番地の五三三号、字大久保七番地の五三四号、字大久保七番地の五三五号、字大久保七番地の五三六号、字大久保七番地の五三七号、字大久保七番地の五三八号、字大久保七番地の五三九号、字大久保七番地の五四〇号、字大久保七番地の五四一号、字大久保七番地の五四二号、字大久保七番地の五四三号、字大久保七番地の五四四号、字大久保七番地の五四五号、字大久保七番地の五四六号、字大久保七番地の五四七号、字大久保七番地の五四八号、字大久保七番地の五四九号、字大久保七番地の五五〇号、字大久保七番地の五五一号、字大久保七番地の五五二号、字大久保七番地の五五三号、字大久保七番地の五五四号、字大久保七番地の五五五号、字大久保七番地の五五六号、字大久保七番地の五五七号、字大久保七番地の五五八号、字大久保七番地の五五九号、字大久保七番地の五六〇号、字大久保七番地の五六一号、字大久保七番地の五六二号、字大久保七番地の五六三号、字大久保七番地の五六四号、字大久保七番地の五六五号、字大久保七番地の五六六号、字大久保七番地の五六七号、字大久保七番地の五六八号、字大久保七番地の五六九号、字大久保七番地の五七〇号、字大久保七番地の五七一号、字大久保七番地の五七二号、字大久保七番地の五七三号、字大久保七番地の五七四号、字大久保七番地の五七五号、字大久保七番地の五七六号、字大久保七番地の五七七号、字大久保七番地の五七八号、字大久保七番地の五七九号、字大久保七番地の五八〇号、字大久保七番地の五八一号、字大久保七番地の五八二号、字大久保七番地の五八三号、字大久保七番地の五八四号、字大久保七番地の五八五号、字大久保七番地の五八六号、字大久保七番地の五八七号、字大久保七番地の五八八号、字大久保七番地の五八九号、字大久保七番地の五九〇号、字大久保七番地の五九一号、字大久保七番地の五九二号、字大久保七番地の五九三号、字大久保七番地の五九四号、字大久保七番地の五九五号、字大久保七番地の五九六号、字大久保七番地の五九七号、字大久保七番地の五九八号、字大久保七番地の五九九号、字大久保七番地の六〇〇号、字大久保七番地の六〇一号、字大久保七番地の六〇二号、字大久保七番地の六〇三号、字大久保七番地の六〇四号、字大久保七番地の六〇五号、字大久保七番地の六〇六号、字大久保七番地の六〇七号、字大久保七番地の六〇八号、字大久保七番地の六〇九号、字大久保七番地の六一〇号、字大久保七番地の六一一号、字大久保七番地の六一二号、字大久保七番地の六一三号、字大久保七番地の六一四号、字大久保七番地の六一五号、字大久保七番地の六一六号、字大久保七番地の六一七号、字大久保七番地の六一八号、字大久保七番地の六一九号、字大久保七番地の六二〇号、字大久保七番地の六二一号、字大久保七番地の六二二号、字大久保七番地の六二三号、字大久保七番地の六二四号、字大久保七番地の六二五号、字大久保七番地の六二六号、字大久保七番地の六二七号、字大久保七番地の六二八号、字大久保七番地の六二九号、字大久保七番地の六三〇号、字大久保七番地の六三一号、字大久保七番地の六三二号、字大久保七番地の六三三号、字大久保七番地の六三四号、字大久保七番地の六三五号、字大久保七番地の六三六号、字大久保七番地の六三七号、字大久保七番地の六三八号、字大久保七番地の六三九号、字大久保七番地の六四〇号、字大久保七番地の六四一号、字大久保七番地の六四二号、字大久保七番地の六四三号、字大久保七番地の六四四号、字大久保七番地の六四五号、字大久保七番地の六四六号、字大久保七番地の六四七号、字大久保七番地の六四八号、字大久保七番地の六四九号、字大久保七番地の六五〇号、字大久保七番地の六五一号、字大久保七番地の六五二号、字大久保七番地の六五三号、字大久保七番地の六五四号、字大久保七番地の六五五号、字大久保七番地の六五六号、字大久保七番地の六五七号、字大久保七番地の六五八号、字大久保七番地の六五九号、字大久保七番地の六六〇号、字大久保七番地の六六一号、字大久保七番地の六六二号、字大久保七番地の六六三号、字大久保七番地の六六四号、字大久保七番地の六六五号、字大久保七番地の六六六号、字大久保七番地の六六七号、字大久保七番地の六六八号、字大久保七番地の六六九号、字大久保七番地の六七〇号、字大久保七番地の六七一号、字大久保七番地の六七二号、字大久保七番地の六七三号、字大久保七番地の六七四号、字大久保七番地の六七五号、字大久保七番地の六七六号、字大久保七番地の六七七号、字大久保七番地の六七八号、字大久保七番地の六七九号、字大久保七番地の六八〇号、字大久保七番地の六八一号、字大久保七番地の六八二号、字大久保七番地の六八三号、字大久保七番地の六八四号、字大久保七番地の六八五号、字大久保七番地の六八六号、字大久保七番地の六八七号、字大久保七番地の六八八号、字大久保七番地の六八九号、字大久保七番地の六九〇号、字大久保七番地の六九一号、字大久保七番地の六九二号、字大久保七番地の六九三号、字大久保七番地の六九四号、字大久保七番地の六九五号、字大久保七番地の六九六号、字大久保七番地の六九七号、字大久保七番地の六九八号、字大久保七番地の六九九号、字大久保七番地の七〇〇号、字大久保七番地の七〇一号、字大久保七番地の七〇二号、字大久保七番地の七〇三号、字大久保七番地の七〇四号、字大久保七番地の七〇五号、字大久保七番地の七〇六号、字大久保七番地の七〇七号、字大久保七番地の七〇八号、字大久保七番地の七〇九号、字大久保七番地の七一〇号、字大久保七番地の七一一号、字大久保七番地の七一二号、字大久保七番地の七一三号、字大久保七番地の七一四号、字大久保七番地の七一五号、字大久保七番地の七一六号、字大久保七番地の七一七号、字大久保七番地の七一八号、字大久保七番地の七一九号、字大久保七番地の七二〇号、字大久保七番地の七二一号、字大久保七番地の七二二号、字大久保七番地の七二三号、字大久保七番地の七二四号、字大久保七番地の七二五号、字大久保七番地の七二六号、字大久保七番地の七二七号、字大久保七番地の七二八号、字大久保七番地の七二九号、字大久保七番地の七三〇号、字大久保七番地の七三一号、字大久保七番地の七三二号、字大久保七番地の七三三号、字大久保七番地の七三四号、字大久保七番地の七三五号、字大久保七番地の七三六号、字大久保七番地の七三七号、字大久保七番地の七三八号、字大久保七番地の七三九号、字大久保七番地の七四〇号、字大久保七番地の七四一号、字大久保七番地の七四二号、字大久保七番地の七四三号、字大久保七番地の七四四号、字大久保七番地の七四五号、字大久保七番地の七四六号、字大久保七番地の七四七号、字大久保七番地の七四八号、字大久保七番地の七四九号、字大久保七番地の七五〇号、字大久保七番地の七五一号、字大久保七番地の七五二号、字大久保七番地の七五三号、字大久保七番地の七五四号、字大久保七番地の七五五号、字大久保七番地の七五六号、字大久保七番地の七五七号、字大久保七番地の七五八号、字大久保七番地の七五九号、字大久保七番地の七六〇号、字大久保七番地の七六一号、字大久保七番地の七六二号、字大久保七番地の七六三号、字大久保七番地の七六四号、字大久保七番地の七六五号、字大久保七番地の七六六号、字大久保七番地の七六七号、字大久保七番地の七六八号、字大久保七番地の七六九号、字大久保七番地の七七〇号、字大久保七番地の七七一号、字大久保七番地の七七二号、字大久保七番地の七七三号、字大久保七番地の七七四号、字大久保七番地の七七五号、字大久保七番地の七七六号、字大久保七番地の七七七号、字大久保七番地の七七八号、字大久保七番地の七七九号、字大久保七番地の七八〇号、字大久保七番地の七八一号、字大久保七番地の七八二号、字大久保七番地の七八三号、字大久保七番地の七八四号、字大久保七番地の七八五号、字大久保七番地の七八六号、字大久保七番地の七八七号、字大久保七番地の七八八号、字大久保七番地の七八九号、字大久保七番地の七九〇号、字大久保七番地の七九一号、字大久保七番地の七九二号、字大久保七番地の七九三号、字大久保七番地の七九四号、字大久保七番地の七九五号、字大久保七番地の七九六号、字大久保七番地の七九七号、字大久保七番地の七九八号、字大久保七番地の七九九号、字大久保七番地の八〇〇号、字大久保七番地の八〇一号、字大久保七番地の八〇二号、字大久保七番地の八〇三号、字大久保七番地の八〇四号、字大久保七番地の八〇五号、字大久保七番地の八〇六号、字大久保七番地の八〇七号、字大久保七番地の八〇八号、字大久保七番地の八〇九号、字大久保七番地の八一〇号、字大久保七番地の八一一号、字大久保七番地の八一二号、字大久保七番地の八一三号、字大久保七番地の八一四号、字大久保七番地の八一五号、字大久保七番地の八一六号、字大久保七番地の八一七号、字大久保七番地の八一八号、字大久保七番地の八一九号、字大久保七番地の八二〇号、字大久保七番地の八二一号、字大久保七番地の八二二号、字大久保七番地の八二三号、字大久保七番地の八二四号、字大久保七番地の八二五号、字大久保七番地の八二六号、字大久保七番地の八二七号、字大久保七番地の八二八号、字大久保七番地の八二九号、字大久保七番地の八三〇号、字大久保七番地の八三一号、字大久保七番地の八三二号、字大久保七番地の八三三号、字大久保七番地の八三四号、字大久保七番地の八三五号、字大久保七番地の八三六号、字大久保七番地の八三七号、字大久保七番地の八三八号、字大久保七番地の八三九号、字大久保七番地の八四〇号、字大久保七番地の八四一号、字大久保七番地の八四二号、字大久保七番地の八四三号、字大久保七番地の八四四号、字大久保七番地の八四五号、字大久保七番地の八四六号、字大久保七番地の八四七号、字大久保七番地の八四八号、字大久保七番地の八四九号、字大久保七番地の八五〇号、字大久保七番地の八五一号、字大久保七番地の八五二号、字大久保七番地の八五三号、字大久保七番地の八五四号、字大久保七番地の八五五号、字大久保七番地の八五六号、字大久保七番地の八五七号、字大久保七番地の八五八号、字大久保七番地の八五九号、字大久保七番地の八六〇号、字大久保七番地の八六一号、字大久保七番地の八六二号、字大久保七番地の八六三号、字大久保七番地の八六四号、字大久保七番地の八六五号、字大久保七番地の八六六号、字大久保七番地の八六七号、字大久保七番地の八六八号、字大久保七番地の八六九号、字大久保七番地の八七〇号、字大久保七番地の八七一号、字大久保七番地の八七二号、字大久保七番地の八七三号、字大久保七番地の八七四号、字大久保七番地の八七五号、字大久保七番地の八七六号、字大久保七番地の八七七号、字大久保七番地の八七八号、字大久保七番地の八七九号、字大久保七番地の八八〇号、字大久保七番地の八八一号、字大久保七番地の八八二号、字大久保七番地の八八三号、字大久保七番地の八八四号、字大久保七番地の八八五号、字大久保七番地の八八六号、字大久保七番地の八八七号、字大久保七番地の八八八号、字大久保七番地の八八九号、字大久保七番地の八九〇号、字大久保七番地の八九一号、字大久保七番地の八九二号、字大久保七番地の八九三号、字大久保七番地の八九四号、字大久保七番地の八九五号、字大久保七番地の八九六号、字大久保七番地の八九七号、字大久保七番地の八九八号、字大久保七番地の八九九号、字大久保七番地の九〇〇号、字大久保七番地の九〇一号、字大久保七番地の九〇二号、字大久保七番地の九〇三号、字大久保七番地の九〇四号、字大久保七番地の九〇五号、字大久保七番地の九〇六号、字大久保七番地の九〇七号、字大久保七番地の九〇八号、字大久保七番地の九〇九号、字大久保七番地の九一〇号、字大久保七番地の九一一号、字大久保七番地の九一二号、字大久保七番地の九一三号、字大久保七番地の九一四号、字大久保七番地の九一五号、字大久保七番地の九一六号、字大久保七番地の九一七号、字大久保七番地の九一八号、字大久保七番地の九一九号、字大久保七番地の九二〇号、字大久保七番地の九二一号、字大久保七番地の九二二号、字大久保七番地の九二三号、字大久保七番地の九二四号、字大久保七番地の九二五号、字大久保七番地の九二六号、字大久保七番地の九二七号、字大久保七番地の九二八号、字大久保七番地の九二九号、字大久保七番地の九三〇号、字大久保七番地の九三一号、字大久保七番地の九三二号、字大久保七番地の九三三号、字大久保七番地の九三四号、字大久保七番地の九三五号、字大久保七番地の九三六号、字大久保七番地の九三七号、字大久保七番地の九三八号、字大久保七番地の九三九号、字大久保七番地の九四〇号、字大久保七番地の九四一号、字大久保七番地の九四二号、字大久保七番地の九四三号、字大久保七番地の九四四号、字大久保七番地の九四五号、字大久保七番地の九四六号、字大久保七番地の九四七号、字大久保七番地の九四八号、字大久保七番地の九四九号、字大久保七番地の九五〇号、字大久保七番地の九五一号、字大久保七番地の九五二号、字大久保七番地の九五三号、字大久保七番地の九五四号、字大久保七番地の九五五号、字大久保七番地の九五六号、字大久保七番地の九五七号、字大久保七番地の九五八号、字大久保七番地の九五九号、字大久保七番地の九六〇号、字大久保七番地の九六一号、字大久保七番地の九六二号、字大久保七番地の九六三号、字大久保七番地の九六四号、字大久保七番地の九六五号、字大久保七番地の九六六号、字大久保七番地の九六七号、字大久保七番地の九六八号、字大久保七番地の九六九号、字大久保七番地の九七〇号、字大久保七番地の九七一号、字大久保七番地の九七二号、字大久保七番地の九七三号、字大久保七番地の九七四号、字大久保七番地の九七五号、字大久保七番地の九七六号、字大久保七番地の九七七号、字大久保七番地の九七八号、字大久保七番地の九七九号、字大久保七番地の九八〇号、字大久保七番地の九八一号、字大久保七番地の九八二号、字大久保七番地の九八三号、字大久保七番地の九八四号、字大久保七番地の九八五号、字大久保七番地の九八六号、字大久保七番地の九八七号、字大久保七番地の九八八号、字大久保七番地の九八九号、字大久保七番地の九九〇号、字大久保七番地の九九一号、字大久保七番地の九九二号、字大久保七番地の九九三号、字大久保七番地の九九四号、字大久保七番地の九九五号、字大久保七番地の九九六号、字大久保七番地の九九七号、字大久保七番地の九九八号、字大久保七番地の九九九号、字大久保七番地の一〇〇〇号、字大久保七番地の一〇〇一号、字大久保七番地の一〇〇二号、字大久保七番地の一〇〇三号、字大久保七番地の一〇〇四号、字大久保七番地の一〇〇五号、字大久保七番地の一〇〇六号、字大久保七番地の一〇〇七号、字大久保七番地の一〇〇八号、字大久保七番地の一〇〇九号、字大久保七番地の一〇一〇号、字大久保七番地の一〇一一号、字大久保七番地の一〇一二号、字大久保七番地の一〇一三号、字大久保七番地の一〇一四号、字大久保七番地の一〇一五号、字大久保七番地の一〇一六号、字大久保七番地の一〇一七号、字大久保七番地の一〇一八号、字大久保七番地の一〇一九号、字大久保七番地の一〇二〇号、字大久保七番地の一〇二一号、字大久保七番地の一〇二二号、字大久保七番地の一〇二三号、字大久保七番地の一〇二四号、字大久保七番地の一〇二五号、字大久保七番地の一〇二六号、字大久保七番地の一〇二七号、字大久保七番地の一〇二八号、字大久保七番地の一〇二九号、字大久保七番地の一〇三〇号、字大久保七番地の一〇三一号、字大久保七番地の一〇三二号、字大久保七番地の一〇三三号、字大久保七番地の一〇三四号、字大久保七番地の一〇三五号、字大久保七番地の一〇三六号、字大久保七番地の一〇三七号、字大久保七番地の一〇三八号、字大久保七番地の一〇三九号、字大久保七番地の一〇四〇号、字大久保七番地の一〇四一号、字大久保七番地の一〇四二号、字大久保七番地の一〇四三号、字大久保七番地の一〇四四号、字大久保七番地の一〇四五号、字大久保七番地の一〇四六号、字大久保七番地の一〇四七号、字大久保七番地の一〇四八号、字大久保七番地の一〇四九号、字大久保七番地の一〇五〇号、字大久保七番地の一〇五一号、字大久保七番地の一〇五二号、字大久保七番地の一〇五三号、字大久保七番地の一〇五四号、字大久保七番地の一〇五五号、字大久保七番地の一〇五六号、字大久保七番地の一〇五七号、字大久保七番地の一〇五八号、字大久保七番地の一〇五九号、字大久保七番地の一〇六〇号、字大久保七番地の一〇六一号、字大久保七番地の一〇六二号、字大久保七番地の一〇六三号、字大久保七番地の一〇六四号、字大久保七番地の一〇六五号、字大久保七番地の一〇六六号、字大久保七番地の一〇六七号、字大久保七番地の一〇六八号、字大久保七番地の一〇

第7表　簡工建築物及び簡工住宅
新設都市別表
昭和26年9月分
（人口十五万以上及び県庁所在の都市）

都市名	全建築物延べ面積（坪）	戸数 新設住宅	延べ面積（坪）
札幌	14,016	139	2,575
小樽	2,115	30	506
函館	856	18	294
青森	1,791	32	802
盛岡	2,104	24	491
仙台	4,278	93	1,779
秋田	1,429	14	481
山形	2,875	51	1,023
福島	1,005	23	481
水戸	2,014	22	407
宇都宮	527	21	388
前橋	737	18	362
高崎	1,903	27	330
和歌山	1,919	34	588
千葉	82,749	2,524	87,912
東京	9,450	442	5,297
横浜	1,979	44	561
新潟	5,350	211	2,508
富山	1,837	31	470
金沢	2,871	45	878
福井	3,514	50	854
甲府	4,348	58	1,570
長野	656	12	243
岐阜	772	18	282
静岡	1,196	41	518
名古屋	4,144	81	1,304
津	30,203	802	15,328
大阪	1,070	13	276
京都	806	3	57
大阪	6,136	73	1,223
堺	39,168	1,061	14,883
神戸	5,155	52	978
姫路	18,213	495	9,017
尼崎	4,969	55	1,285
奈良	3,923	55	993
和歌山	301	5	151
鳥取	2,762	88	1,280
松江	655	10	243
岡山	1,044	18	413
広島	4,345	125	2,135
山口	7,909	189	3,373
徳島	3,498	124	2,165
高松	2,533	85	735
松山	1,061	3	104
高知	1,117	38	652
福岡	2,533	62	1,430
久留米	3,488	44	1,008
大牟田	2,924	49	1,155
佐賀	5,500	94	1,971
長崎	2,333	7	102
佐世保	5,569	108	1,603
熊本	806	19	359
大分	688	9	158
宮崎	1,657	56	897
鹿児島	2,601	59	1,173
大牟田	2,651	53	910
鹿児島	946	19	381
	1,328	62	738
	3,974	83	1,540

正誤

昭和二十六年十一月十日正誤欄「運輸省の部終りから七行『寸法』は『(5)寸法』」の誤植

国会事項

○衆議院

◉要求書受領　十一月十日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

国民健康保険強化に関する決議案（亘四郎外十七名）

又同十三日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

本年度の台風災害対策に関する決議案（上林山栄吉外二十五名）

◉政府委員承認　十一月十三日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

農林省蚕糸局長　青柳　稔郎
郵政大臣官房人事部長　八藤　東禧
文部省初等中等教育局長　辻田　力
文部省大学学術局長　稲田　清助

◉議案提出　十一月十三日議員から提出した議案は次の通りである。

昭和二十六年度産米供出に関する決議案（井上良二外百十八名提出）

本年度の台風災害対策に関する決議案（上林山栄吉外二十五名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

◉條約送付　十一月十三日参議院に送付した條約は次の通りである。

国際小麦協定への加入について承認を求めるの件

国際労働機関憲章の受諾について承認を求めるの件

公衆衛生国際事務局に関する議定書を受諾することについて承認を求めるの件

◉議案送付　十一月十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案

米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

財産税法の一部を改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

◉決議送付　十一月十三日大池事務総長から橋本厚生大臣及び岡崎内閣官房長官宛、次の決議を参考のため送付した。

国民健康保険強化に関する決議

○参議院

◉議事日程　十一月十四日の議事日程は左の通り。

議事日程　第十六号
昭和二十六年十一月十四日（水曜日）
午前十時開議
第一　社会保障制度推進に関する決議案（中山壽彦外六名発議）
（委員会審査省略要求事件）
第二　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
（内閣提出）
（委員長報告）

◉議案受領（予備審査）　十一月十二日内閣から左の議案が送付された。

食糧管理特別会計の歳入不足を補いするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

繭糸価格安定法案

又同日衆議院から左の議案が送付された。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（小金義照外十八名提出）

◉議案付託（予備審査）　十一月十二日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

食糧管理特別会計の歳入不足を補いするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

大蔵委員会に付託

繭糸価格安定法案（閣法第三一号）

農林委員会に付託

又同日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（小金義照外十八名提出）

通商産業委員会に付託

◉議案送付　十一月十二日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案

◉議決通知　十一月十二日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

又同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件

◉決議送付　十一月十二日議長から内閣総理大臣、大蔵大臣及び地方自治庁長官宛左の決議を送付した。

地方財政平衡交付金等の増額に関する決議

◉通知書受領　十一月十二日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律

国民金融公庫法の一部を改正する法律

又同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百二十年六月二十一日にパリで署名された国際冷凍協会をパリに創設することを目的とする国際條約を修正する條約の締結について承認を求めるの件

◉公聴会告示

昭和二十六年十一月十三日

参議院人事委員長　吉田　法晴

参議院人事委員会は、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案について左の要領で公聴会を開き、特に関心ある方の御意見を伺いたいと思いますから進んで御申し出下さい。

一、問題　公務員の給與に関する問題について

一、日時　昭和二十六年十一月十六日午前十時

一、場所　参議院内

一、申出の方法　東京都千代田区永田町参議院委員部内人事委員長宛に、意見を述べようとする理由及び本法律案に対する賛否を附して文書で申し出ること。（氏名、住所、職業明記）

一、申出の期限　昭和二十六年十一月十五日

一、出席者の選定　申し出た方の中から委員会で選定の上速達又は電報で通知する。

一、旅費日当　出席者には、旅費及び日当を支給する。

なお、お問合せは参議院委員部まで（電話霞ケ関(59)〇一二一—九）

辞令

○内閣

文部省初等中等教育局長　辻田　力
文部省大学学術局長　稲田　清助

（各通）

農林省蚕糸局長　青柳　稔郎
郵政大臣官房人事部長　八藤　東禧

第十二回国会政府委員を命ずる

（在パリ日本政府在外事務所長）外務事務官　萩原　徹

国際計数センター設立会議に全権委員として出席を命ずる

（在パリ日本政府在外事務所員）同　高橋　覚

国際計数センター設立会議に全権委員代理として出席を命ずる

文部教官　山下　英男

国際計数センター設立会議に出席の全権委員顧問を命ずる

農林事務次官　山添　利作

国際植物保護條約会議に全権委員として出席を命ずる（以上十一月十三日）

○法務府

横浜区検察庁副検事兼検事　田中　泰次

小田原区検察庁副検事に補する

小田原区検察庁副検事兼厚木区検察庁副検事　木村浪次郎

相模原区検察庁副検事兼厚木区検察庁副検事に補する（以上十一月一日）

○通商産業省

通商産業事務官　丹羽　三雄
（各通）　同　加藤　秀雄
同　木田　吉雄

通商振興局勤務を命ずる（十月一日）

同　山崎　隆造

外務省へ出向を命ずる（十月三日）

同　倉根　是知
（各通）　通商産業技官　白須　二琅
同　内藤　邦雄

通商産業事務官　阿部　茂

大臣官房審議室兼大臣官房広報課勤務を命ずる

同　江島　五郎

特許庁へ出向を命ずる（以上十月十六日）

同　高橋　修

外務省へ出向を命ずる

同　山地　八郎

東京通商産業局清水通商事務所長事務取扱を命ずる（以上十月二十日）

同　木村　善二

（各通）

外務省へ出向を命ずる（十月二十四日）

通商産業技官　林本啓次郎

神戸繊維製品検査所在勤を命ずる

同　山部　秀二

横浜繊維製品検査所在勤を命ずる

同　大門　甚平

金沢繊維製品検査所在勤を命ずる（以上十一月一日）

通商産業局清水通商事務所長を命ずる

同　山地　八郎

東京通商産業局清水通商事務所長事務取扱を免ずる（以上十一月十日）

正誤

昭和二十六年十月五日叙任及び辞令欄通商産業省の部九四頁二段二〇行内藤邦雄の辞令文「願に依り本官を免ずる」は「通商繊維局勤務を命ずる」の誤り。

通商産業省官報報告主任

昭和二十六年十月二十六日叙任及び辞令欄資源庁の部沢田達に係る発令月日「九月一日」は「九月十日」の、同「九月十日」は「九月十一日」のいずれも誤り。

資源庁官報報告主任

官庁事項

○通商産業省

◉日本工業規格　日本工業標準調査会の調査審議を経て通商産業大臣により昭和二十六年十月三十一日左記の日本工業規格が制定された。（工業技術庁）

		JIS
〃	正面フライス	A四〇〇一
〃 シェルエンドミル
〃 正面フライス
〃 シェルエンドミルと正面フライス用アーバ
〃 片角フライス
〃 不等角フライス
〃 ネジつき片角フライス
〃 組合せ側フライス
〃 内丸フライス
〃 外丸フライス
〃 片面取フライス
〃 両面取フライス
〃 半月キーミゾフライス
〃 平小ネジ沈めフライス
〃 サラ小ネジ沈めフライス
〃 自動車用押上式始動電動機検査
〃 自動車用第三刷子式充電発電機検査
〃 亜鉛メッキ鋼板
〃 ピアノ線材
〃 打刃物鋼
〃 打刃物地鉄
〃 ダイス鋼
〃 亜硫酸ナトリウム（結晶）
〃 チオ硫酸ナトリウム（無水）
〃 再生ゴム
〃 平小ネジ沈めフライス
〃 サラ小ネジ沈めフライス
〃 ガス切断器
〃 カタ寒暖計
〃 自動車用押上式始動電動機検査
〃 自動車用第三ブラシ式充電発電機検査
〃 自動車用起速度計検査
〃 自動車用電気式警音器
〃 自動車用腕木式方向指示器
〃 自動車用電気式窓ワイパー
〃 自動車用真空式窓ワイパー
〃 自動車用後写鏡
〃 亜鉛メッキ鋼板
〃 ピアノ線材
〃 刃物鋼
〃 打刃物地鉄
〃 ダイス鋼
〃 亜硫酸ソーダ（結晶）
〃 亜硫酸ソーダ（無水）
〃 チオ硫酸ソーダ（結晶）
〃 再生ゴム
〃 発電機形発破用点火器
〃 デタッチアブルロッ
〃 クビット用ネジ
〃 天然黒鉛の工業分析および試験方法
〃 木箱（輸出品包装用）
〃 事務用家具（机、卓子、いす）
〃 規格票の様式

〃	B四二二四	
〃 B四二二五
〃 B四二二六
〃 B四二二七
〃 B四二二八
〃 B四二二九
〃 B四二三〇
〃 B四二三三
〃 B四二三五
〃 B六八〇二
〃 B七三五一
〃 D一六〇七
〃 D一六〇八
〃 D一六〇九
〃 D五七〇一
〃 D五七〇二
〃 D五七〇三
〃 D五七〇四
〃 D五七〇五
〃 G三三〇二
〃 G三五〇二
〃 G三五二二
〃 G四四〇五
〃 G四四〇六
〃 G四四〇七
〃 K一四一八
〃 K一四一九
〃 K一四二〇
〃 K六二一三
〃 M二五〇二
〃 M三九〇一
〃 M八五一一
〃 Z一四〇一
〃 Z五三〇一
〃 Z八三〇一
備考
一、内容は工業技術庁標準部、各通商産業局または各都道府県庁において閲覧に供する。
二、昭和二十六年十月三十一日以降つぎの日本標準規格、臨時日本標準規格および日本規格が廃止された。

〃	JES 機械四二一	
〃 JES 建築二〇〇一
〃 旧JES 共機械四二四
〃 JES 建築二〇〇一
〃 JES 機械四二五
〃 JES 機械四二六
〃 JES 機械四二七
〃 JES 機械四二八
〃 JES 機械四二九
〃 JES 機械四三〇
〃 JES 機械四三二
〃 JES 機械四三三
〃 JES 機械四三四
〃 JES 機械四三五
〃 JES 機械四三六
〃 JES 機械四三七
〃 JES 機械四三八
〃 JES 機械四三九
〃 JES 機械四三〇
〃 JES 建築二〇〇一
〃 JES 建築二〇〇一
〃 JES 建築二〇〇一

第7457号　官　報　昭和26年11月15日　木曜日　264

会において審議した結果、労働関係調整法第十八條第三項の規定に基いて、いずれもこの調停を行うことを決議したから、この旨を公表する。

使用者側	使用者側	使用者側	使用者側
1. 組合側	2. 組合側	3. 組合側	
東京急行電鉄株式会社（本社所在地　東京都渋谷区高輪南町一七番地）	東京都及び千葉県　区小梅一丁目二三番地	東京都、千葉県、埼玉県及び群馬県　酉区宮町一番地	東京都及び神奈川県　区上目黒六ノ一三二九）
東急労働組合（本部所在地　東京都目黒区上目黒六ノ一三二九）	東京交通労働組合（本部所在地　東京都墨田区小梅一丁目二三番地）	東京都及び神奈川県　区五所在地　東京都渋谷区上通二ノ五五）	東急電鉄株式会社（本社所在地　東京都渋谷区上通二ノ五五）

○労働関係調整法第二十八條第二項の規定による調停申請事項　いずれも昭和二十六年十一月二日

昭和二十六年十一月十二日

中央労働委員会

○最高裁判所

◉再審による無罪の判決

判決

大阪市北区宗兵町一番地
旭化成工業株式会社
右代表者　片岡武修

右の者外一名に対する臨時物資需給調整法（衣料配給規則）並びに令遵反被告事件について当裁判所は昭和二十三年十二月二十九日被告人旭化成工業株式会社に対しその代表者片岡武修に処する略式命令をなし同命令は確定した。

右の者外一名に対する臨時物資需給調整法（衣料配給規則）並びに令遵反被告事件について当裁判所は昭和二十三年十二月二十九日被告人旭化成工業株式会社に対しその代表者片岡武修に処する略式命令をなし同命令は確定した。

右の者外一名に対する臨時物資需給調整法（衣料配給規則）並びに令遵反被告事件について当裁判所は昭和二十三年十二月二十九日被告人旭化成工業株式会社が同会社の業務として被告人宮田重藤が為に対する

建設省公告

○地図販売価額改訂公告

当所発行の地図販売価格を左記の通り改訂しました。

記

種類	大きさ及び色数	定価
二万五千分一　地形図	柾判　一色刷	二五円
同　同	菊判　同	二五円
五万分一　同	柾判　同	二五円
二十万分一　地勢図	同　三色刷	三五円
同　同	同　八色刷	三五円
同　分県図	菊判　九色刷	二〇〇円
同　同	同　四六四截判六色刷	四〇〇円
同　同	柾判　同	八〇〇円
同　同	菊判　同	八〇〇円
同　国立公園図	四六判　同	一〇〇円
五十万分一　地方図	柾判　四六三截判五色刷	四〇〇円
同　同	菊判　同	四〇〇円
同　同	四六判　同	四〇〇円
八十万分一　日本土地利用図	同　十一色刷	一〇〇〇円
同　同	同　三枚一組	一七〇〇円
同　同（田畑版）	同　六色刷	一二〇〇円
同　日本電力図	同　三枚一組	三六〇〇円
同　同	同　七色刷	一二〇〇円
同　労動人口と都市機能	同　三枚一組	三六〇〇円
二百万分一　日本全図	同　十四色刷	一二〇〇円
二千二百万分一　世界全図	同　三枚一組	五一〇〇円
三百万分一　郡市界素図	同　九色刷	一七〇〇円
五十万分一　市町村界素図	同　二枚一組	三三〇〇円
同　同	柾判　十二色刷	一五円（据置）
郡市町村名便覧	菊判　一色刷	三〇〇円（同）
学習用白地図	四六判　同	四〇〇円（同）
同　同	同　一枚	一八〇円（同）
地理調査所の地図帳（日本）	同　五枚一組	二〇〇円（同）
測量法	同　多色刷	九五円（同）
測量法関係法令集	同　一冊	一五円（同）

尚この地図は全国何処でも定価（送料を含む）販売をしています。

建設省地理調査所

最高裁判所公告

○司法修習生採用選考公告

裁判所法第六十六條の規定に基き、最高裁判所は、昭和二十七年度の司法修習生採用のための選考を、左記の定めによつて行う。

一　選考を受け得る資格

左の各号の一に該当する者は、選考を受けることができる。

1　高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験司法科試験に合格した者

2　司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）による司法試験第二次試験に合格した者

3　司法官試補及弁護士試補たる資格の特例に関する件（昭和二十年法律第二十八号）に定める詮衡委員会の詮衡を経た者

二　選考の欠格事由

左の各号の一に該当する者は、選考を受けることができない。

1　禁錮以上の刑に処せられた者

2　禁治産者又は準禁治産者

3　破産者で復権を得ない者

三　選考の日時、場所及び内容

1　日時、場所　昭和二十七年一月下旬、司法研修所小石川分室（東京都文京区指ケ谷町八七番地）で行う。

2　選考の内容　選考は、口述試験、身体検査及び身上調査とする。

四　申込の方法及び申込書受付期間

1　申込先　最高裁判所事務総局人事局任用課第一任用係（東京都千代田区霞ケ関一の一）

2　申込書受付期間　昭和二十六年十一月二十六日から昭和二十六年十二月二十五日まで。

郵送の場合は、締切日まで着信の分のみ受付ける。

五　昭和二十七年四月以後在学する者は採用しない。

備考　申込の方法その他手続の詳細は、二十円切手をはつた、あて先明記の返信用封筒を同封の上、申込先に照会のこと。

昭和二十六年十一月十五日

最高裁判所事務総局

裁判所公告（●印は新料金）

○相続財産管理人選任

●住所長崎県南高来郡湯江村甲八四番地　申立人　宇土孝夫

最後の住所長崎県南高来郡西郷村已二〇九番地第一　宇土地右に同じ

出生年月日明治三十五年十一月十三日

死亡の場所長崎県南高来郡西郷村已二〇九番地第一

死亡年月日昭和二十五年六月三十日

職業農業兼製材業

被相続人亡　宮崎　俊良

右宇土孝夫の申立により被相続人亡宮島俊良の財産管理人として住所長崎県南高来郡西郷村已二〇九番地第一宮崎円吾を選任した。

昭和二十六年十一月一日

長崎家庭裁判所島原支部

○禁治産宣告

●昭和二十六年（家）第六三五四号

本籍並びに住所東京都江戸川区南篠崎町千五百五十八番地

事件本人　田口　栄

東京都江戸川区南篠崎町千五百五十八番地田口乃ぶの申立により右事件本人に対し禁治産を宣告した。

昭和二十六年十月三十日

東京家庭裁判所

家事審判官　藤原英雄

○準禁治産宣告

●昭和二十六年（家）第八三七号

本籍並びに住所岡山県上道郡沖田村大字沖元四百六十八番地　猛

事件本人　三好

明治四十年七月十一日生

右の者に対し父三好治郎吉の申立により当裁判所は昭和二十六年十月八日前記猛を浪費者と認め準禁治産を宣告した。

昭和二十六年十一月五日

岡山家庭裁判所

○準禁治産宣告取消

●昭和二十六年（家）第一〇二号

本籍並びに住所福岡県筑紫郡那珂町大字板付二百十五番地

申立人　中牟田重太郎

右の者に対し昭和二十四年二月十日生

明治三十七年二月十日生

一日当裁判所がなした禁治産の宣告は昭和二十六年十月二十九日之を取消した。

昭和二十六年十一月五日

福岡家庭裁判所

○失踪宣告取消

●本籍長野県下伊那郡下久堅村甲千百九十七番地　はま長野県下伊那郡泰阜村佐京中島正義方　岩屋　永一

右の者に対し昭和二十五年一月三十一日長野家庭裁判所で失踪宣告をなした失踪宣告は昭和二十六年十月十二日之を取消した。

昭和二十六年十一月九日

長野家庭裁判所飯田支部

●昭和二十六年（家）第一〇八二号

本籍並びに住所新潟市放生津一六〇五番地一の一　申立人　津幡興三次郎

市五稜郭町五十三番地

事件本人　亡　津幡甚太郎

明治十四年三月十五日生

右事件本人に対する昭和二年九月三十日高岡区裁判所がなした失踪宣告は之を取消する。

昭和二十六年十月十日

富山家庭裁判所高岡支部

○除権判決

●昭和二十六年（へ）第六号

新潟県佐渡郡両津町大字加茂歌代二〇五番地　申立人　北川　俊一

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十六年九月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十六年九月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十六年九月二十一日

大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

種類　東洋紡績株式会社株式

数量　(イ)一株券二十五枚(ロ)五株券四枚

株券額面　(イ)金五十円(ロ)金二百五十円(ハ)金五百円(ニ)金二千円五百円

一株に付拂込　金五十円

記号番号　(イ)甲い第六五三号、同第六五四号、同第二二二一号、同第二二二二号、同自第四四七八号至第四四八一号、同第六九四二号、同第一四八八七号、同第一六八一九号、同第一七〇二九号、同第一七〇三〇号、同第一七六四六号、同自第二一二四九号至第二一二五七号、同第二四七号、同第二八五八号、同第二八八号、同第二八五八九号、同第八五一一五号、同自第四二一〇号(ロ)甲は第二七一一五号、同自第八五六五〇号至第八五六五四号、同第八六〇七八号、同第三六〇一〇号、乙は第一四八九号、同第三三六〇号、同第三三六四号、同第三三八二号、同第三五六五七号、同第三六五七一号、同第三六五七二号、同第七九六二号、同第七九六三号、同第七九六四号、同第七九六五号、同第七九六六号、同第七九六七号、同第七九六八号、同第七九六九号、同第七九七〇号、同第七九七一号、同第七九七二号、同第七九七三号、同第七九七四号、同第七九七五号、同第七九七六号、同第七九七七号、同第七九七八号、同第七九七九号、同第七九八〇号、同第七九八一号、同第七九八二号、同第七九八三号、同第七九八四号、同第七九八五号、同第七九八六号、同第七九八七号、同第七九八八号、同第七九八九号、同第七九九〇号、同第七九九一号、同第七九九二号、同第七九九三号、同第七九九四号、同第七九九五号、同第七九九六号、同第七九九七号、同第七九九八号、同第七九九九号、同第七九九九号、同第七九九九

第7457号

昭26.11.15.

地方公共団体公告

◉大阪市公債元金償還公告

来る十二月一日償還の本市各公債は当額執行の結果下記の通り当選した。

昭和二十六年十一月一日

大阪市長　中井　光次

記

償還の公債名、金額、証券種類、記号及番号

大阪市第二回電気公債　元金八万四千円

一万円券　ほ号
81　239　計2枚

五千円券　に号
75　127　288　計3枚

一千円券　ほ号
43　122　162　225　245　248
262　287　296　316　323　334
354　449　475　490　491　492
574　576　587　624　629　664
689　715　739　754　756　799
825　834　882　912　921　926
946　972　998　1089　1092　1204
1225　1230　1256　1272　1280
1408　1410　計49枚

大阪市第八回水道公債　元金六万四千九百円

五千円券　め号
83　260　286　334　計4枚

一千円券　ば号
7　10　32　100　143　146　158
166　170　190　197　227　243
267　299　317　318　320　355
401　405　440　525　596　613
625　640　646　761　764　777
811　845　856　865　868　895
904　909　923　935　972
計42枚

一百円券　き号
5　22　37　87　112　144　188
191　213　261　266　288　305
337　338　355　365　385　387
392　399　412　467　468　499
516　528　533　580　計29枚

大阪市第十二回下水道公債　元金八百円

一百円券　て号
75　82　115　121　151　167
184　188　計8枚

大阪市第十四回下水道公債　元金二万三千円

五千円券　む号
36　87　計2枚

一千円券　う号
104　198　282　430　451　473
554　567　694　752　753　762
788　計13枚

大阪市第五回土木事業公債　元金一万三千円

一千円券　い号
17　18　112　130　149　157
198　276　309　327　335　344
354　計13枚

大阪市第十四回電気事業公債　元金二百三十二万三千円（全額）

一万円券　れ号
31　39　41　57　62　110　113
116　124　136　157　169　173
192　227　231　233　234　236
240　247　270　505　512　514
521　542　551　552　553　586
592　599　602　608　617　627
629　635　637　640　649　664
670　673　684　692　699　701
704　706　719　720　725　743
746　755　761　763　764　769
771　772　773　778　779　818
814　822　961　975　976　970
990　1024　1029　1115　1116
1125　1236　1269　1284　1287
1297　1341　1350　1352　1354
1361　1363　1364　1374　1377
1442　1492　1509　1512　1529
1550　1551　1554　1652　1657
1661　1721　1732　1733　1744
1758　1782　1784　1801　1803
1804　1821　1825　1881　1882
1886　1903　1941　計121枚

五千円券　そ号
108　111　132　161　173　184
185　190　204　206　228　234
256　258　279　290　292　297

313 324 333 346 361 382
372 373 386 392 398 404
421 424 433 441 450 455
459 476 500 514 520 522
528 548 544 547 554 559
575 577 583 593 596 597
625 637 650 655 657 658
660 662 666 667 660 686
736 738 741 763 775 791
643 648 861 869 874 875 880
887 890 899 942 948 959
973 982 965 992 995 1002
1012 1013 1016 1030 1047
1068 1074 1127 1134 1139
1141 1148 1153 1157 1168
1182 1185 1189 計120枚

千円券 つ番
1 2 7 9 19 25 27 29 30
44 45 49 62 73 74 75 78
79 80 88 94 96 98 101
106 107 115 122 128 132
134 140 144 152 153 163
250 252 256 268 273 275
261 264 287 294 295 297
298 301 310 315 326 333
334 341 345 359 365 367
371 372 381 387 388 389
391 394 396 398 400 401
405 407 409 410 413 414
416 423 425 429 434 435
439 440 448 456 457 461
462 465 467 473 482 492
498 505 508 510 518 527
535 540 542 548 555 560
565 609 610 614 616 617
624 689 642 651 658 657
658 661 673 678 679 682
684 685 687 692 703 717
723 724 725 737 750 759
761 765 766 781 782 784
807 764 806 804 807
765 790 797 803 806 807
839 840 847 852 854
869 872 874 879 889 890
899 903 909 912 913 931
936 942 957 960 962 964
965 966 974 975 976 977
979 981 986 987 989 992
1044 1054 1061 1062 1064
1068 1074 1080 1085 1087
1093 1102 1103 1110 1112
1114 1116 1119 1120 1182

1152 1157 1161 1164 1167
1174 1176 1179 1184 1189
1191 1197 1199 1201 1211
1214 1215 1219 1221 1222
1224 1229 1230 1235 1237
1239 1244 1258 1261 1262
1268 1265 1268 1274 1277
1278 1279 1281 1285 1289
1291 1298 1299 1301 1305
1306 1307 1310 1312 1316
1318 1321 1323 1325 1327
1333 1335 1336 1338 1342
1346 1348 1349 1356 1357
1358 1359 1362 1372 1378
1384 1385 1386 1387 1390
1392 1402 1405 1411 1414
1417 1423 1428 1436 1440
1441 1443 1445 1448 1453
1457 1462 1468 1471 1472
1476 1479 1483 1485 1493
1513 1516 1517 1519 1524
1594 1497 1500 1505 1506
1534 1554 1567 1568 1578
1577 1579 1580 1584 1588
1598 1601 1613 1616 1619
1620 1627 1632 1637 1643
1649 1650 1666 1665 1667
1671 1674 1678 1683 1699
1705 1708 1711 1713 1717
1719 1720 1727 1734 1736
1745 1746 1747 1755 1757
1758 1760 1770 1781 1784
1787 1794 1801 1802 1803
1804 1815 1818 1819 1826
1827 1829 1833 1835 1837
1845 1850 1856 1859 1863
1905 1912 1917 1920 1922
1926 1930 2002 2006 2007
2021 2023 2024 2028 2030
2039 2041 2062 2069 2072
2073 2074 2082 2094 2098
2099 2100 2103 2108 2111
2112 2114 2117 2174 2175
2178 2180 2186 2205 2208
2220 2236 2237 2239 2240
2243 2252 2255 2256 2259
2268 2270 2272 2274 2282
2301 2307 2350 2353 2356
2357 2361 2364 2365 2369
2383 2386 2399 2401 2402
2426 2411 2412 2420 2430
2435 2437 2441 2445 2448
2451 2460 2461 2462 2463

大阪市場米穀価格
元禄四十九年十月
(全銘)

10,000円券	134	631	655	726	
5,000円券	31	40	49	267	277
	841	847	856		7枚
279	281	336	337	341	656
660	713	723	736	801	844
657	658	871	883	892	900
921	922	927	947	950	951
964	964	986	995	1002	
1023	1035	1200			44枚
1,000円券	3	33	35	59	128
135	149	156	178	181	197

一円券 ね号
1 2 4 5 16 22 28 29
31 34 36 43 46 47 52
53 54 56 57 60 63 64 70
71 75 81 82 85 93 95
100 104 106 109 112 116
119 121 123 127 136 147
153 155 158 162 163 167
168 169 174 176 177 280
255 291 298 304 305 307
308 310 311 312 316 318
382 383 386 395 405 412
415 417 418 420 422 426
431 434 438 439 442 444
445 453 454 457 460 461
462 464 468 477 480 490
465 496 499 501 505 507
516 518 519 524 525 527
529 580 585 558 559 564
567 569 570 571 573 574
577 579 580 590 592 601
603 611 612 620 622 626
627 629 630 631 633 634
635 638 639 641 650 652
653 656 658 662 663 665
667 670 678 680 681 683
690 691 696 701 710 712
713 716 733 734 736 740
744 747 749 753 765 768
770 772 773 774 775 781
787 792 793 794 計202枚

10,000円券	184	631	655	726	
5,000円券	31	40	49	267	277
	841	847	856		7枚
279	281	336	337	341	656
660	713	723	736	801	844
657	658	871	883	892	900
921	922	927	947	950	951
964	964	986	995	1002	
1023	1035	1200			44枚
1,000円券	3	33	35	59	128
135	149	156	178	181	197

会社その他の公告

解散公告（第一回）

代表清算人　地一
東京都千代田区中央区一丁目三
三王物産株式会社

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

代表清算人　矢田部伸一
東京都千代田区神田一丁目一
株式会社一

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

清算人　小野一
東京都千代田区神田一丁目一
株式会社

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

清算人　長谷川新作
東京都中央区日本橋一丁目一
株式会社

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

清算人　大石
東京都渋谷区宮益坂一
大石浜漁業

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

清算人　矢田部伸一
東京都千代田区神田一丁目一
株式会社

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

清算人　内藤伊勢吉
東京都千代田区神田一丁目一
株式会社

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

清算人　小松
東京都千代田区神田一丁目一
株式会社

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

清算人　長谷川新作
東京都千代田区神田一丁目一
株式会社

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

清算人　白浜村
東京都千代田区神田一丁目一
株式会社

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

清算人　入野
東京都千代田区神田一丁目一
株式会社

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

清算人　小野
東京都千代田区神田一丁目一
株式会社

昭和二十六年十一月十五日

解散公告（第三回）

清算人　長谷川新作
東京都千代田区神田一丁目一
**株式会社

第7457号

株式消却につき株券提供公告

当会社は昭和二十六年十一月四日の株主総会において、資本額金五百万円を金十万円に発行済株式総数十万株を二千株に減少し、その方法として一株金五十円額面株式六万八千株を無償消却し一株金五十円額面株式三万株を買入れ消却することを決議したから株券を所有する者はこの公告掲載の翌日から三箇月以内にその株券を当会社に提出せられたい。

昭和二十六年十一月十日
金沢市北安江町三十三番地
石川県漁網貿易株式会社

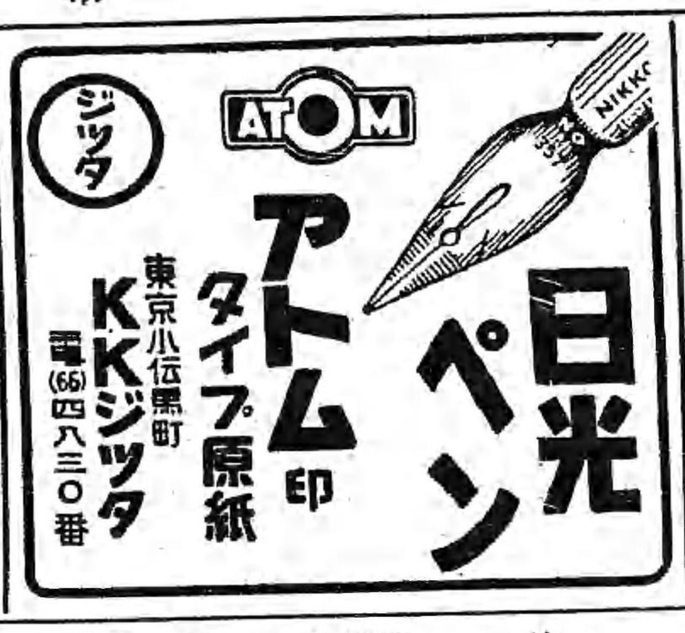

社債償還公告

当社第三回い号物上担保附社債第二次定時償還の為抽籤の結果左記番号の債券が当籤しましたから公告致します。

償還金額　金四百万円也
支拂期日　昭和二十六年十一月三十日
支拂場所　現物債は券面記載の支拂場所、登録債は指定支拂場所

五千円券(乙)　四〇一―七〇〇
十万円券(丁)　八六五―八七六
一万円券(丙)　一―五〇　五、四二一―五、四九〇

昭和二十六年十一月
日本電気株式会社

定時株主総会招集公告

来る十一月三十日(金曜日)午前十時半より東京都中央区銀座六丁目四番地交詢社において左記目的事項につき第二十五回定時株主総会を開催致しますから御出席下さる様御願い致します。

昭和二十六年十一月十五日
東京都港区芝田村町四丁目一番地
株式会社津上製作所
取締役社長　津上　退助

株主各位

会議の目的事項

第一号議案　第二十五期営業報告書貸借対照表財産目録損益計算書並びに利益金処分案承認の件
第二号議案　定款変更の件
第三号議案　取締役及監査役選任の件
第四号議案　退任役員に慰労金贈呈の件

以上

債権申出公告

本籍東京都台東区入谷町四三番地。最後の住所東京都豊島区西巣鴨二丁目二七一二番地被相続人岩井常三郎は昭和二十六年五月(日不明)死亡、相続人等はこれを昭和二十六年八月十四日知り、右相続の限定承認をしたから、右岩井常三郎に対する債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にその請求の申し出をして下さい。若しこの期間内に請求がないときは清算から除斥致します。

昭和二十六年十一月十三日
東京都豊島区西巣鴨二丁目二七一二番地
亡岩井常三郎
財産管理人　岩井　義照

株主総会決議御通知

十月二十五日開催の定時株主総会に於て左の通り決議されましたから御通知申上げます。

昭和二十六年十月二十六日
大阪府北河内郡住道町大字灰塚八四番地
松下飛行機株式会社
清算人　陣内　恒雄

株主各位殿

記

第一号議案　第三回(自昭和二十五年十月一日至昭和二十六年九月三十日)清算事務報告書及昭和二十六年九月三十日現在財産目録の承認の件は原案通り可決監査役任期満了に伴ふ改選の件は畑埜末三再選される。

以上

第三回清算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

資産の部	
現金預金	一四、七五九、八七一・五四
前拂金	六一、五二三・三六
受取勘定	二、六九九、九九五・七八
材料	八、〇一一・九三
有価証券	六二、五〇〇・〇〇
車輌運搬具	三〇〇、〇〇〇・〇〇
什器備品	五三、〇〇〇・〇〇
未収未拂込資本金	一一、八三六、一二五・〇〇
特別損失	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
特別損失仮勘定	一二、六二一、二〇三・二四
合計	七二、四〇二、二三〇・八五
負債の部	
未拂費用	一、九五〇、〇五一・八八
其他負債	四、七四九、七八二・〇三
公称資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
特別損失仮勘定	三五、七〇二、三九六・九四
合計	七二、四〇二、二三〇・八五

以上

松下飛行機株式会社

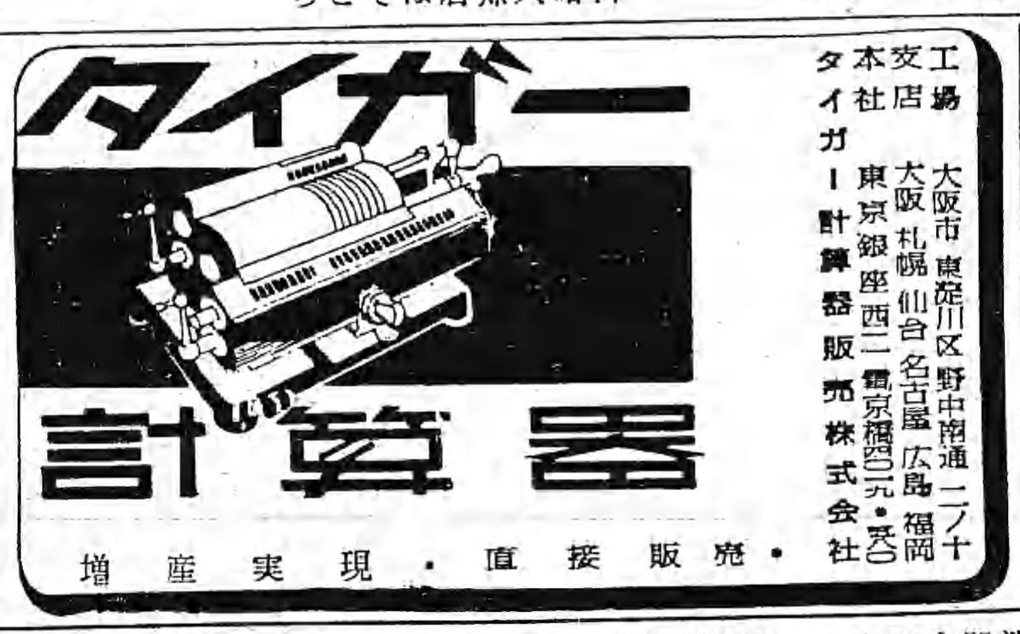

第二十七期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

現金預け金勘定	三、一〇七、三四〇・三九
短期貸付金勘定	四五八、一九九・八一

大阪市浪速区幸町通五丁目十四番地
郵船運輸株式会社

第十八期貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

借方	
流動資産	二、四八四、八七三・〇八
固定資産	一、〇一二、八八四・一三
繰延勘定	七八〇、〇六五・六二
当期欠損金	九二二、四四〇・四〇
合計	五、二〇〇、二六三・二三
貸方	
流動負債	四、一八六、二九四・一三
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
積立金	八、八五〇・〇〇
繰越金	五、一一九・一〇
合計	五、二〇〇、二六三・二三

昭和二十六年十一月
大阪市浪速区幸町通五丁目十四番地
三栄不動産株式会社

第四十七期貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部	
土地	一四、二三〇、四二五・一一
建物	七七、八二七、四四八・一二
機械	七、七〇二、一七五・一一
造作及設備	四、六一六、〇六七・七四
器具什器	一三八、五六〇・四一
有価証券	四、七五五、七〇〇・〇〇
預金及現金	四、七〇九、八七五・九五
未収金	八、一四五、五六七・二五
合計	一三三、一二五、八一九・六九
負債の部	
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	二、七三〇、〇九八・〇〇
納税積立金	一六九、三三五・〇〇
再評価積立金	九九、三一五、八〇二・〇〇
前期繰越金	一、〇八六、〇七八・三四
当期利益金	六、八二四、五一六・三五
合計	一三三、一二五、八一九・六九
昭和二十六年十一月	

三栄不動産株式会社

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　十一月十日附衆会第十四号四〇頁●同十五日附物価第四十四号四頁●同十二日附参会第十六号一六頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　通信料　実費
公告料　公告　入ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　入ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁　電話九段(33)三二一―五九
振替東京一九〇〇官報課

未收入金勘定	五、五四七、九八二・七六
社内立替金勘定	四九五、四〇七・〇〇
顧客への貸残高勘定	四、四〇一、二五〇・〇〇
前拂金勘定	四〇〇、〇〇〇・〇〇
未收收益勘定	五二二、三一八・〇〇
有価証券勘定	六、四五五、四一二・〇〇
差金勘定	一九〇、六〇〇・〇〇
取引所証拠金勘定	一七八、〇〇〇・〇〇
保管有価証券勘定	一三、七二一、五二五・〇〇
事故証券支拂金勘定	六三、六七〇・〇〇
有価証券引渡票支拂金勘定	三九七、五〇〇・〇〇
本支店未達勘定	一、八二三、八二三・二六
営業保証金勘定	二一八、一九〇・〇〇
取引所勘定	九〇八、五六五・〇〇
協会勘定	二、〇二七、五一三・〇〇
差入保証金勘定	一、九六一、〇四〇・〇〇
会員出資金勘定	二〇〇、〇〇〇・〇〇
その他の資産勘定	二六、三五〇・〇〇
有形固定資産勘定	四、四六二、九〇七・二〇
前期繰越金	一、四九二、七五〇・六九
合計	四九、〇六〇、三四四・一一
負債の部	
その他短期借入金勘定	一三、七四五、三〇〇・〇〇
顧客よりの預り金勘定	三七七、七七五・〇〇
高勘定	四、三五〇・〇〇
未拂金勘定	五、一七八、五六九・五四
顧客よりの預り金勘定	九五三、九九六・七八
その他預り金勘定	四、〇九三、五一六・六〇
証拠金勘定	五〇、〇〇〇・〇〇
預り保証金勘定	一一、八〇四、〇八五・〇〇
預り有価証券勘定	七七、三三五・〇〇
事故証券受入金勘定	一九九、一〇〇・〇〇
有価証券引渡票受入金勘定	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
受入金勘定	二三、〇〇〇・〇〇
資本金勘定	一六二、五〇〇・〇〇
利益準備金勘定	二、一九一、八一六・一九
退職給與積立金勘定	四九、〇六〇、三四四・一一
当期利益金	
合計	

東京都中央区日本橋兜町二の三
高井証券株式会社

正誤

昭和二十六年十一月十二日会社その他の公告欄一八七頁四段解散公告(第一回)清算人山口伝一に係る「株会社会風間商店」は「株式会社風間商店」の誤植

昭26.11.15.

官報

号外（第九十三号）

目次

府令
○特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程
省令
○特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支拂事務規程
○特別調達資金出納官吏事務規程
○特別調達資金使用計画等取扱規則
一頁　二　七　一五

府令

◉総理府令第四十九号

特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号）第十一條の規定に基き、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

内閣総理大臣　吉田　茂

特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程

（通則）

第一條　特別調達資金会計官（特別調達資金設置令施行令（以下「施行令」という。）第四條に規定する資金会計官をいう。以下「資金会計官」という。）及び特別調達資金出納命令官（施行令第三條第四項に規定する資金出納命令官をいう。以下「資金出納命令官」という。）は、この府令の定めるところにより特別調達資金（以下「資金」という。）の受入に関する事務を処理しなければならない。

（任免のあつた場合の資金契約等担当官及び取扱店又は取引店への通知）

第二條　特別調達庁長官は、資金会計官又は資金出納命令官の任免があつたときは、直ちにその旨を施行令第三條第四項に規定する資金契約等担当官及び特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支拂事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十四号。以下「支拂事務規程」という。）第二條に規定する資金会計官の取扱店又は資金出納命令官の取引店に通知しなければならない。

2　特別調達庁長官は、資金出納命令官を廃止するとき又は資金出納命令官の廃止があるときは、当該資金出納命令官の残務を引き継ぐ資金出納命令官を定め、その旨を資金出納命令官の取引店に通知しなければならない。

（代理官の任免の場合）

第三條　施行令第三條第四項の規定による資金出納命令官の代理官の任免があつたときは、前條第一項の規定に準じ、その通知の手続をしなければならない。

（米貨表示小切手の売却及び円貨代り金請求）

第四條　資金会計官は、アメリカ合衆国政府から米貨表示小切手を受け入れたときは、外国為替資金特別会計に売却し、円貨代り金を請求しなければならない。

（受入決定済額）

第五條　資金会計官は、日本銀行から前條の円貨代り金について、外国為替資金特別会計から資金へ組入をした旨の通知を受けたときは、受入決定済額として処理しなければならない。

2　資金会計官は、日本銀行から一時借入金又は繰替使用金について、一時借入金又は国庫余裕金から資金への振替済通知書を受けたときは、受入決定済額として処理しなければならない。

（資金の返納）

第六條　資金会計官は、資金出納命令官に割り当てた資金の全部又は一部を、資金出納命令官から返納させるときは、資金出納命令官に対し第一号書式の資金返納命令書を発し、支拂事務規程第十三條の規定により資金出納命令官をして返納の手続をさせなければならない。

（返納告知書）

第七條　資金出納命令官は、その支拂い又は交付した資金の金額を返納させるときは、返納者に対し第二号書式の返納告知書を発しなければならない。

（一年経過の小切手の処理）

第八條　資金出納命令官は、その振り出した小切手で、振出日付後一年を経過し日本銀行において、まだ支拂を終らないものについては、その金額、年度、科目及び債権者氏名を資金会計官に報告しなければならない。

第九條　資金会計官は、前條の規定による資金出納命令官からの報告を受けたとき又は特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号）第二十五條の規定による資金出納官吏からの報告を受けたときは、資金出納命令官又は資金出納官吏に対し、第六條に規定する第一号書式に準じた資金返納命令書を発し、その返納の手続をさせなければならない。

（誤りの訂正）

第十條　資金会計官は、資金返納命令書の記載事項のうちで、金額以外のものについて誤りのあることを発見したときは、その訂正をすることができる。

2　資金会計官は、前項の訂正をするときは、資金出納命令官から資金返納命令書を提出させて、相当の訂正をし、これを資金出納命令官に返付しなければならない。

第十一條　資金出納命令官は、その発した返納告知書に記載された年度、会計名又は科目に誤りのあることを発見したときは、翌年度五月三十一日までにその取引店にその訂正を請求することができる。

附　則

この府令は、公布の日から施行し、特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）施行の日（昭和二十六年六月十一日）から適用する。

第一号書式

特別調達資金返納命令書

第　号

科目	金額
項	円
目	
目	
目	
目	

振替先

上記の資金を昭和　年　月　日までに日本銀行本店の本官特別調達資金に返納することを命ずる。

昭和　年　月　日

特別調達資金会計官　官　氏　名　㊞

特別調達資金出納命令官　殿

備考　用紙寸法は日本標準規格B列7とすること。

毎日文庫

明治二十五年三月二日第三種郵便物認可

号外

第二号書式

返納告知書	
第　号	年度
特別調達資金	（部）
（款）	（項）
金　円	
上記金額を拂い込まれたい	
納付期限　昭和　年　月　日	
納付場所　日本銀行　何　店	
昭和　年　月　日	
特別調達資金出納命令官	
職又は官　氏　名　㊞	
殿	返納金戻入店　日本銀行何店

切……取……線

通知書	
第　号	年度
特別調達資金	（部）
（款）	（項）
金　円	
上記の金額を特別調達資金金額に返納しました	
昭和　年　月　日	
日本銀行　何　店　㊞	
特別調達資金出納命令官	
職又は官　氏　名　殿	
返納人　何　某	領収店　日本銀行何店

切……取……線

領収証書	
第　号	年度
金　円	
上記金額を領収しました	
昭和　年　月　日	
日本銀行　何　店　㊞	
返納人　殿	

備考

(1)用紙寸法は各片とも日本標準規格A列6とすること。

(2)金額、番号、年度及び科目は特別調達資金出納命令官において記入すること。

省令

◉大蔵省令第九十四号

特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号）第四條の規定に基き、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支拂事務規程を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣　池田　勇人

特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支拂事務規程

目次

第一章　総則（第一條―第五條）
第二章　国庫金振替書の発行（第六條―第十四條）
第三章　小切手の振出
　第一節　総則（第十五條―第十八條）
　第二節　隔地者に支拂をさせるため振り出す小切手（第十九條―第二十五條）
第四章　証明（第二十六條）
第五章　雑則（第二十七條―第三十六條）
附則

第一章　総則

（通則）

第一條　特別調達資金会計官（特別調達資金設置令施行令（以下「施行令」という。）第四條に規定する資金会計官をいう。以下「資金会計官」という。）及び特別調達資金出納命令官（同令第三條第四項に規定する資金出納命令官をいう。以下「資金出納命令官」という。）は、この省令の定めるところにより特別調達資金（以下「資金」という。）の支拂に関する事務を処理しなければならない。

（取扱店及び取引店）

第二條　資金会計官は、日本銀行本店をその発する国庫金振替書の取扱店（以下「取扱店」という。）としなければならない。

2　資金出納命令官は、その属する官公署所在地の日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）をその振り出す小切手の支拂店又はその発する国庫金振替書の取扱店（以下「取引店」という。）としなければならない。

（印鑑の送付及び国庫金振替書用紙等の入手）

第三條　資金会計官は取扱店に、資金出納命令官及びその代理官（施行令第三條第四項の規定に基き資金会計官の事務を代理する職員をいう。以下同じ。）は取引店に、それぞれその印鑑を照合のため送付しなければならない。

2　資金会計官は取扱店から国庫金振替書用紙の交付を、資金出納命令官及びその代理官は取引店から小切手用紙及び国庫金振替書用紙の交付をそれぞれ受けなければならない。

（国庫金振替書又は小切手の表示）

第四條　資金会計官、資金出納命令官又はその代理官の発する国庫金振替書及び資金出納命令官又はその代理官の振り出す小切手には、その表面余白に「特別調達資金」の印を押さなければならない。

（支拂済額）

第五條　資金会計官は、日本銀行から一時借入金又は繰替使用金について、資金から一時借入金又は国庫余裕金への振替済書を受けたときは、支拂済額として処理しなければならない。

第二章　国庫金振替書の発行

（国庫金振替書を発行する場合）

第六條　資金会計官及び資金出納命令官は、左に掲げる場合には、施行令第四條の規定により国庫内の移換のための国庫金振替書を発し、これを日本銀行に交付しなければならない。

一　資金会計官が、調達（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一條に規定する調達をいう。）に要する経費の支拂に必要な資金を資金出納命令官に割り当てるとき。

二　資金会計官が、一般会計の歳入徴収官（歳入徴収官の事務の一部を分掌する官吏を含む。以下同じ。）から施行令第三條第一項の一般会計への繰入金につき納入告知書（日本銀行を納付場所とするものに限る。以下同じ。）の交付を受け、これに基いて一般会計へ資金を繰り入れるとき。

三　資金出納命令官が、歳入徴収官から納入告知書の交付を受け、これに基いて歳入に納付するため資金から支拂をするとき。

四　資金出納命令官が、日本銀行に特別調達資金口座（以下「資金口座」という。）を有する特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号）第一條に規定する特別調達資金出納官吏（以下「資金出納官吏」という。）に資金を交付するとき。

五　資金出納命令官が、資金会計官から第十二條第一項の規定による、資金割当替命令書を受け、他の資金出納命令官に資金の割当替をするとき。

六　資金出納命令官が、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程（昭和二十六年総理府令第四十九号。以下「受入事務規程」という。）第六條又は受入専務規程第九條の規定により資金会計官から資金返納命令書を受け、資金を返納するとき。

七　資金出納命令官が、第十一條第一項の規定により振替拂込をするとき。

（国庫金振替書の発行、発行通知及び添附書類）

第七條　資金会計官及び資金出納命令官は、前條に規定する国庫内の移換のため資金の支拂をするときは、第一号書式の国庫金振替書を発し、資金会計官はその取扱店に、資金出納命令官はその取引店にこれを交付し、それぞれ国庫内の移換の手続をさせなければならない。

2　資金会計官は、前條第一号の場合において国庫金振替書を発したときは、第二号書式の資金割当通知書を、その資金出納命令官に送付しなければならない。但し、電信振替の場合においては、資金割当通知書の送付とともに、電信でその旨を通知しなければならない。

3　資金会計官又は資金出納命令官は、前條第二号又は第三号の場合において国庫金振替書を発するときは、これに納入告知書を添え、資金会計官はその取扱店に、資金出納命令官はその取引店に交付しなければならない。

4　資金出納命令官は、前條第四号の場合において国庫金振替書を発したときは、第三号書式の国庫金振替送金通知書を、その資金出納官吏に送付したときは、国庫金振替送金通知書に代え、電信でその旨を通知しなければならない。

5　前項の国庫金振替送金通知書は、資金出納命令官が、その取引店所在地にいる資金出納官吏に資金を交付する場合においては、これを省略し、適宜の方法をもつて通知することができる。

（国庫金振替書の記載事項）

第八條　資金会計官及び資金出納命令官は、前條第二項の規定により発する国庫金振替書には、拂出科目として支拂年度及び資金名を記載しなければならない。

第九條　資金会計官は、第六條第一号の規定により発する国庫金振替書には、振替先としてその資金出納命令官の官職氏名を、その受入科目として「特別調達資金」と記載し、その資金出納命令官の資金を取り扱う日本銀行名を附記しなければならない。

2　資金会計官は、第六條第二号の規定により発する国庫金振替書には、振替先としてその資金の繰入を受ける取扱庁名を、その受入科目として歳入年度、主管及び会計名を記載しなければならない。

3　第一項の場合において、資金会計官は、電信振替を要すると認めたときは、その国庫金振替書の表面余白に「要電信振替」の印を押さなければならない。

第十條　資金出納命令官は、第六條第二号の規定により発する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名を、その受入科目として歳入年度、主管（特別会計にあつては所管）及び会計名を記載しなければならない。

2　資金出納命令官は、第六條第四号の規定により発する国庫金振替書には、振替先としてその資金の支拂をするため振り出す小切手の金額を記載しなければならない。

3　前項の場合において、資金出納命令官は、電信振替を要すると認めたときは、その国庫金振替書の表面余白に「要電信振替」の印を押さなければならない。

（控除所得税額の納付及びこれに伴う記載事項）

第十一條　資金出納命令官は、第十六條の規定により小切手を振り出したときは、小切手の振出しと同時に所得税額を振替金額とする国庫金振替書を発し、これに所得税法施行細則（昭和二十二年大蔵省令第二十九号）第二十條に定める納付書及び同細則第二十一條に定める計算書を添え、その取引店に交付し、振替拂込の手続をさせなければならない。

2　前項の国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名を、その受入科目として歳入年度、主管及び会計名を記載し、且つ表面余白に「所得税」の印を押さなければならない。

（資金の割当替）

第十二條　資金会計官は、資金出納命令官に割り当てた資金の全部又は一部を他の資金出納命令官に割当替させようとするときは、資金出納命令官に対し第四号書式の資金割当替命令書を発し、資金出納命令官をして割当替の手続をさせなければならない。

2　資金会計官は、前項の規定により資金割当替命令書を発するときは、資金の割当替を受ける資金出納命令官に第七條第二項に規定する資金割当通知書に準じた資金割当替通知書を送付しなければならない。

（資金の割当替又は返納の命令書を受けた場合の準用）

第十三條　第七條第四項及び第五項並びに第十條第二項及び第三項の規定は、資金出納命令官が、前條第一項の規定により、資金割当替命令書を受けたとき又は受入事務規程第六條若しくは第九條の規定により、資金返納命令書を受けたときに準用する。

（振替済書の徴収）

第十四條　資金会計官及び資金出納命令官は、日本銀行に国庫金振替書を交付した場合は、日本銀行から振替済書を徴さなければならない。

第三章　小切手の振出

第一節　総則

（小切手記載事項）

第十五條　資金出納命令官は、その振り出す小切手に支拂金額、支拂店名及び受取人の氏名とともに、その小切手の持参人が支拂を受けられること、振出の年月日、振出地及び支拂地を記載する外、年度及び番号を附記しなければならない。但し、受取人の氏名の記載は、第十七條第二項に定める場合を除く外、これを省略することができる。

（所得税額の控除）

第十六條　資金出納命令官が、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九條第一項第五号に規定する給與所得及び同項第六号に規定する退職所得となる給與、同法第四十二條に規定する事業所得等となる報酬又は料金の支拂をするため振り出す小切手は、それぞれその給與、報酬又は料金の額から所得税額の月割額を控除した残額を券面金額としなければならない。

（国庫金振替書との関係及び資金出納官吏等を受取人とする小切手）

第十七條　資金出納命令官は、第二章の規定により国庫金振替書を発することになつている場合は、小切手を振り出してはならない。

2　資金出納官吏又は日本銀行を受取人として振り出す小切手は、これを記名式とし、これに指図禁止の旨を記載しなければならない。

（領収証書の徴収）

第十八條　資金出納命令官は、受取人に小切手を交付し支拂を終つたときは、領収証書を徴さなければならない。

第二節　隔地者に支拂をさせるため振り出す小切手

（要送金又は要振込の表示）

第十九條　資金出納命令官は、その取引店所在地外にいる債権者に支拂をしようとするときは、日本銀行を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「要送金」の印を押し、第五号書式の国庫金送金請求書を添え、これをその取引店に交付しなければならない。

2　資金出納命令官は、その取引店所在地外にいる債権者からその債権者の指定する銀行の預金又は貯金に拂込の請求を受けたときは、日本銀行を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「要振込」の印を押し、第六号書式の国庫金銀行振込請求書を添え、これをその取引店に交付しなければならない。

号外

昭26.11.15.

第二号書式

特別調達資金割当通知書

第　何　号	国庫金振替書をあてた日本銀行名	日本銀行何店
国庫金振替書番号 第　号	振替先　日本銀行名	日本銀行何店

科　目	金　額
項	円
目	
目	
目	
目	

上記の金額を振替先日本銀行における貴官の特別調達資金に振替割当済につき通知する。

昭和　年　月　日

特別調達資金会計官

「職又は官　氏　　名　㊞」

特別調達資金出納命令官　　殿

備考　用紙寸法は、日本標準規格B列7とすること。

第一号書式

振替書原符　第　号

（受入科目）　円　（拂出科目）

（振替先）

昭和　年　月　日

切……取……線

国庫金振替書　第　号

（拂　出）

円　（拂出科目）

上記の金額を振り替えられたい。

（振替先）

昭和　年　月　日

（振替元）　㊞

日本銀行御中

切……取……線

国庫金振替書　第　号

（受　入）

円　（受入科目）

但し

（振替元）　より振り替え受け入れ

昭和　年　月　日

（振替先）

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。
(2)国庫金振替書を発するときは、拂出書の振替元欄に記名して印をおし、その他所要事項を記入した上、受入書との切取線上に割印をおし、連続のまま、その取引店に交付すること。

第四号書式

特別調達資金割当替命令書

第　号

科　目	金　額
項	円
目	
目	
目	
目	

振替先　特別調達資金出納命令官名
日本銀行名

上記の資金を昭和　年　月　日までに何特別調達資金出納命令官に振替することを命ずる。

昭和　年　月　日

特別調達資金会計官

「職又は官　氏　　名　㊞」

特別調達資金出納命令官　　殿

備考　用紙寸法は、日本標準規格B列7とすること。

第三号書式

国庫金振替送金通知書

第　号	国庫金振替書をあてた日本銀行名	日本銀行何　店
国庫金振替書番号 第　号	振替先日本銀行名	日本銀行何　店

金　円

上記の金額を振替先日本銀行における貴官の特別調達資金に振替送金済につき通知する。

昭和　年　月　日

特別調達資金出納命令官

「職又は官　氏　　名　㊞」

特別調達資金出納官吏　　殿

備考　用紙寸法は、日本標準規格B列7とすること。

3　前二項の場合において、数人の債権者に対し同一支拂科目から支拂をするときは、その合計額が券面金額とする小切手を振り出すことができる。

（支拂場所）

第二十條　前條第一項の場合において、資金出納命令官は、債権者のため最も便利と認める銀行（日本銀行本店、支店及び代理店を含む。以外同じ。）を支拂場所としなければならない。但し、運輸交通の不便な地方にいる債権者の請求によりその住所又は居所に送金をする必要があると認めるときは、その住所又は居所を支拂場所に指定することができる。

（債権者への通知）

第二十一條　資金出納命令官は、第十九條第一項の手続をしたときは、第七号書式の国庫金送金通知書を債権者に送付しなければならない。但し、前條但書の規定により支拂場所を指定した場合においては、国庫金送金通知書の送付に代え、適宜の通知書を債権者に送付し、電信送金の場合においては、国庫金送金通知書に代え、電信でその旨を通知しなければならない。

2　資金出納命令官は、第十九條第二項の手続をしたときは、第八号書式の国庫金銀行振込通知書を債権者に送付しなければならない。

（支拂場所の変更）

第二十二條　資金出納命令官は、国庫金送金通知書の送付をした後、債権者からその送金通知書を添え支拂場所変更の請求を受けた場合において、相当の事由があると認めたときは、国庫金送金通知書に記載した支拂場所を訂正し、これを債権者に返付し、直ちにその旨をその取引店に通知しなければならない。

2　資金出納命令官は、電信送金の通知をした後、債権者から支拂場所変更の請求を受けた場合において、支拂未済であることを確めたときは、前項の規定に準じ、電信でその変更の手続をしなければならない。

（邦貨による外国送金）

第二十三條　資金出納命令官は、外国にいる債権者に対し邦貨を基礎とする金額の支拂をするときは、その振り出す小切手の表面余白に「要送金」の印を押し、第九号書式の外国送金請求書を添え、これをその取引店に交付し、直ちにその旨を債権者に通知しなければならない。但し、電信送金の場合において、必要があると認めたときは、電信で、その旨を通知するものとする。

第二十四條　第十九條第三項の規定は、前條の場合に準用する。

（隔地の資金出納官吏に対する資金の交付）

第二十五條　資金出納命令官が、大蔵大臣の指定する隔地の資金出納官吏に資金を交付するため日本銀行に必要な資金を交付して送金の手続をさせるのは、その取引店所在地外にいる資金出納官吏で、日本銀行に資金口座を有しない者に対し資金を交付する場合に限る。

2　第十九條、第二十條及び第二十一條の規定は、前項の規定により資金出納官吏に資金を交付する場合に準用する。

第四章　証明

（資金月計突合表の調査及び返付）

第二十六條　資金会計官は、日本銀行統轄店から資金月計突合表の送付を受けたとき、資金出納命令官は、日本銀行統轄店から支拂済の小切手の番号を記載した書類を添え資金月計突合表の送付を受けたときは、それぞれこれを調査し、証明の上五日以内にその統轄店に返付しなければならない。但し、相違のある点については、その事由を附記するものとする。

2　資金出納命令官が、前項の規定により統轄店に返付する場合においては、その取引店を経由しなければならない。

第五章　雑則

（記載事項の誤りの訂正）

第二十七條　資金会計官は、その発した国庫金振替書に記載された年度、主管又は会計名に、資金出納命令官は、その振り出した小切手又は発した国庫金振替書に記載された年度、主管又は会計名に、誤りのあることを発見したときは、翌年度五月三十一日までに、資金会計官はその取扱店に、資金出納命令官はその取引店にそれぞれその訂正を請求することができる。

2　前項の規定は、国庫金振替書に記載の受入科目及び振替先並びに第九條第一項及び第十條第二項の規定により附記された日本銀行名に誤りのあることを発見した場合に準用する。

第二十八條　資金出納命令官は、国庫金送金請求書、国庫金銀行振込請求書及び外国送金請求書の記載事項の中で、金額以外のものについて誤りのあることを発見したときは、その取引店にその訂正を請求しなければならない。

第二十九條　資金会計官は、資金割当通知書及び資金割当替命令書の記載事項の中で、金額以外のものについて誤りのあることを発見したとき、資金出納命令官は、国庫金送金通知書、国庫金銀行振込通知書及び国庫金振替送金通知書の記載事項の中で、金額以外のものについて誤りのあることを発見したときは、その訂正をすることができる。

2　資金会計官及び資金出納命令官は、前項の訂正をするときは、資金会計官は、資金出納命令官から資金割当通知書又は資金割当替命令書を、資金出納命令官は、受取人から国庫金送金通知書、国庫金銀行振込通知書又は国庫金振替送金通知書を提出させて、相当の訂正をし、これをそれぞれ提出者に返付しなければならない。

（国庫金送金通知書を亡失又はき損した場合の支拂停止、再発行等）

第三十條　資金出納命令官は、第二十一條第一項の規定により受取人に送付した国庫金送金通知書が、受取人の受領前に亡失し、支拂未済であることを確めたときは、その取引店をして支拂の停止の手続をさせ、更に国庫金送金通知書を作製し、表面余白に「再発行」の印を押し、これを受取人に送付し、その旨をその取引店に通知しなければならない。

第三十一條　資金出納命令官は、第二十一條第一項の規定により受取人に送付した国庫金送金通知書が、受取人の受領前に亡失し、既に支拂済であることを確めたときは、事情を詳細に記載した書面を特別調達庁長官を経由し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　資金出納命令官は、大蔵大臣から支拂をなすべき旨の通知を受けたときは、前條の規定に準じ、その支拂に必要な手続をしなければならない。

第三十二條　受取人は、資金出納命令官から送付された国庫金送金通知書を亡失したときは、直ちに支拂場所たる銀行に支拂停止を請求し、且つ支拂未済のときは、その銀行を経由し資金出納命令官に届け出なければならない。

2　前項の届書には、国庫金送金通知書に記載してある金額、番号、発行日附、発行庁及び支拂場所を記載しなければならない。

3　前二項の規定は、国庫金送金通知書をき損した場合に準用する。

第三十三條　資金出納命令官は、前條の届書を受けたときは、これを調査し、支拂を要するものと認めたときは第三十條の規定に準じ、その支拂に必要な手続をしなければならない。

第三十四條　第三十一條の規定は、受取人の亡失した国庫金送金通知書により既に支拂を受けた者がある場合に準用する。

（証明の誤りの場合の処置）

第三十五條　資金会計官及び資金出納命令官は、資金月計突合表に証明した後、その証明に誤りのあることを発見したときは、その事由を記載して証明し、資金会計官はその統轄店に、資金出納命令官は、これをその取引店を経由して日本銀行統轄店に送付しなければならない。

（償還）

第三十六條　資金出納命令官は、小切手の所持人又は特別調達資金出納官吏事務規程第二十七條及び第五十三條の規定により資金出納官吏から支拂の請求を受けたときは、これを審査し、償還すべきものと認めたときは、償還の手続をし、資金出納官吏から支拂の請求のあつたものについては、その旨を当該資金出納官吏に通知しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、特別調達資金設置令施行の日（昭和二十六年六月十一日）から適用する。

号外

第五号様式

国庫金送金請求書

特別調達資金出納命令官
「職又は官　氏　　名　㊞」

昭和　年　月　日

小切手番号　第　号、第　号、……

昭和　年度　特別調達資金

番号	受取人 住所	受取人 氏名	金額	拂渡店名	備考
			円		

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格B列5とし、左方に33粍の綴代を設け、11行間隔とし、二葉以上にわたるときは、消次計を附すること。
(2)二葉以上の小切手で同一受取人に送金する場合は、その合計額によつて記入することができる。
(3)番号欄の番号は、一年度継続の連続番号とし、毎年度これを更新すること。
(4)債権者の住所又は居所に送金する必要があるときは、備考欄にその旨を記入すること。

第六号書式

国庫金銀行振込請求書

特別調達資金出納命令官
「職又は官　氏　　名　㊞」

昭和　年　月　日

小切手番号　第　号、第　号、……

昭和　年度　特別調達資金

番号	受取人 住所	受取人 氏名	金額	振込先 銀行名	振込先 預金又は貯金種別	備考
			円			

備考　第一号書式の備考(1)から(3)までは本書の作製につき準用する。

第七号書式

国庫金送金請求書番号
第　　号

国庫金送金通知書

金

送金請求銀行　日本銀行　名店

右の金額を「何」銀行「何」支店で受け取られたい。

昭和　年　月　日

特別調達資金出納命令官
「職又は官　氏　　名　㊞」
殿

領収証

右の金額を受け取りました。

昭和　年　月　日

受取人
「住所　氏　　名　㊞」

収入印紙 ㊞

（注意）受取人は、裏面の注意事項をよく読んで下さい。

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格B列6とし、左方に15粍の綴代を設けること。
(2)用紙は、印刷庁紙又は保存に耐える用紙を用いること。
(3)国庫金送金通知書の発行日附は、小切手振出日附と同一日附を記入すること。
(4)官庁又は、公共団体等の収入となるものは、宛名に官庁名又は公共団体等の名を記入して発行すること。
(5)領収証に収入印紙の貼用を要するものは、その貼用場所に「要収入印紙」の印をおすこと。

（裏　面）

注意事項

一　受取人は、表面領収証に年月日及び住所、氏名を記入し、印をおさなければならない。但し、官吏、公吏にあつては、官庁名又は公共団体名等を肩書し、官職名を記入し、記名して印をおさなければならない。

二　受取人が代理人をして現金支拂の請求をしようとするときは、本人において本書委任状欄に相当の事項を記入し、記名して印をおすか又は別に委任状を差し出さなければならない。この場合においては代理人は本書に代理人であることの肩書を附記し記名して印をおさなければならない。

三　印紙税法の規定により印紙税を納むべき場合には、規定の収入印紙を貼附消印しなければならない。但し、営業に関しないものは、この限りでない。

四　本書発行の日附から、一年を過きたときは、銀行は本書に対して支拂しないから注意しなくてはならない。

五　本書を亡失したときは、直ちにその旨を拂渡を受ける銀行に通知し、支拂の停止を請求しなければならない。

委任状

表面金額の受取方を　　に委任しました。

昭和　年　月　日　「住所
氏　名　㊞」

収入印紙 ㊞

第八号書式

国庫金銀行振込通知書

第　号	送金取組銀行名	日本銀行何店
振込先銀行名	何　銀行	何　店
金	円	

上記の金額を振込先銀行の当座預金／普通預金等口座に振込手続済につき通知します。

昭和　年　月　日

特別調達資金出納命令官
「職又は官　氏　　名　㊞」

領収書

上記の金額を受け取りました。

昭和　年　月　日

受取人「住所　氏　　名　㊞」

収入印紙 ㊞

（注意事項）
本書を受領したときは、振込先銀行に必ず提出すること。

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格B列7とすること。
(2)領収証に収入印紙の貼用を要するものは、その貼用場所に「要収入印紙」の印をおすこと。

第九号書式

外国送金請求書

昭和　年　月　日

小切手番号　第　号、第　号、……　　特別調達資金出納命令官

昭和　年度　特別調達資金　　「職又は官　氏　　名　㊞」

番号	受取人 住所	受取人 氏名	金額	外債額	備考
			円		

備考
(1)外国人の氏名及び外国の地名は、なるべくその原語を記入すること。
(2)邦貨を基礎とする外国送金の場合には、何貨に換えるかを備考欄に記入すること。
(3)第一号書式の備考は、本書の作製につき準用すること。

◉**大蔵省令第九十五号**

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四條の規定に基き特別調達資金出納官吏事務規程を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣　池田　勇人

特別調達資金出納官吏事務規程

目次

第一章　総則（第一條―第十三條）
第二章　国庫金振替書の発行（第十四條―第二十條）
第三章　支拂（第二十一條―第三十五條）
第四章　拂込及び送納（第三十六條―第三十八條）
第五章　証明（第三十九條）
第六章　事務引継手続（第四十條―第四十四條）
第七章　雑則（第四十五條―第五十三條）
附則

第一章　総則

（通則）

第一條　特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第一百五号）第一條に規定する特別調達資金（以下「資金」という。）に属する現金の出納保管をつかさどる出納官吏を特別調達資金出納官吏（以下「資金出納官吏」という。）とする。

2　資金出納官吏は、この省令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

（資格氏名の通知等）

第二條　特別調達庁長官は、資金出納官吏を任命しようとするときは、当該資金出納官吏の属する官公署所在地又は最寄の日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）にあらかじめその資格氏名を通知しなければならない。但し、日本銀行所在地外に在勤する資金出納官吏を任命しようとする場合で特別な事由のあるときは、この限りでない。

2　資金出納官吏は、前項の日本銀行をその振り出す小切手の支拂店又はその発する国庫金振替書の取扱店（以下「取引店」という。）としなければならない。

（印鑑の送付及び国庫金振替書用紙等の入手）

第三條　資金出納官吏は、照合のため、その印鑑に官職氏名を記載し、これをその取引店に送付しなければならない。

2　資金出納官吏は、その取引店から小切手用紙及び国庫金振替書用紙の交付を受けなければならない。

（小切手及び国庫金振替書の表示）

第四條　資金出納官吏の振り出す小切手又は発する国庫金振替書には、その表面の余白に「特別調達資金」の印を押さなければならない。

（取引店への預託及び手許保管）

第五條　資金出納官吏は、その保管に属する現金を、その取引店の特別調達資金口座（以下「資金口座」という。）に預託しなければならない。但し、常時小口の現金支拂を必要とする場合には、大蔵大臣の定める金額の範囲内において現金を手許保管することができる。

（現金の保管）

第六條　資金出納官吏がその手許に保管する現金は、これを堅固な容器の中に保管しなければならない。但し、特別の事由のあるときは、自己の責任をもつてこれを簡便局宅しくは備実な銀行へ預け入れ、保管することができる。

（私金との混同禁止）

第七條　資金出納官吏は、その取扱にかかる現金を私金と混同してはならない。

（資金に属する現金と他の公金との区分）

第八條　資金出納官吏は、他の公金の出納保管を兼掌する場合においては、その現金と資金に属する現金とを区分し、同一の容器の中にこれを保管することができる。

（現金の引出）

第九條　資金出納官吏は、取引店の資金口座から現金を引き出だすときは、自己を受取人とする小切手を振り出さなければならない。

（現金の資金口座への預託）

第十條　資金出納官吏は、その保管に属する現金を取引店の資金口座へ預託するときは、現

号外

昭26.11.15.

金に第一号書式の資金拂込書を添え、拂込の手続をしなければならない。

（小切手の要式）

第十一條　資金出納官吏がこの省令の定めるところにより振出す小切手は、別段の定めのある場合を除く外、これを記名式持参人拂としなければならない。

（国庫金振替書、小切手及び現金の関係並びに資金出納官吏等あて小切手の要式）

第十二條　資金出納官吏は、第十四條の規定により国庫金振替書を発することになつている場合は、小切手を振り出し又は現金で支拂をしてはならない。

2　資金出納官吏又は日本銀行を受取人として振り出す小切手は、これを記名式とし、これに指図禁止の旨を記載しなければならない。

3　資金出納官吏は、地方税法（昭和二十五年法律第二百六号）第三百二十一條の五の規定により、市町村又は市町村の指定した金融機関（郵便官署を含む。以下「指定金融機関」という。）に対し、市町村民税の特別徴收税額の月割額の拂込をするときは、市町村又は指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、これに指図禁止の旨を記載し、表面余白に「地方税」の印を押さなければならない。

（報償）

第十三條　資金出納官吏は、第二号書式の資金現金出納簿、第三号書式の資金受入簿及び第四号書式の資金支拂明細簿を備え、資金現金出納簿にはその取扱いにかかる資金の出納を、資金受入簿には資金の受入決定済額、受入済額及び受入未済額を、資金支拂明細簿には資金の交付額、支拂済額及び残額をそれぞれ記入しなければならない。この場合において資金出納官吏が他の出納官吏を兼ねているときは、別に出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第八條に規定する現金出納簿を備えて、これにその取扱いにかかる現金の出納をすべて記入しなければならない。

第二章　国庫金振替書の発行

（国庫金振替書を発行する場合）

第十四條　資金出納官吏は、左に掲げる場合には、会計法第四十九條の規定により国庫内の移換のための国庫金振替書を発し、これをその取引店に交付しなければならない。

一　資金出納官吏が、特別調達資金出納命令官（特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号。以下「施行令」という。）第三條第四項に規程する資金出納命令官をいう。以下「資金出納命令官」という。）又は歳入徴收官（歳入徴收官の事務の一部を分掌する官吏を含む。以下同じ。）から返納告知書又は納入告知書（日本銀行を納付場所とするものに限る。）の交付を受け、これに基いて資金口座の金額の中から資金を返納し又は歳入に納付するとき。

二　国税徴收法（明治三十年法律第二十一号）第三十一條ノ六第一項に規定する還付加算金が、同法第三十一條の五の規定により国税等に充当されることとなつた場合に、資金出納官吏が当該還付加算金に相当する金額を資金口座の金額の中から歳入に納付するとき。

三　資金出納官吏が、第三十六條の規定により資金口座の金額の中から拂込をするとき。

四　資金出納官吏が、第三十七條の規定により資金口座の金額の中から拂込をするとき。

五　資金出納官吏が、日本銀行に口座を有する資金出納官吏に対し、資金口座の金額の中から資金を送付するとき。

六　資金出納官吏が、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程（昭和二十六年総理府令第四十九号。以下「受入事務規程」という。）第九條の規定により、施行令第四條に規定する特別調達資金会計官（以下「資金会計官」という。）から返納命令書を受け資金を返納するとき。

（書式、添付書類等）

第十五條　資金出納官吏は、前條に規定する国庫内の移換のため支拂をするときは、第五号書式の国庫金振替書を発し、これをその取引店に交付しなければならない。

2　前項の場合において、資金出納官吏は、前條第一号及び第二号の場合において発する国庫金振替書には、返納又は納入の告知書を、前條第四号に規定する第三十七條の場合において発する国庫金振替書には、所得税法施行細則（昭和二十二年大蔵省令第二十九号）第二十條に定める納付書及同細則第二十一條に定める計算書を添えなければならない。

3　資金出納官吏は、前條第三号に規定する第三十六條の場合において国庫金振替書を発したときは、それぞれ第十三号書式までの書式による健康保険料被保険者負担金額表、船員保険料被保険者負担金額表、失業保険料被保険者負担金額表、厚生年金保険料被保険者負担金額表、失業保険料被保険者負担金額表及び国家公務員有料宿舎使用料金額表を作製して、これを当該歳入徴收官に送付しなければならない。

4　資金出納官吏は、前條第五号の場合において国庫金振替書を発したときは、第六号書式の国庫金振替送金通知書を、その資金出納官吏に送付しなければならない。

（国庫金振替書の記載事項）

第十六條　資金出納官吏は、前條第一項の規定により発する国庫金振替書には拂出科目として、資金名を記載しなければならない。

第十七條　資金出納官吏は、第十四條第一号の場合において歳入徴收官から納入告知書の交付を受け、これに基いて日本銀行に拂込をするとき発する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名を、その受入科目として歳入年度、主管（特別会計にあつては所管）及び会計名を記載しなければならない。

2　資金出納官吏は、受入事務規程第七條の規定により資金出納命令官から返納告知書の交付を受け、これに基いて資金出納命令官の資金口座に資金を返納する場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその返納を受ける資金出納命令官名を、その受入科目として資金名を記載しなければならない。

第十八條　資金出納官吏は、第十四條第二号、第三号及び第四号の場合において、発する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名を、その受入科目としてその歳入年度、主管（特別会計にあつては所管）及び会計名を記載し、且つ表面余白に、第十四條第二号の場合には「還付加算金充当金」の印を、第三号の場合には「健康保険料被保険者負担金」「船員保険料被保険者負担金」「厚生年金保険料被保険者負担金」「失業保険料被保険者負担金」「国家公務員有料宿舎使用料」の印を、第四号の場合には「所得税」の印を押さなければならない。

第十九條　資金出納官吏は、第十四條第五号の場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金出納官吏名を、その受入科目として資金名を記載し、その資金出納官吏の取引店名を附記しなければならない。

（振替済書）

第二十條　資金出納官吏は、日本銀行に国庫金振替書を交付して振替を終つた場合には、日本銀行から振替済書を徴さなければならない。

第三章　支拂

（支拂請求を受けたときの調査等）

第二十一條　資金出納官吏は、債権者から支拂の請求を受けたときは、その請求が正当であるか、資金交付を受けた目的に違うことがないかを調査し、その支拂をし、領收証書を徴さなければならない。

（保険料及び使用料の控除）

第二十二條　資金出納官吏は、健康保険、船員保険、厚生年金保険又は失業保険の被保険者若しくは国家公務員有料宿舎使用者に対し報酬の支拂をするときは、その報酬額から被保険者の負担すべき保険料又は国家公務員有料

宿舎使用料を控除した残額の支拂をし、その領收証書を徴さなければならない。

（所得税額の控除）

第二十三條　資金出納官吏は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九條第一項第五号に規定する給與所得及び同項第六号に規定する退職所得となる給與、同法第四十二條に規定する事業所得等となる報酬又は料金並びに地方税法第二百九十二條第二号に規定する給與所得となる給與の支拂をしようとするときは、それぞれその給與、報酬又は料金の額から所得税額又は市町村民税の特別徴收税額の月割額を控除した残額の支拂をし、その領收証書を徴さなければならない。

（小切手の振出）

第二十四條　資金出納官吏は、資金口座の金額の中から支拂をするときは、現金の交付に代え、その資金に対する小切手を振り出さなければならない。但し、第十四條の規定により国庫金振替書を発する場合又は受取人が特に現金の交付を求めた場合は、この限りでない。

（振出後一年を経過した場合の処置）

第二十五條　資金出納官吏は、その振り出した小切手で、振出日附後一年を経過し日本銀行においてまだ支拂を終らないものについては、その金額、年度、科目及び債権者氏名を、資金出納命令官を経由して資金会計官に報告しなければならない。

第二十六條　資金出納官吏は、受入事務規程第九條の規定により前條の金額につき、資金返納命令書を受けたときは、その返納の手続をしなければならない。

2　第十五條第四項及び第十九條の規程は、前項の手続をする場合に準用する。

3　第一項の資金返納命令書が、前任資金出納官吏の小切手振出しにかかるものであるときは、第一項の国庫金振替書の表面余白に「前任資金出納官吏何某振出しにかかる分」と記載しなければならない。

第二十七條　第二十四條の小切手がその振出日附から一年を経過し、日本銀行において支拂を拒絶されたため、その所持人から償還の請求があつたときは、資金出納官吏は、これを調査し、償還すべきものと認めるときは、事由を詳かにし、証拠書類を添えてその支拂を資金出納命令官に請求しなければならない。

第二十八條　前二條の場合において、資金出納官吏が交替したときは、後任資金出納官吏においてその手続をしなければならない。但し、後任資金出納官吏のない場合においては、その残務を引き継いだ官吏又は吏員がその手続をするものとする。

（日本銀行に資金口座を有しない隔地の資金出納官吏への資金の送付）

第二十九條　資金出納官吏は、隔地の資金出納官吏で日本銀行に資金口座を有しない者に資金を送付する必要がある場合においては、その取引店に、その送金を請求し又は第六條但書の規定による当該資金出納官吏の銀行の預金若しくは貯金にその振込を請求することができる。

第三十條　資金出納官吏は、前條の送金を請求しようとするときは、送金額を表面金額とし取引店を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「要送金」の印を押し、第七号書式の国庫金送金請求書を添え、これをその取引店に交付し、領收書を徴さなければならない。

2　前項の場合において、数人の資金出納官吏に対する送金を請求するときは、その合計額を券面金額とする小切手を振り出すことができる。

3　特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支拂事務規程（以下「支拂事務規程」という。）第十條第二項及び同規程第二十一條第一項の規定は、第一項の規定により送金する場合に準用する。但し、国庫金送金通知書は、第八号書式による。

第三十一條　資金出納官吏は、第二十九條の振り込を請求するときは、振込額を券面金額とし、日本銀行を受取人とする小切手を振り出し、且つ表面余白に「要振込」の印を押し、これに第九号書式の国庫金銀行振込請求書を添え、これをその取引店に交付し、領收証書を徴さなければならない。

2　前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の場合において、資金出納官吏は、第十号書式の国庫金銀行振込通知書を、資金出納官吏に送付しなければならない。

第三十二條　支拂事務規程の中で国庫金送金通知書に記載の支拂場所の変更に関する規程は、第三十一條の国庫金送金通知書の支拂店の変更につき準用する。

（取引店所在地外の債権者への支拂）

第三十三條　資金出納官吏は、その取引店所在地外にいる債権者に支拂をする必要がある場合においては、その取引店にその送金を請求し又は債権者の指定する銀行の預金若しくは貯金にその振込を請求することができる。

2　第三十條、第三十一條及び第三十二條の規定は、前項の場合に準用する。

（地方税の納入）

第三十四條　資金出納官吏は、資金口座の金額の中から地方税法第三百二十一條の五第四項の規定により、その取引店所在地外にある指定金融機関に対し、市町村民税の特別徴收税額の月割額の納入をするときは、日本銀行を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「地方税」の印を押し、第十一号書式の市町村民税銀行振込又は送金請求書をその取引店に交付し、領收証書を徴さなければならない。

2　第三十條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十五條　資金出納官吏は、第二十四條第一項の規定による手続をしたときは、第十二号書式の市町村民税月割額納入通知書を当該市町村に送付しなければならない。

第四章　拂込及び返納

（保険料及び使用料の拂込）

第三十六條　資金出納官吏は、第二十二條の規定による手続をしたときは、それぞれの保険料被保険者負担金額又は国家公務員有料宿舎使用料金額に相当する現金に、それぞれ第十三号書式の健康保険料被保険者負担金額表、第十四号書式の船員保険料被保険者負担金額表、第十五号書式の厚生年金保険料被保険者負担金額表、第十六号書式の失業保険料被保険者負担金額表又は第十七号書式の国家公務員有料宿舎使用料金額表を添え、歳入徴收官の指定した収入官吏に拂い込み、領收証書の交付を受けなければならない。

（所得税の拂込）

第三十七條　資金出納官吏は、第二十三條の規定による所得税額を控除した残額の支拂をしたときは、所得税額に、相当する現金に所得税法施行細則第二十條に定める納付書及び同細則第二十一條に定める計算書を添え、日本銀行に拂い込み領收証書の交付を受けなければならない。

（返納）

第三十八條　資金出納官吏は、その交付を受けた資金につき資金出納命令官又は歳入徴收官から返納又は納入の告知書を受けたときは、

号外

現金にその告知書を添え、拂込の手続をしなければならない。

第五章　証明

第三十九條　資金出納官吏は、日本銀行統轄店から支拂済の小切手の番号を記載した書類を添え、資金月計突合表の送付を受けたときは、これを調査し、証明の上五日以内にこれを統轄店に返付しなければならない。但し、相違のある点についてはその事由を附記するものとする。

2　前項の規定により統轄店へ返付する場合においては、その取引店を経由しなければならない。

第六章　事務引継手続

（締切）

第四十條　資金出納官吏の交替の場合においては、前任資金出納官吏は、資金現金出納簿締切をし、引継の年月日を記入し、後任資金出納官吏とともに記名して印を押さなければならない。

（資金現在高証明の請求）

第四十一條　取引店に資金口座を有する前任資金出納官吏は、前條の締切をした日における資金現在高の証明を、その取引店に対し請求しなければならない。

（書類等の受渡）

第四十二條　前任資金出納官吏は、第十八号書式の現金現在高調書又は第十九号書式の現金及び資金現在高調書並にその引継ぐべき帳簿、証拠その他の書類の目録各二通を作製し、後任資金出納官吏の立合の上現物に対照し、受渡をした後、現在高調書及び目録に年月日及び受渡を終つた旨を記入し、両資金出納官吏において記名し印を押し、各一通を保存しなければならない。

（資金現在高引継通知書）

第四十三條　前條の手続を終つたときは、前任資金出納官吏は、第二十号書式の資金現在高引継通知書を作製し、これに後任資金出納官吏とともに記名し印をおした上、特別調達庁及び取引店に送付しなければならない。

2　前項の規定により前任資金出納官吏は、資金現在高引継通知書を特別調達庁に送付する場合には、資金出納命令官を経由して送付するものとする。

3　第一項の通知書には、前任資金出納官吏の振り出した小切手で取引店においてまだ支拂を終らない金額を区分し記載しなければならない。

第四十四條　前任資金出納官吏が死亡し又はその他の事由により引継をすることができないときは、予算決算及び会計令第百二十六條の規定により計算書の作製を命ぜられた官吏は、本章の定めるところによりその手続をしなければならない。

第七章　雜則

（現金の亡失）

第四十五條　資金出納官吏は、その保管にかゝる現金を亡失したときは、遅滞なくその事由を記載して資金出納命令官を経由して所属官庁に報告しなければならない。

（記載事項の訂正）

第四十六條　資金出納官吏は、資金拂込書の記載事項の中で誤りのあることを発見したときは、翌年度五月三十一日までに資金出納命令官又は日本銀行にその訂正を請求しなければならない。

第四十七條　資金出納官吏は、国庫金送金通知書、国庫金銀行振込通知書、市町村民税月割額納入通知書又は国庫金振替送金通知書の記載事項の中で、金額以外のものに誤りのあることを発見したときは、受取人をしてその通知書を提出させ、これを訂正し、その事由を記入し、これを受取人に返付しなければならない。

第四十八條　資金出納官吏は、国庫金振替書、国庫金送金請求書、国庫金銀行振込請求書又は市町村民税銀行振込又は送金請求書の記載事項の中で、金額以外のものに誤りのあることを発見したときは、遅滞なく取引店にその訂正を請求しなければならない。

（領収証書の亡失又はき損）

第四十九條　資金出納官吏は現金の拂込にかゝる領収証書を、亡失又はき損した場合には、取引店からその拂込済の証明を受けなければならない。

（国庫金送金通知書の亡失又はき損）

第五十條　支拂事務規程の中で国庫金送金通知書を亡失又はき損した場合における取扱に関する規定は、第三十條第三項及び第三十三條の規定による国庫金送金通知書又は第三十五條の規定による市町村民税月割額納入通知書を亡失又はき損した場合に準用する。

（証明の誤りの場合の処理）

第五十一條　資金出納官吏は、資金月計突合表に証明をした後、その証明に誤りのあることを発見したときは、その事由を記載して証明し、これを日本銀行統轄店に送付しなければならない。

2　前項の規定により統轄店に送付する場合においては、その取引店を経由しなければならない。

（送金、又は振込の請求後にその必要のなくなつた場合）

第五十二條　資金出納官吏は、第二十九條、第三十三條又は第三十四條の規定により送金又は振込を請求した後、その必要がなくなつたときは、まだ支拂の終らない場合に限り、取引店に対し資金口座に返納を請求しなければならない。その小切手の振出日付後一年を経過し、なお支拂を終らないものについても亦同様とする。

2　第二十五條及び第二十六條の規定は、前項後段の規定により返納する資金について、第二十八條の規定は前項の場合に準用する。

（国庫金送金通知書の有効期限内に支拂を受けなかつた者がある場合）

第五十三條　資金出納官吏は、第二十九條又は第三十三條の規定により送金した後、国庫金送金通知書の有効期間内に支拂を受けなかつた資金出納官吏又は債権者から、更に支拂の請求を受けたときは、第二十七條及び第二十八條の規定に準じ処理しなければならない。

2　前項の規定は、資金出納官吏が第三十四條の規定により送金した後、市町村民税月割額納入通知書の有効期間内に支拂を受けなかつた市町村から、更に支拂の請求を受けた場合に、準用する。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、特別調達資金設置令施行の日（昭和二十六年六月十一日）から適用する。

2　特別調達庁長官が、連合国軍労務者及び公共事業労務者に支拂うべき給與金支拂に関する特別取扱規則（昭和二十六年、大蔵省令第七十一号）の定めるところにより、連合国軍の需用に応じ連合国軍のために労務に服するものに資金から支拂うべき給與金の支拂について、その事務を銀行に委託して取り扱わせる場合には、同規則第七條第二項中「預託金拂込書」とあるは「特別調達資金拂込書」と読み替えるものとする。

第一号書式

特別調達資金拂込書

第　号

円

上記金額を拂い込みました。

昭和　年　月　日

日本銀行　店　御中

所属官吏職又は官氏名　㊞

備考
(1)用紙寸法は日本標準規格A列6とすること。
(2)原符は、適宜設けること。

第二号書式

特別調達資金現金出納簿

年月日	摘要	受 現金	受 預金	受 計	拂 現金	拂 預金	拂 計	残 現金	残 預金	残 計
		円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格B列5とすること。
(2)手許現金を資金口座に拂込んだ場合においては、現金を拂の部に記載し同時に預金に受入の手続をすること。

第三号書式

特別調達資金受入簿

款　項　目　目の細分

年月日	摘要	資金受入決定済額	資金受入済額	資金受入未済額
		円	円	円

備考　用紙寸法は、日本標準規格B列5とすること。

第四号書式

特別調達資金支拂明細簿

（款）　（項）　（目）　（目の細分）

年月日	摘要	資金交付額	資金支拂済額	資金残額
		円	円	円

備考　用紙寸法は、日本標準規格B列5とすること。

号外

P. 10

昭26.11.15.

第九号書式

国庫金銀行振込請求書

昭和　年　月　日
小切手番号　第　号、第　号
特別調達資金出納官吏
職又は官　氏　名　㊞

番号	受取人 住所	受取人 氏名	金額	振込先 銀行名	振込先 預金種別	備考
			円			

備考　第七号書式の備考(1)乃至(3)は本書の作製につき準用すること。

第十号書式

国庫金銀行振込通知書

第　号	送金取組銀行名	日本銀行　店
振込先銀行名	銀行　店	
金	円	

上記の金額を振込先銀行名の当座預金／普通預金等の口座に振込手続済につき通知します。
昭和　年　月　日
特別調達資金出納官吏職又は官氏名　㊞

領　収　証

上記の金額を受取りました。
収入印紙㊞　昭和　年　月　日
受取人　住所　氏　名　㊞
本書を受領したときは振込先銀行に必ず提出すること。

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格B列7とすること。
(2)領収証に収入印紙の貼用を要するものは、その貼用場所に「要収入印紙」の印をおすこと。

第十一号書式

市町村民税銀行振込又は送金請求書

昭和　年　月　日
小切手番号　第　号　第　号
特別調達資金

特別調達資金出納官吏
職又は官　氏　名　㊞

昭和 年 月分月割額	納入先 都道府県	納入先 市町村名	昭和 年 月 日 給与受拂日	昭和 年 月 日 納期限	昭和 年 月 日
番号			納入金額	指定金融機関	備考
			円		「何々」他「　」名に係る分

備考　第七号書式の備考(1)乃至(4)は本書の作製につきこれを準用すること。

第十二号書式

市町村民税銀行振込又は送金請求書番号　第　号　市町村民税月割額納入通知書

特別徴収義務者	官署及び出納官吏の所在地	官署及び出納官吏の職又は官氏名	「何」年「何」月分月割額	前月分月割額	差引増減及びその事由
特別徴収義務者					

特別徴収に係る月割額	給与の支拂年月日	納税者(イ)「何」年「何」月「何」日	納税者(イ)「何々」他「何」名	金額(ロ)	納税者(ハ)「何々」他「何」名	金額(ハ)—(イ)(ニ)	右の増減(ホ)—(ロ)の事由

指定金融機関	当該機関の名称	日本銀行拂込年月日
		昭和「何」年「何」月「何」日

上記のとおり市町村民税月割額を計算し納入したことを通知いたします。
昭和「何」年「何」月「何」日
何市(町村)長　何　某殿

特別徴収義務者　特別調達資金出納官吏
職又は官　氏　名　㊞

備考　用紙寸法は、日本標準規格B列5とすること。

第十三号書式

会計　健康保険料被保険者負担金額表

収入取扱庁

年度	管轄(主管)又は所	切手番号又は小金庫現金振替書	健康保険被保険者氏名	報酬額	保険料負担金	備考
				円	円	

上記の健康保険料被保険者負担金を拂い込みました。
昭和　年　月　日
特別調達資金出納官吏
職又は官　氏　名　㊞
庁収入官吏　職又は官　氏　名殿

備考　用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

第六号書式

国庫金振替送金通知書

第　号	国庫金振替書をあてた日本銀行名	日本銀行　店
国庫金振替書番号 第　号	振替先日本銀行名	日本銀行　店
金	円	

上記の金額を振替先日本銀行における貴官の特別調達資金に振替送金済につき通知する。

昭和　年　月　日
特別調達資金出納官吏
職又は官　氏　名　㊞

特別調達資金出納官吏　殿

備考　用紙寸法は、日本標準規格B列7とすること。

第五号書式

振替書原符　第　号
円　(拂出科目)
(振替先)
昭和　年　月　日

……切……取……線……

国庫金振替書　第　号
(拂　出)　(拂出科目)
円
上記の金額を振り替られたい。
(振替先)
昭和　年　月　日
(振替先)
日本銀行　御中

……切……取……線……

国庫金振替書　第　号
(受　入)　(受入科目)
円
但し
(振替元)　より振り替え受け入れ
昭和　年　月　日

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。
(2)国庫金振替書を発するときは拂出書の振り替え欄に記入して印をおし、その他所要事項を記入した上受入書との切取線上に割印をおし連続のままその取引店に交付すること。

第八号書式

国庫金送金請求書番号　国庫金送金通知書

金

右の金額を　銀行　店で受け取られたい。
昭和　年　月　日
殿　職又は官　氏　名　㊞

送金請求銀行名
日本銀行　店

領　収　証

右の金額を受け取りました。
昭和　年　月　日
受取人
住所
氏
名　㊞
収入印紙㊞

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格B列6とし、左方に15粍の綴代を設けること。
(2)用紙は、印刷庁紙又は保存に耐える用紙を用いること。
(3)国庫金送金通知書の発行日附は、小切手振出日附と同一日附を記入すること。
(4)官庁は公共団体等の名を記入して発行すること。
(5)領収証に収入印紙の貼用を要するものは、その貼用場所に「要収入印紙」の印をおすこと。

第七号書式

国庫金送金請求書

昭和　年　月　日
小切手番号　第　号第　号
特別調達資金

特別調達資金出納官吏
職又は官　氏　名　㊞

番号	受取人 住所	受取人 氏名	金額	拂渡店名	備考
			円		

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格B列5とし、左方に33粍の綴代を設け、11行間隔とし二葉以上に亘るときは、追次計を附すること。
(2)二葉以上の小切手で同一受取人に送金する場合は、その合計額によつて記入することができる。
(3)番号欄の番号は、一年度継続の連続番号とし、毎年度これを更新すること。
(4)債権者の住所又は居所に送金する必要があるときは、備考欄にその旨を記入すること。
(5)電信送金を要するときは、出納官吏名の上部の余白に「要電信送金」と朱書し、受取人の氏名に振仮名を附すること、受取人の一部につき電信送金を要するときは、備考欄にその旨を記入すること。

号外

昭26.11.15.

◉大蔵省令第九十六号

特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号）第一條の規定に基き、特別調達資金使用計画等取扱規則を次のように定める。

昭和二十六年十一月十五日

大蔵大臣　池田　勇人

特別調達資金使用計画等取扱規則

（資金使用計画表の作製及び送付）

第一條　特別調達庁長官は、特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号。以下「施行令」という。）第一條に規定する特別調達資金（以下「資金」という。）の当該年度における使用計画について、別紙第一号書式による資金使用計画表を、使用目的別及び四半期別に区分して作製し、当該年度の開始前二十日までに大蔵大臣に送付しなければならない。

（資金受入予定総表及び資金支拂予定総表の添附）

第二條　特別調達庁長官は、前條に定める資金使用計画表を大蔵大臣に送付するときは、その審査の資料として、別紙第二号書式の資金受入予定総表及び別紙第三号書式の資金支拂予定総表を作製して、これに添附しなければならない。

（資金使用計画の承認）

第三條　大蔵大臣は、第一條の規定により特別調達庁長官から資金使用計画表の送付を受けたときは、その資金使用計画表が法令に違反することがないか、その他計画の適否につき審査の上、これを承認しなければならない。

（資金使用計画の変更）

第四條　特別調達庁長官は、施行令第一條第一項の規定により資金使用計画の変更について大蔵大臣の承認を求めようとするときは、変更を要する部分について、その使用目的別区分、計画済額、変更計画額、計画済額と変更計画額との比較増減額及び変更を要する事由その他変更の適否を審査するのに必要な事項を明かにした資金使用計画表を作製し、すみやかに大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項の規定による資金使用計画表には、「変更の分」の表示を朱書するものとする。

（資金使用計画の変更の承認）

第五條　第三條の規定は、大蔵大臣が、前條の規定により特別調達庁長官から資金使用計画の変更について資金使用計画表の送付を受けたとき、その承認について、これを準用する。

（資金使用計画の承認の通知）

第六條　大蔵大臣は、資金使用計画及び資金使用計画の変更の承認をしたときは、すみやかに特別調達庁長官から送付を受けた資金使用計画表の写に、所要の補正を加え、又は所要の事項を記入し、記名し及び印を押して特別調達庁長官及び会計検査院に通知しなければならない。

（任命の通知）

第七條　特別調達庁長官は、施行令第三條第二項の規定により、部下の職員又は都道府県の職員に資金契約等行為（施行令第二條第二項に規定する行為をいう。以下同じ。）の事務を委任（その委任を受けた職員を、資金契約等担当官という。以下同じ。）したとき、又は同令第三條第四項の規定により、臨時に他の部下の職員又は都道府県の職員をして資金契約等担当官の事務を代理せしめたときは、その旨を、資金会計官及び当該資金契約等担当官又はその代理官の契約等行為に基いて資金の支拂をする資金出納命令官に通知しなければならない。

（資金使用計画の示達）

第八條　特別調達庁長官は、資金契約等担当官に、大蔵大臣の承認を受けた資金使用計画を示達するには、別紙第四号書式の資金使用計画額示達表を作製し、これに記名し印を押して行うものとする。

（資金契約等行為書）

第九條　資金契約等担当官は、資金契約等行為をするときは、別紙第五号書式による資金契約等行為書を作製し、これに従つて行わなければならない。

（資金契約等行為の整理区分）

第十條　各資金契約等行為について、資金契約等行為として整理する時期、資金契約等行為の範囲及び資金契約等行為に必要な関係書類は、別表に定める区分によるものとする。

（資金契約等担当官の資金会計官及び資金出納命令官への通知）

第十一條　資金契約等担当官は、資金契約等行為をしたとき、資金契約等行為の変更若しくは取消しをしたとき又は資金契約等の相手方の反対給付があつたときその他資金契約等行為に関する支拂に関係のある事実が発生したときは、その都度、証拠書類及び関係書類を、遅滞なく当該資金契約等担当官の契約等に基いて資金に属する現金の支拂をする資金会計官又は資金出納命令官に送付しなければならない。

2　資金契約等担当官は、前項の規定による外、支拂の見込の参考となる事項については、すみやかに当該資金契約等担当官の契約等に基いて資金に属する現金の支拂をする資金会計官又は資金出納命令官に通知しなければならない。

（資金支拂決議書）

第十二條　資金会計官及び資金出納命令官は、資金に属する現金の支拂をするときは、別紙第六号書式による支拂決議書を作製し、これに従つて行わなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）施行の日（昭和二十六年六月十一日）から適用する。

第十四号書式

会計　船員保険料被保険者負担金額表　収入取扱庁

主管又は（所管）	年度	現金小切手又は庫金振替書	船員保険料被保険者氏名	報酬額	保険料負担金	備考
				円	円	

上記の船員保険料被保険者負担金を拂い込みました。

昭和　年　月　日

特別調達資金出納官吏

職又は官　氏　名　㊞

庁収入官吏職又は官　氏　名殿

備考　用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

第十五号書式

会計　厚生年金保険料被保険者負担金額表　収入取扱庁

主管又は（所管）	年度	現金小切手又は庫金振替書	厚生年金保険料被保険者氏名	報酬額	保険料負担金	備考
				円	円	

上記の厚生年金保険料被保険者負担金を拂い込みました。

昭和　年　月　日

特別調達資金出納官吏

職又は官　氏　名　㊞

庁収入官吏職又は官　氏　名殿

備考　用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

第十六号書式

会計　失業保険料被保険者負担金額表　収入取扱庁

主管又は（所管）	年度	現金小切手又は庫金振替書	失業保険被保険者氏名	報酬額	保険料負担金	備考
				円	円	

上記の失業保険料被保険者負担金を拂い込みました。

昭和　年　月　日

特別調達資金出納官吏

職又は官　氏　名　㊞

庁収入官吏職又は官　氏　名殿

備考　用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

第十七号書式

会計　国家公務員有料宿舎使用料金額表　収入取扱庁

主管又は（所管）	年度	現金小切手又は庫金振替書	国家公務員有料宿舎使用者氏名	使用料	備考
				円	

上記の国家公務員有料宿舎使用料を拂い込みました。

昭和　年　月　日

特別調達資金出納官吏

職又は官　氏　名　㊞

庁収入官吏職又は官　氏　名殿

備考　用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

第十八号書式

現金現在高調書

金額	金額	備考
円	円	
円	円	

上記の通り引継を終りました。

昭和　年　月　日

前任特別調達資金出納官吏

職又は官　氏　名　㊞

後任特別調達資金出納官吏

職又は官　氏　名　㊞

備考　用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

第十九号書式

現金及び預託金現在高調書

現金在高	特別調達資金口座現在高	計	振出済小切手未拂未済高	備考
円	円	円	円	

上記の通り引継を終りました。

昭和　年　月　日

前任特別調達資金出納官吏

職又は官　氏　名　㊞

後任特別調達資金出納官吏

職又は官　氏　名　㊞

備考

(1)用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

(2)現金在高はその金種類を備考欄に記入すること。

第二十号書式

特別調達資金現在高引継通知書

現金在高	特別調達資金口座現在高	計	振出済小切手未拂未済高	備考
円	円	円	円	

上記の通り引継を終りましたから通知します。

昭和　年　月　日

前任資金出納官吏

職又は官　氏　名　㊞

後任資金出納官吏

職又は官　氏　名　㊞

特別調達資金出納命令官又は取引店　あて

備考

(1)用紙寸法は、日本標準規格A列5とすること。

(2)現金在高は、その金種類を備考欄に記入すること。

号外

昭26.11.15.

第一号書式

特別調達資金使用計画表
昭和　年度　第　号

科目	資金使用予定額	法定後増△減額	資金使用予定現額	期間別資金使用計画額 第一・四半期分	第二・四半期分	第三・四半期分	第四・四半期分	計	摘要
(款)	円	円	円	円	円	円	円	円	
(項)									
(目)									
(変更の場合)									
(目)									
計画済額									
変更計画額									
比較増△減額									

第　号
上記計画額を承認したから通知する。
昭和　年　月　日
特別調達庁長官　会計検査院長あて　大蔵大臣　印　大蔵大臣あて

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格B列4とし、下方に約5cmの余白を設けること。
(2)変更の計画は、変更する部分について、変更前の計画、変更後の計画及び比較増△減額の差引集計額によつて行うこと。
(3)変更の計画の場合には、受入予定額及び資金交拂予定額を添附すること。
(4)本表には特別調達資金受入予定総表、各葉の右上方に貢数を附すること。
(5)記載事項が二葉以上にわたる場合には、各葉の右上方に貢数を附すること。

第二号書式

特別調達資金受入予定総表
昭和　年度

科目	受入予定額	変更増△減額	予定現額	受入期別予定額 第一・四半期分	第二・四半期分	第三・四半期分	第四・四半期分	摘要
(部)	円	円	円	円	円	円	円	
(款)								
(項)								
(目)								

大蔵大臣　あて
昭和　年　月　日
特別調達庁長官　印

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格B列4とすること。
(2)受入予定を変更する場合には、変更の分)と朱書すること。
(3)記載事項が二葉以上にわたる場合には、各葉の右上方に貢数を附すること。

第三号書式

特別調達資金支拂予定総表
昭和　年度　第　号

科目	支拂予定額	変更増△減額	予定現額	支拂期別予定額 第一・四半期分	第二・四半期分	第三・四半期分	第四・四半期分	摘要
(部)	円	円	円	円	円	円	円	
(款)								
(項)								
(目)								

大蔵大臣　あて
昭和　年　月　日
特別調達庁長官　印

備考
(1)用紙寸法は、日本標準規格B列4とすること。
(2)受入予定を変更する場合には、変更の分)と朱書すること。
(3)記載事項が二葉以上にわたる場合には、各葉の右上方に貢数を附すること。

第四号書式

特別調達資金使用計画額示達表
昭和　年度　第　・4期分　第　号

特別調達資金契約等担当官

科目	前回迄の示達額	今回示達額 増	減	示達額合計	摘要
款	円	円	円	円	
項					
目					

昭和　年　月　日
特別調達庁長官　印

備考
本用紙寸法は、日本標準規格B列5とすること。

第五号書式

特別調達資金契約等行為書

特別調達資金契約等担当官職氏名　印		契約等行為の相手方住所氏名	
契約等行為番号	第　号	金額	¥
契約等行為日付	昭和　年　月　日	年度　区分	昭和　年度
契約等行為簿登記済	昭和　年　月　日	部	特別調達資金
資金割当額累計額	円	款	
契約等行為済額	円	項	
差引残額	円		
決裁	昭和　年　月　日		
発議	昭和　年　月　日		

目	目の細分	金額
		円

但し
の分

備考
(1)用紙寸法は、適宜とすること。
(2)目、目の細分及び金額欄については、記載事項が多く本書式に記入できないときは、別紙に記載して差支えない。
(3)資金割当額累計額は通知を受けた特別調達資金割当通知書の目の金額にとること。なお資金割当額累計額契約行為済額及び差引残額の各欄は、特別調達資金契約等行為簿により照合済の旨の印を押し、各金額の記載を省略することができる。
(4)本書には必要に応じて他の事項を記載して差支えない。

第六号書式

特別調達資金支拂決議書

決議 昭和　年　月　日		発議 昭和　年　月　日	
下記の金額を支出する。資金出納命令官			
金額 ¥		受取人	
年度区分	昭和　年度	支拂人	
小切手又は国庫金振替書発行年月日	部 特別調達資金	款	項

昭和　年　月　日	目	目の細分	金額
小切手又は国庫金振替書発行番号			
第　号			
支拂通知書			
第　号			
契約等行為番号			
第　号			
支拂簿登記済	但し		
昭和　年　月　日			の分

備考
(1)用紙寸法は、適宜とすること。
(2)目、目の細分及び金額欄については、記載事項が多く本書式に記入できないときは、別紙に記載して差支えない。
(3)本書には必要に応じて他の事項を記載して差支えない。
(4)資金出納官吏の支拂決議書は、本書式に準ずること。

別表

資金契約等行為の整理区分表

区分	資金契約等行為として整理する時期	資金契約等行為の範囲	資金契約等行為に必要な主な書類	備考
1. 給與手当の類	資金を交付するとき	交付を要する額	資金交付内訳書	本給、勤務地手当、扶養手当、役付手当、語学加給、超過勤務手当、休日出勤加給、特殊作業手当、船員手当、危険手当、解雇予告手当、雑手当、退職手当、寒冷地手当、石炭手当、年末手当、災害手当
2. 公務災害補償費の類	支拂決定のとき	支拂しようとする額	本人の請求書、病院の請求書受領書又は証明書、謄本又は戸籍抄本、死亡届書	
3. 船員福利費	契約を締結するとき又は支拂決定のとき	契約金額又は支拂しようとする額	契約書、請見積書、支拂請求書、給與調書	
4. 旅費	支拂決定のとき	支拂しようとする額	請求書	
5. 輸送費	契約を締結するとき（請求のあつたとき）	契約金額（請求のあつた額）	契約書、請見積書、受領書（請求書）	後納契約又は単価契約によるものは、括弧書によることができる。
6. 負担金	納入をするとき	納入金額	内訳書の写	
7. 衛生費	契約を締結するとき又は支拂決定のとき	契約金額又は支拂しようとする額	契約書、請見積書、支拂請求書	健康保険負担金、厚生年金負担金、失業保険負担金、船員保険負担金、衛生管理費、身体検査費
8. 一般会計への繰入	決定のとき	繰入を要する額	繰入要求書	

備考
別表区分の2から7までの経費で、資金を交付して支拂わせる場合の整理区分は、区分1によるものとする。

号外

裁判所公告（●印は新料金）

○公示催告

●昭和二十六年（〇）第六号
東京都港区芝新橋二丁目二番地の
申立人 北海道硫黄株式会社
一 右法定代理人取締役 古川 俊雄
右代理人 上島 勇
別紙目録記載の証書につき前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年五月二十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると共に証書を提出され度い。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十二日
長野簡易裁判所
裁判官 深沢利一

（別紙）
目 録
一小切手番号い〇〇五一六八
小切手金額 金四百万円也
振出日 昭和二十六年十月十二日
振出地 須坂町
振出人 北海道硫黄株式会社小串鉱業所
支拂場所 長長谷川俊治
株式会社八十二銀行須坂支店

●昭和二十六年（〇）第一二号
千葉県市川市本八幡六六三番地小林方 申立人 瀬高 音吉
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月二十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十五日
堺簡易裁判所
裁判官 村瀬泰三

（別紙）
目 録
帝国車輛工業株式会社株式五十株券一枚
記番号 乙已第九一号
一株の額面 金五十円
一株の拂込金額 五十円
取得年月日 昭和十八年三月二十四日
発行者 帝国車輛工業株式会社
最終名義人 瀬高直吉

●昭和二十六年（〇）第二〇号
和歌山県海草郡安原村吉原七百十番地 申立人 忠茂 重昌
岡本 拓
右代理人弁護士
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月二十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十六日
阿倍野簡易裁判所
裁判官 小林繁作

（別紙）
目 録
近畿日本鉄道株式会社株式四百株
但十株券二十枚、五十株券四枚
株券額面 一株に付五十円也
一株の拂込金額 全額拂込済
記号番号 十株券二十枚十六新丙自一七九七六号至一七九九五号、五十株券四枚十六新戊自一〇六〇号至一〇六三号
発行者 近畿日本鉄道株式会社
最終名義人 志茂重昌
所持人 志茂重昌

●昭和二十六年（〇）第二一号
堺市三国ヶ丘町一丁目十四番地
申立人 吉本 秀雄
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年六月二十日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十六日
阿倍野簡易裁判所
裁判官 小林繁作

（別紙）
目 録
近畿日本鉄道株式会社株式五十株券二枚、十株券二枚
株券額面 一株に付金五十円也
株券記号番号 甲は第三五二四号、第三五二五号、甲ろ第一三六〇九号、第一三六一〇号
発行者 近畿日本鉄道株式会社
最終名義人 吉本丕
最終所持人 吉本秀雄

●昭和二十六年（〇）第八号
京都市伏見区大阪町六百六番地
申立人 今津九右衛門
別紙目録表示の小切手につき前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年六月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十五日
伏見簡易裁判所
裁判官 河村耕太郎

（別紙）
目 録
一小切手一通
番号 南監労記八五
額面 金一万七千二百円也
受取人 今津九右衛門（持参人拂）
振出年月日 昭和二十六年五月二十八日
振出人 南山城労働基準監督署
前渡官吏労働基準監督官横山利昭
支拂銀行 日本銀行伏見代理店

昭和二十三年（〇）第三号
富山県富山市西田地方町八百六十二番地 申立人 永森 良平
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年六月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十四日
伊丹簡易裁判所
裁判官 宮原増次

（別紙）
目 録
一種類 大日本紡績株式会社株式
数量 一株券一枚、十株券一枚
額面 一株券金五十円也、十株券金五百円也
拂込金額 全額
記号番号 一株券甲第二三一一九五号、十株券丙第八七八〇二号。
発行者名 取締役小寺源吾
発行日 昭和十六年十月十日
最終株主 太田小平

●昭和二十六年（〇）第二四号
奈良県生駒郡生駒町大字菜田二〇五六 申立人 平野 平治
右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其所持人は昭和二十七年六月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出且つその証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであろう。
昭和二十六年十月二十六日
富山簡易裁判所
裁判官 津田猛哉

（別紙）
目 録
一種類 大日本紡績株式会社株式
数量 一株券一枚、十株券一枚
額面 一株券金五十円也、十株券金五百円也
拂込金額 全額
記号番号 一株券甲第二三一一九五号、十株券丙第八七八〇二号。
発行者名 取締役小寺源吾
発行日 昭和十六年十月十日
最終株主 太田小平

●昭和二十六年（〇）第一二号
千葉県市川市本八幡六六三番地小林方 申立人 瀬高 音吉
別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年七月二十三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十五日
堺簡易裁判所
裁判官 村瀬泰三

（別紙）
目 録
帝国車輛工業株式会社株式五十株券一枚
記番号 乙已第九一号
一株の額面 金五十円
一株の拂込金額 五十円
取得年月日 昭和十八年三月二十四日
発行者 帝国車輛工業株式会社
最終名義人 瀬高直吉

●昭和二十六年（〇）第一一号
広島県沼隈郡高須村 申立人 岡田 健治
右申立人より別紙目録記載の証券につき公示催告の申立があつたのでその証券の所持人は昭和二十七年八月八日午前九時までに当裁判所に証券を提出して権利の届出をして貰いたい。若右期日迄に提出並に届出のないときはその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十九日
宇部簡易裁判所

（別紙）
目 録
宇部興産株式会社十株券五枚
記号番号 は号丙第六六一一号、第六六一二号、第六七七一号、第一八一七四号、第一八一七五号
額面 金五百円也全額拂込済
同会社百株券一枚
記号番号 に号戊第四四二四号
額面 金五千円也全額拂込済
以上各株券の発行年月日 は号昭和十七年六月八日、に号昭和二十四年八月十日
発行者 宇部興産株式会社取締役社長依田明
最終名義人 岡田健治

●昭和二十六年（〇）第一六号
広島県沼隈郡高須村 申立人 岡田 健治
右申立人より別紙目録記載の証券につき公示催告の申立があつたのでその証券の所持人は昭和二十七年八月八日午前九時までに当裁判所に証券を提出して権利の届出をして貰いたい。若右期日迄に提出並に届出のないときはその証券の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十九日
宇部簡易裁判所

（別紙）
目 録
宇部興産株式会社株券五枚
記号番号 は号丙第六六一一号、第六六一二号、第六七七一号、第一八一七四号、第一八一七五号
額面 金五百円也全額拂込済
同会社百株券一枚
記号番号 に号戊第四四二四号
額面 金五千円也全額拂込済
以上各株券の発行年月日 は号昭和十七年六月八日、に号昭和二十四年八月十日
発行者 宇部興産株式会社取締役社長依田明
最終名義人 岡田健治

●昭和二十六年（〇）第一九号
山形県酒田市本町三丁目三二番地
申立人 佐藤 しげ
別紙目録記載の株券に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年六月二十六日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且つその証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がないときはその無効を宣言することがあるであろう。
昭和二十六年十月十二日
羅岡簡易裁判所
裁判官 津田猛哉

（別紙）
目 録
日本酒類株式会社株式一百株券五枚
内訳 百株券
種類 百株券

●昭和二十六年（〇）第一九号
羅岡簡易裁判所
裁判官 津田猛哉
西日本鉄道株式会社株式一千株
記号番号 自イ丙第一一八三〇号至第一一八三九号百株券十枚
額面 五千円
一株の拂込金額 五十円
最後の名義人 佐藤しげ

●昭和二十六年（〇）第二〇号
羅岡市住ノ江町一三番地 申立人 日下部保和
別紙目録記載の小切手に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年六月二十六日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且つその証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであろう。
昭和二十六年十月十二日
羅岡簡易裁判所
裁判官 津田猛哉

（別紙）
目 録
一小切手 一枚
額面 六万六千二百四十九円
種類 持参人拂式
番号 ik〇〇九二一三
振出年月日 昭和二十六年十月九日
振出地 福岡市
振出人 東鮫島一夫
支拂地 福岡県筑紫郡雑餉隈
支拂場所 日本銀行羅岡支店
最終所持人 日下部保和

●昭和二十六年（〇）第二一号
羅岡県小倉市大字北方八北代 愛二
別紙目録記載の株券に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年六月二十六日午前九時迄に当裁判所に権利を届出且つその証書を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときはその無効を宣言することがあるであろう。
昭和二十六年十月十九日
羅岡簡易裁判所
裁判官 津田猛哉

（別紙）
目 録

（別紙）　目　録
一種類　昭和石油株式会社
数量　百株券二枚
一株の株券額面　金五十円
一枚の拂込金額　金五十円
記号番号　に乙第六三三六号、に乙第七三〇〇号
発行者　昭和石油株式会社
最終株主　三田信雄
最終所持人　苅谷長大夫

昭和二十六年（へ）第六九二号
福岡県門司市大里新町藤松
申立人　日向　安吉
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十五日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
一種類　日本通運株式会社株式六十三株
数量　一株券三枚、十株券一枚、五十株券一枚
一枚の株券額面　金五十円三枚、金五百円一枚、金二千五百円一枚
一株の拂込金額　金五十円
記号番号　甲十一自第一〇六六号至第一〇六八号、乙十一第四八三号、丙十一第五一三号
発行者　日本通運株式会社取締役社長早川慎一
発行年月日　昭和二十一年十二月十日
最終株主　日向安吉

昭和二十六年（へ）第六九九号
申立人　別紙当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　申立人目録
福井市大手町四番地　申立人　谷口　庄市
愛知県幡豆郡福地村野々宮　同　川上吉五郎
東京都台東区上野桜木町二二番地　同　橋本　道淳
東京都渋谷区代々木富ヶ谷町一四七　同　佐藤　千代
東京都渋谷区代々木富ヶ谷町一四一七　同　角田　正喬
東京都港区芝田村町二丁目八番地　東亜合成化学工業株式会社株式課内　右代理人　葛生　清

（別紙）　目　録
東亜合成化学工業株式会社株式イ百株券一枚、ロ五十株券二枚、ハ十株券五枚、ニ一株券一枚
記号番号　(1)「E」二三九〇六号(2)「丁」二五三九号、「丙」二一一七〜八号(3)「丁」二五七五号、「丙」二三六四〜五号(4)「C」九五号、「A」七三号
額面　「E」五千円也、「丁」二千五百円也、「丙」「C」五百円也、「A」五十円也
一株の額面　金五十円也全額拂込済
発行年月日　「E、C、A号昭和二十四年十二月三十一日、丁、丙号昭和二十年八月一日
株券発行者　東亜合成化学工業株式会社
最終株主名義人　(1)佐藤千代(2)谷口政一(3)野路昌治(4)角田正喬
最終所持人　(1)(4)名義人に同じ(2)(3)谷口庄市
矢作工業株式会社（当社旧称）十株券六枚
記号番号　(1)「は」一二九六〇〜一二九六四号(2)「は」一五四四七号
額面　「は」五百円也
一株の額面　金五十円也全額拂込済
発行年月日　昭和十七年七月一日
株券発行者　矢作工業株式会社
最終名義人　(1)橋本亀治(2)川上吉五郎
最終所持人　(2)は名義人に同じ(1)橋本道淳

昭和二十六年（へ）第四七四号
申立人　別紙当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十三日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　当事者目録
東京都葛飾区柴又町一の一七五六　斎藤　沢吉
東京都中野区朝日丘一〇　中川　留吉
川崎市上丸子山王町一四二四　川上輝四郎
神戸市東灘区本庄町寺木　村瀬　千代
大阪市北区宗是町四三　小野理三郎
広島市大手町二の三　西村　善一
埼玉県入間郡霞ヶ関村大字的場二〇三六　桐島　信義
仙台市六十人町五六　黒沢　彰子
山梨県南巨摩郡鰍沢町一八七三　安井　繁
山口県佐波郡右田村高井一四四　石丸　達也
和歌山市杉ノ馬場三の一　道本　雅夫
香川県木田郡氷上村大字氷上　三野　来
埼玉県南埼玉郡岩槻町二四〇四　河田　尚
青森県浅虫温泉学校通　村林　たか
東京都北多摩郡神代村深大寺八二四　根岸政五郎
東京都北区王子町一丁目二番地　高見富一郎
右代理人　東　儀一

（別紙）　目　録
北海道炭礦汽船株式会社株式九百三十六株百三十二枚
額面金額　甲五十円乙五百円丙二千五百円丁五千円
一株の拂込金額　五十円
記号番号　(イ)(い)甲自二六〇九至二六一三(い)甲自五四九四至五四九八(い)甲自五〇五至五〇六(い)甲自二七五一至二七五三(い)甲自五六一三至五六一四(い)甲一〇〇七一(い)甲自一二七四九至一二七五〇(ろ)甲自四〇九九至四一〇一(ろ)乙一五〇八六(い)丙二三一(ろ)丙一四七一(ろ)丙一四六三(に)甲自三四六〇至三四六二(ロ)(は)乙自二七〇三〇至二七〇三四(ハ)(ろ)甲自一四二三至一四三二(は)甲自六五五至六六四(い)乙一八八至一八九(い)乙一五五二二(は)乙自九七一六至九七二〇(ニ)(は)乙自一四二〇一至一四二〇二(ホ)(い)乙一九七六四(い)乙二〇七八二(い)乙一七六二〇(い)乙一八〇〇二(い)乙五三六〇(は)乙自六一九九至六二〇三(ヘ)(は)乙自三九九一至三九九二(は)乙二六六九一(は)乙五五八(ト)(は)乙二二九六四(は)乙自一三一九三至一三一九六(チ)(は)乙自一七八九八至一七九〇二(に)乙三五〇七(に)乙七三六八(に)乙二三〇六(に)乙八四一(に)乙八七九(リ)(は)乙自一九五一〇至一九五一一(ヌ)(は)乙二二一六〇(ル)ろ乙一四五七九(ろ)乙自二二〇九〇至二二〇九一(は)乙自二八六八二至二八六八四(ヲ)(に)甲自三八九二至三八九七(ワ)(は)甲自一三四六至一三四九(は)乙自一八六六二至一八六六三(カ)(は)乙自二五三三一至二五三三二(は)乙三三六三四(は)乙一〇八二九(ヨ)(ろ)乙五三九九(は)乙七二六(タ)(は)乙自二六三八八至二六三九二(は)乙自九一二四至九一二八
発行年月日　(い)大正二年十月十五日(ろ)大正九年三月一日(は)昭和十四年三月十日(に)大正三年三月二十三日(ほ)大正九年四月一日
最終名義人　(イ)斎藤沢吉(ロ)中川留吉(ハ)川上輝四郎(ニ)村瀬千代(ホ)小野理三郎(ヘ)西村善一(ト)桐島信義(チ)黒沢彰子(リ)安井繁(ヌ)石丸達也(ル)道本雅夫(ヲ)三野来(ワ)河田尚(カ)村林たか(ヨ)根岸政五郎(タ)高見富一郎

昭和二十六年（へ）第七一六号
申立人　別紙当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年五月二十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十六年十月二十五日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
日本郵便逓送株式会社株券
(イ)百株券一枚(ロ)百株券一枚、十株券五枚(ハ)十株券一枚(ニ)十株券五枚(ホ)十株券五枚(ヘ)五十株券三枚、十株券二枚(ト)十株券四枚(チ)百株券二枚(リ)五十株券五枚、十株券五枚
記号番号　(イ)は丁第二〇一二号(ロ)は丁第一九一〇号、乙第一二五九号(ハ)乙第一二五六号(ニ)増乙第一二五六号(ホ)増乙第一六三五号、は乙自第一六九三号至第一六九五号、(ホ)増乙第一六三八号、同第一六三九号、は乙自第一七四七号至第一七四九号(ヘ)増丙第〇〇二九号、同第〇〇三〇号、は丙第〇二九八号、乙第〇八六〇号、同第〇八六一号(ト)乙第〇九六七号、は乙自第一八三六号(チ)に丁第三四号至第一八三六号(リ)丙自第三六八八号、同第三六八九号(ヌ)丙自第〇一四号至第〇一八号、乙自第一〇一号至第一〇五号
株券額面　百株券五千円、五十株券二千五百円、十株券五百円
一株金額及び拂込額　各株金五十円全額拂込済
株券発行者　日本郵便逓送株式会社
最終名義人　(イ)網谷暉次(ロ)樫本正澄(ハ)南部邦彦(ニ)吉田ふみ(ホ)岸本清次郎(ヘ)稲垣定夫(ト)柳井貞雄(チ)桜沢雄二(リ)河野盛一

当事者目録
神戸市生田区元町通六丁目五一番地　申立人　網谷暉次
高知市城見町一七三　同　樫本　正澄
高知市城見町一七三　同　南部　邦彦
大阪市福島区上福島南一丁目一八六番地さくら荘内　同　吉田　ふみ
大阪市西淀川区姫島町六八番地簡易住宅一号　同　岸本清次郎
大阪市東淀川区木川西之町一丁目一九番地　同　稲垣　定夫
大阪市大淀区中津南通り三丁目五〇番地　同　柳井　貞雄
長野市西鶴賀町高築地一四九九の二　同　桜沢　雄二
松山市西堀端町一番地　同　河野　盛一
東京都港区芝田村町二丁目四番地　日本郵便逓送株式会社総務部内　右代理人　向仲辰五郎

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

昭26.11.15.

号外（物価第四十四号）

官報

告示

◉電気通信省
物価庁告示第九号

国際電話通話料金表（昭和二十五年四月電気通信省、物価庁告示第五号）の一部を次のように改正し、昭和二十六年十一月十五日から施行する。

昭和二十六年十一月十五日

電気通信大臣　佐藤　栄作
物価庁長官　周東　英雄

ASIA（アジア地方）の部中Hongkong（香港）の項の次に次の一項を加える。

Indonesia（インドネシア国）

Bandung, Jakarta & Jokd Jakarta（バンドン、ジャカルタ及びジョクジャカルタ）	3,240.00	1,080.00	324.00

東京都及び大阪市から発するもの

法務府公告

○押収物還付公告

船木区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第四五号（山下照行窃盗事件）
一、懸問袋　一枚
○同押第五六号（鄭明禰外一名同）
一、紐　一本
○同押第七八号（具元正同）
一、現金　四百円
○昭和二十五年押第四八九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米等換価金　八百二十二円五十銭
二、木紋袋　二枚
三、風呂敷　一枚
四、黒紐　一本
○昭和二十六年押第一二四号（同）
一、米等換価金　三百二十四円
二、白布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一四三号（同）
一、米等換価金　三百七十四円
二、布袋　一枚
○同押第一四九号（呑山シモ同）
一、米等換価金　千百五十二円
○同押第一八九号（氏名不詳同）
一、同　八百二十二円
二、風呂敷　二枚
○同押第一九〇号（同）
一、米等換価金　四百四十八円
二、手提籠　一個
三、布袋　一枚
四、布紐　一本
○同押第一九一号（同）
一、米等換価金　五百二十三円
二、布袋　一枚
○同押第一九二号（同）
一、米等換価金　四百四十八円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一九三号（同）
一、米等換価金　七百四十七円
二、黒布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一九四号（同）
一、米等換価金　八百九十六円
二、黒布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一九五号（同）
一、米等換価金　七百七十七円
二、布袋　一枚
○同押第一九六号（同）
一、米等換価金　八百二十二円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一九七号（同）
一、米等換価金　七百四十七円
二、布袋　一枚
○同押第一九八号（同）
一、米等換価金　六百五十四円
二、布袋　一枚
○同押第一九九号（同）
一、米等換価金　七百二十四円
二、風呂敷　一枚
○同押第二〇〇号（同）
一、米等換価金　七百四十七円
二、紙袋　一枚
○同押第二〇一号（同）
一、米等換価金　八百四十七円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第二二三号（同）
一、米等換価金　六百六十八円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第二二四号（同）
一、米等換価金　六百六十八円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第二二五号（同）
一、米等換価金　八百十三円
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
○同押第二二六号（同）
一、米等換価金　九百八十一円
二、風呂敷　一枚
三、袋　二枚
○同押第二二七号（同）
一、米等換価金　六百六十三円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第二六七号（同）
一、米等換価金　七百六十八円
二、ブリキ罐　一個
三、布袋　一枚
○同押第二八三号（同）
一、米等換価金　九百九十円
○同押第二八〇号（同）
一、同　六百七十二円
○同押第二八一号（同）
一、同　四百五円
○同押第二八二号（同）
一、同　三百六十円
○同押第二七九号（同）
一、同　六百七十二円
○同押第二七五号（同）
一、同　九百七十五円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
四、手提袋　一枚
五、白布袋　一枚
○同押第二八八号（同）
一、米等換価金　四百七十五円
二、買物籠　一個
三、白布袋　一枚
四、青布袋　一枚
○同押第二八九号（同）
一、米等換価金　七百二十四円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　三枚
○同押第二〇〇号（同）
一、米等換価金　七百四十七円
二、紙袋　一枚
○同押第二〇一号（同）
一、米等換価金　八百四十七円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第二二三号（同）
一、米等換価金　六百六十八円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第二二四号（同）
一、米等換価金　六百六十八円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第二二五号（同）
一、米等換価金　八百十三円
二、風呂敷　一枚
三、木綿袋　一枚
○同押第二二六号（同）
一、米等換価金　九百八十一円
二、風呂敷　一枚
三、袋　二枚
○同押第二二七号（同）
一、米等換価金　六百六十三円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第二九四号（同）
一、米等換価金　五百三十三円
二、白色風呂敷　一枚
三、白色袋　一枚
四、バンド　一本
○同押第二九五号（同）
一、米等換価金　四百七十円
二、白色袋　一枚
三、買物籠　一枚
○同押第二九六号（同）
一、米等換価金　四百九十五円
二、袋　一枚
○同押第二五二号（橋本ハル子同）
一、米等換価金　六百九十八円
○同押第二四六号（松井勇次同）
一、同　千六百七十円
○同押第三〇四号（同）
一、玄小麦換価金　二百十六円
二、袋　一枚
○同押第三一七号（氏名不詳同）
一、米等換価金　六百三十七円五十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三一八号（同）
一、米等換価金　四百円七十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三一九号（同）
一、米等換価金　二百九十五円八十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三二〇号（同）
一、米等換価金　六百五十九円九十銭
二、麻袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三二一号（同）
一、米等換価金　四百十五円十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三二二号（同）
一、米等換価金　七百二十五円二十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三二三号（同）
一、米等換価金　七百二十五円二十銭
二、布袋　一枚
○同押第三二四号（同）
一、米等換価金　五百八十三円六十銭
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三二五号（同）
一、米等換価金　六百二十九円七十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三二六号（同）
一、米等換価金　六百七十三円四十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三二七号（同）
一、米等換価金　四百九十三円八十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三二八号（同）
一、米等換価金　七百五十八円六十銭
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三二九号（同）
一、米等換価金　六百六十七円九十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三三〇号（同）
一、米等換価金　千十一円四十銭
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三三一号（同）
一、米等換価金　七百六十三円三十銭
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三三二号（同）
一、米等換価金　九百六円五十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第三三三号（同）
一、米等換価金　八百八十二円六十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚

毎日文庫
明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

物価号外

昭26.11.15.

一、同押第三三四号（同米等換価金　千四百七十八円九十銭
二、銭
一、同押第三三五号（同布袋　一枚
二、米等換価金　千四十九円六十銭
三、布袋　一枚
一、風呂敷
一、同押第三三六号（同米等換価金　千三百四十五円四十銭
二、銭
一、同押第三三七号（同麻袋　一枚
二、米等換価金　千三百三十五円八十銭
一、同押第三三八号（同米等換価金　千二百十六円五十銭
二、袋
一、同押第三三九号（同米等換価金　九百四十二円七十銭
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三四〇号（同米等換価金　九百八十七円六十銭
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三四一号（同米等換価金　八百三十円十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三四二号（同米等換価金　六百四十四円十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三四三号（同米等換価金　六百四十四円十銭
二、麻袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三四四号（同米等換価金　六百五十九円九十銭
二、麻袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三四五号（同米等換価金　六百二十九円七十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三四六号（同米等換価金　六百四十八円八十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三四七号（同米等換価金　六百七十七円五十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三四八号（同米等換価金　七百九十九円十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三四九号（同米等換価金　千三百五十九円七十
二、麻袋　一枚
一、同押第三五〇号（同米等換価金　九百五十一円七十銭
二、布袋　一枚
一、同押第三五一号（同米等換価金　七百九十六円七十銭
二、布袋　一枚
一、同押第三五二号（同米等換価金　四百三十四円
二、風呂敷　一枚
一、同押第三五三号（同米等換価金　四百三十四円
二、袋　一枚
一、同押第三五四号（同米等換価金　六百四十八円
二、風呂敷　一枚
一、同押第三五五号（同米等換価金　九百五十六円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三五六号（同米等換価金　六百六円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三五七号（同米等換価金　八百七十八円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三五八号（同米等換価金　九百五十六円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
一、同押第三五九号（同米等換価金　八百七十八円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三六〇号（同米等換価金　四百九十一円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三六一号（同米等換価金　二百円
二、手提箱　一個
三、袋　一枚
一、同押第三六二号（同米等換価金　二百円
二、手提箱　一個
三、袋　一枚
一、同押第三六三号（同米等換価金　千十円
二、麻袋　一枚
三、袋　一枚
一、同押第三六四号（同米等換価金　五百九十二円
二、麻袋　一枚
三、袋　一枚
一、同押第三六五号（同米等換価金　二百円
二、手提箱　一個
三、袋　一枚
一、同押第三六六号（同米等換価金　九百五十六円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
一、同押第三六七号（同米等換価金　六百四十八円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三六八号（同米等換価金　六百六円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三六九号（同米等換価金　九百五十六円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三七〇号（同米等換価金　四百九十一円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三七一号（同米等換価金　二百円
二、手提箱　一個
三、袋　一枚
一、同押第三七二号（同米等換価金　二百六十二円
二、手提箱　一個
三、袋　一枚
一、同押第三七三号（同米等換価金　九百五十九円七十
二、麻袋　一枚
一、同押第三七四号（同米等換価金　千三百五十九円七十
二、布袋　一枚
一、同押第三七五号（同米等換価金　七百九十六円七十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三七六号（同米等換価金　百九十五円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
一、同押第三七七号（同米等換価金　百九十五円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三七八号（同米等換価金　二百六十二円
二、手提箱　一個
三、袋　一枚
一、同押第三七九号（同米等換価金　二百円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
一、同押第三八〇号（同米等換価金　百九十五円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三八一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三八二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三八三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三八四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三八五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三八六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三八七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三八八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三八九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三九〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三九一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三九二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三九三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三九四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三九五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三九六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三九七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三九八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第三九九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四〇〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四〇一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四〇二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四〇三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四〇四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四〇五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四〇六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四〇七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四〇八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四〇九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四一〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四一一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四一二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四一三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四一四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四一五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四一六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四一七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四一八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四一九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四二〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四二一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四二二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四二三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四二四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四二五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四二六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四二七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四二八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四二九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四三〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四三一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四三二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四三三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四三四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四三五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四三六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四三七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四三八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四三九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四四〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四四一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四四二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四四三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四四四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四四五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四四六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四四七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四四八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四四九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四五〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四五一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四五二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四五三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四五四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四五五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四五六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四五七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四五八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四五九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四六〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四六一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四六二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四六三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四六四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四六五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四六六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四六七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四六八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四六九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四七〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四七一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四七二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四七三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四七四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四七五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四七六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四七七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四七八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四七九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四八〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四八一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四八二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四八三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四八四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四八五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四八六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四八七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四八八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四八九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四九〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四九一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四九二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四九三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四九四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四九五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四九六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四九七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四九八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第四九九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五〇〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五〇一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五〇二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五〇三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五〇四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五〇五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五〇六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五〇七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五〇八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五〇九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五一〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五一一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五一二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五一三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五一四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五一五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五一六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五一七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五一八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五一九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五二〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五二一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五二二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五二三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五二四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五二五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五二六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五二七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五二八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五二九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五三〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五三一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五三二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五三三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五三四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五三五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五三六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五三七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五三八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五三九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五四〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五四一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五四二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五四三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五四四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五四五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五四六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五四七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五四八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五四九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五五〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五五一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五五二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五五三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五五四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五五五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五五六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五五七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五五八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五五九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五六〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五六一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五六二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五六三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五六四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五六五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五六六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五六七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五六八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五六九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五七〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五七一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五七二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五七三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五七四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五七五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五七六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五七七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五七八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五七九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五八〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五八一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五八二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五八三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五八四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五八五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五八六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五八七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五八八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五八九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五九〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五九一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五九二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五九三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五九四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五九五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五九六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五九七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五九八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第五九九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六〇〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六〇一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六〇二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六〇三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六〇四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六〇五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六〇六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六〇七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六〇八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六〇九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六一〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六一一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六一二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六一三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六一四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六一五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六一六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六一七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六一八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六一九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六二〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六二一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六二二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六二三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六二四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六二五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六二六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六二七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六二八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六二九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六三〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六三一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六三二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六三三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六三四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六三五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六三六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六三七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六三八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六三九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六四〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六四一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六四二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六四三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六四四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六四五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六四六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六四七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六四八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六四九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六五〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六五一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六五二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六五三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六五四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六五五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六五六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六五七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六五八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六五九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六六〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六六一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六六二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六六三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六六四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六六五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六六六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六六七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六六八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六六九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六七〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六七一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六七二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六七三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六七四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六七五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六七六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六七七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六七八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六七九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六八〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六八一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六八二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六八三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六八四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六八五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六八六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六八七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六八八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六八九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六九〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六九一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六九二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六九三号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六九四号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六九五号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六九六号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六九七号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六九八号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第六九九号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第七〇〇号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第七〇一号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋　一枚
三、手提箱　一個
一、同押第七〇二号（同米等換価金　二百六十二円
二、袋

六、靴下止　一本（片方）
七、石ケン入　一個
八、櫛　一個
九、パイプ　一本
一〇、ホルム散　一袋
一一、豚皮製名刺入　一個
一二、外国人登録証明書　一枚
一三、木綿風呂敷　一枚
○同押第五二号（菅野実同）
一、黒作業服上衣　一枚
○同押第四六九号（北島丑之助外一名恐喝事件）
一、鉛筆　三本
○同押第二〇八号（川村トク外一名殺人未遂事件）
一、受領書　一枚
○同押第四五九号（桜井忠詐欺等事件）
一、番号札　四枚
三、箱くじ　四本
四、木箱　一個
○昭和二十六年押第一五九号（磯井宝三郎住居侵入窃盗事件）
三八、男物ズボン　一枚
三九、女物単衣　一枚
○同押第一七〇号（加藤一策横領事件）
一、上衣　一枚
二、帽子　一枚
○同押第六五号（村上芝信窃盗事件）
一、ゴムズボン　一枚
○同押第六五〇号（小野一郎外三名逮捕監禁事件）
一、梯子の棧　二本
○同押第九六号（水沢浩傷害事件）
一、丸薪　一本
○同押第一三号（箱崎みや煙草専売法違反事件）
一、葉煙草　三瓩
二、荒切煙草　五百瓦
三、煙草巻器　一個
○同押第六〇号（降矢勇賭博事件）
一、百円札　二枚　四号　竹棒　五本
二、籤箱　一個　五号　番号札　五枚
○同押第一八号（尾崎甲之助煙草専売法違反事件）
一、非売渡製造煙草　七本
二、煙草製造用器具　一個
○同押第三四号（高橋秀子同）
一、葉煙草　八百匁
○同保第一二三号（被疑者不詳二十名食糧管理法違反事件）
一、風呂敷等　換価金　三十五円
○同保第九二号（右同人同）
一、米等　換価金　一万六千百五十二円
○同保第一二三号（被疑者不詳十六名同）
一、布袋等　換価金　六十円
○同保第九三号（右同人同）
一、米等　換価金　一万一千八百九十八円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年押第二二号（被疑者不詳酒税法違反事件）
山口区検察庁
一、四斗容桶　十一本
一、とうし　一個
一、一斗五升容雲助　一本
一、一斗容雲助　二本
一、三斗五升容甕　二本
一、竹ざる　一個
一、じようご　一個
一、食器　一個
一、一斗壺　一本
一、蒸餾釜　一個
一、同連結管　一本
○同押第七一号（同）
一、一斗五升容壺　一本
一、一斗容壺　一本
○同押第七二号（同）
一、一斗容瓶　一本
一、一斗五升容雲助　二本
一、五升容罐　一個
一、五升容ゴム管　一本
一、蒸餾釜　一個
一、蒸餾器　一個
一、一斗五升容雲助　一本
一、二升容瓶　一本
一、一斗容雲助　二本
○同押第七三号（同）
一、蒸餾器　二個
一、硫酸瓶　二本
一、蛇管　一本

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年検二一五号（藤元秀雄外一名傷害暴行事件）
角館区検察庁
一、柳棒　一本
一、マッチ箱　一ケ

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年保第五四三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
尾道区検察庁
一、米換価金　二三〇円
○同保第五四七号（同）
一、同　六七二円
○同保第五四八号（同）
一、同　二四五二円
○同保第五四九号（同）
一、同　六三八円
○同保第五五〇号（同）
一、同　四七三円
○同保第五五一号（同）
一、同　三四五円
○同保第五五二号（同）
一、同　三六三円
○同保第五五三号（同）
一、同　一四二円
○同保第五五四号（同）
一、同　五二〇円
○同保第五五五号（同）
一、同　四七三円
○同保第五五六号（同）
一、同　一一三五円
○同保第五五七号（同）
一、同　五二〇円
○同保第五五八号（同）
一、同　一三〇一円
○同保第五五九号（同）
一、同　三一四六円
○同保第五六〇号（同）
一、同　四六三円
○同保第五六一号（同）
一、同　一九六円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十四年押第八一二号（工藤政市窃盗事件）
長野区検察庁
一、懐中電燈　一本
二、懐中電燈用電池　二本
○昭和二十五年押第七八九号（阿部勲同）
一、半袖メリヤスシャツ　一
二、パンツ　一
三、綿製紫色靴下　一
四、便箋　二
五、風呂敷　一
○昭和二十六年押庁外第一一号（伊藤泰雄漂流物横領事件）
一、松丸太　五本
○同押庁外第一二号（岡田吉治同）
一、松丸太　四本
二、杉松丸太　二十本
三、丸太　三本
○同押庁外第一三号（福沢六郎同）
一、松材丸太　五本
○同保第三八〇号（中村岩雄食量管理法違反事件）
一、換価金　二千百一円
○同押庁外第一四号（島田漂流物横領事件）
一、唐松　六本

○昭和二十三年押乙第二一号（周林生食糧管理法違反事件）
一、紙箱莚包　一
二、換価金　七十五円四十七銭
○同押乙第二二号（石井明同）
一、同　百五十円九十五銭
二、行李　一
○同押第一七号（伊藤まつ同）
一、換価金　百四十六円三十四銭
二、紙袋　二
○同押乙第一八号（寺島万作同）
一、竹行李　一
二、ボール箱　二
三、換価金　百七十四円二十銭
四、麻袋　一
○同押乙第二三号（中島謹一同）
一、換価金　百七十七円五十二銭
二、ボール箱　二
○同押乙第二四号（村田トキ同）
一、換価金　百五十円九十五銭
三、行李　一
○同押乙第二六号（亀田四郎同）
一、ボール箱莚包　一
二、行李　一
三、換価金　三百十二円六十八銭
○同押乙第二七号（和田正司同）
一、同　百七円八十二銭
二、莚付行李　一
三、布袋　二
○同押乙第二八号（日華貿易公司同）
一、換価金　六十四円六十九銭
二、木箱　一
三、同　一
○同押乙第三〇号（小林孝助同）
一、換価金　百四十五円四十銭
○同押乙第三六号（前田正夫同）
一、同　三百一円九十銭
二、莚付行李　二
○同押乙第四〇号（山本良夫同）
一、換価金　千六十五円三十三銭
二、石油空箱　三
○同押乙第四五号（氏名不詳同）
一、換価金　五百八十三円七十銭
○昭和二十四年押乙第四号（斎藤正一同）
一、同　七百九十円九十銭
二、布袋　二
○同押乙第一四号（池田商店同）
一、換価金　二千七十円三十銭
二、布袋　四
三、紙袋　四
○昭和二十五年押乙第二号（吉本次広同）
一、換価金　四千五十三円八十八銭
○同押乙第四号（本田某同）
一、同　八千六百二十一円三十六銭
二、荷札　二十四枚
三、現金　六百九十円
○同押乙第八号（谷村栄造同）
一、換価金　二千百八十七円九十六銭
二、紙袋　五
○同押乙第九号（北村三郎同）
一、換価金　千六百二十三円二十銭
二、荷札　十枚
三、貨物通知書　一
四、トランク　一
五、行李　一
六、布団　一
七、毛布　一
八、麻袋　一
九、風呂敷　一
一〇、木箱　一
一一、木綿袋　三
一二、麻紐　二
一三、包装紙　一
○同押乙第一三号（今井新治郎同）
一、換価金　千三百二十円
二、南京袋　二
三、布袋　一
○同押乙第一四号（本田浩元同）
一、換価金　五千四百六十三円
二、麻袋　一
○同押乙第一五号（山本某同）
一、換価金　三千八百八十六円
二、紙袋　五枚
○同押乙第二七号（金子勇吉同）
一、リックサック　二
二、風呂敷　一
三、木綿袋　二
四、換価金　二千三百三十六円
○同押乙第二九号（木下次郎同）
一、同　三千七百四十一円
○同押乙第三〇号（松川友吉同）
一、同　三千七百八十円
○同押乙第三一号（阿部明同）
一、同　三千五百五十八円
○同押乙第三二号（山崎実同）
一、同　四千五百八十二円
○同押乙第三三号（川口定吉同）
一、同　三千百十七円
○同押乙第三四号（山田長吉同）
一、同　五千四百六十九円五十銭
○同押乙第三五号（田中菊助同）
一、同　三千四百十二円

定価　一部　三円（官報本紙購読者には無料添付）
送料実費
発行所　東京都新宿区市谷本村町　印刷庁
電話九段五三一　振替東京一九〇〇　官報課

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可